



第9回紀の川市長期総合計画審議会 資料

紀の川市企画部企画経営課



序論

第 1 章 後期基本計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本市は、2017（平成 29）年度に第 2 次紀の川市長期総合計画基本構想を策定し、「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」の実現に向けて、2018（平成 30）年度から 2022（令和 4）年度までを計画期間とする「前期基本計画」に基づき、さまざまな施策を進めてきました。

この間、少子高齢化と人口減少の進行、新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル化の進展など、本市を取り巻く社会環境の変化がありました。

このような情勢や前期基本計画の取組の成果、本市の課題を踏まえ、より豊かな市民生活を実現し、次世代にも誇れるまちづくりを目指して、2023（令和 5）年度から 2026（令和 8）年度の政策の基本指針を示す「後期基本計画」を策定するものです。

(2) 計画の構成と期間

紀の川市長期総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、市長の政策方針に基づいた具体的な施策を示し取り組むため、改訂の時期を市長の任期と連動させることで、効果的かつ効率的な市政運営を目指します。

① 基本構想（計画期間：2018（平成30）年度を初年度とした9年間）

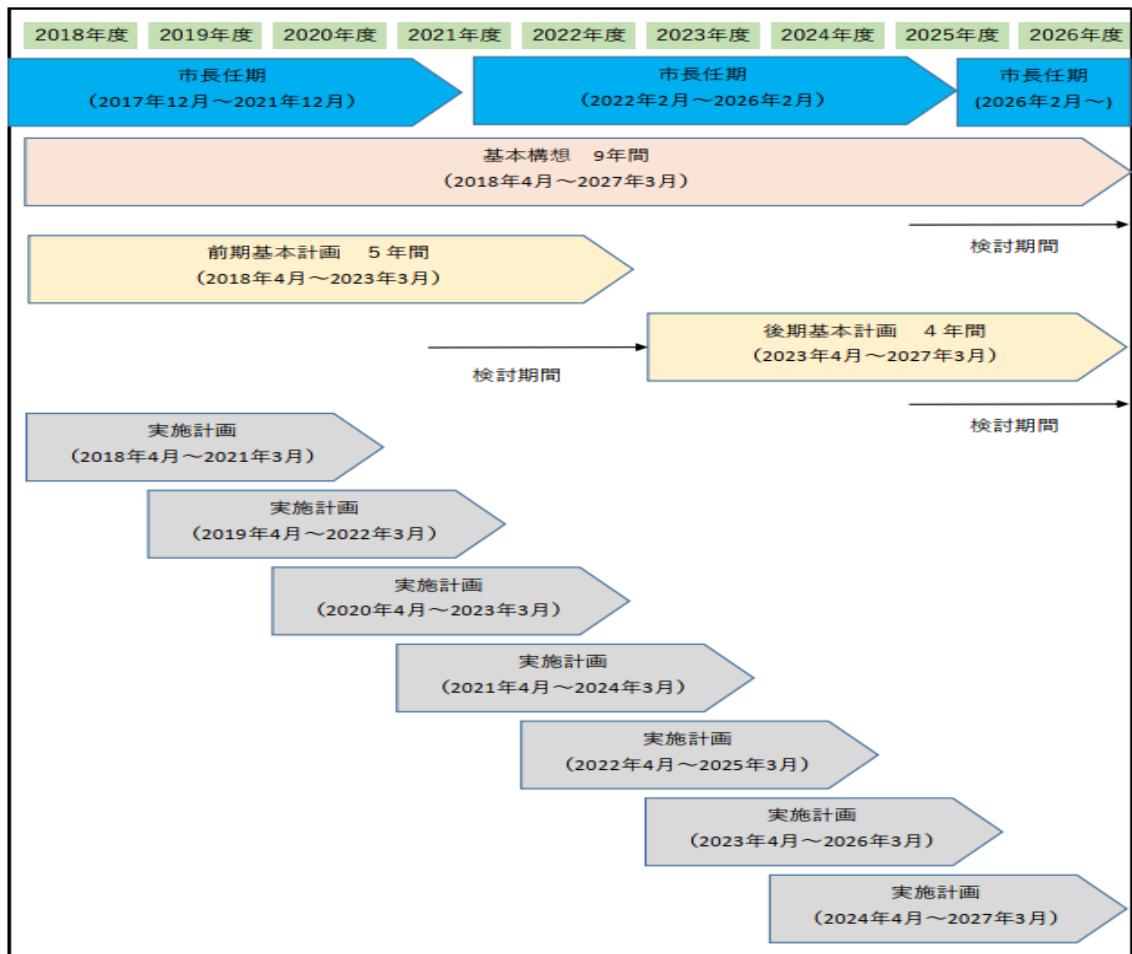
基本構想は、まちづくりの基本理念とこれにより実現を目指す紀の川市の将来像を定め、市政運営の基本方針を示すものです。

② 基本計画（計画期間：前期5年間、後期4年間）

基本構想を実現するため、行政と市民が一体となって進める具体的な取組（施策）を体系的に示したものです。

③ 実施計画（計画期間：3年間）

実施計画は、毎年度の予算化の中で事業実施を図るとともに、施策・事業の進捗状況や成果の達成状況を踏まえて、毎年度ローリング方式によって計画を見直すものです。



第2章 前期基本計画の取組状況と課題

前期基本計画の計画期間である2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの5年間における各施策の進捗状況については、2019（令和元）年度以降、新型コロナウイルス感染症による世界的な感染拡大の影響を大きく受けました。

このような状況ではありますが、各施策目標に沿った取組状況は次のとおりです。これらを踏まえ、後期基本計画の策定につなげます。

① 安心して健やかに暮らせるまち ～ともに支え合おう～

●目標達成状況

施策目標	基本施策	成果指標数	達成状況			
			目標を達成	概ね達成	目標を下回る	目標を大きく下回る
			100%以上	85%～99%	50%～84%	50%未満、未実施等
防災・防犯	地域防災力の向上	4	0	1	1	2
	効率的で効果的な消防体制の整備	3	0	1	2	0
	災害に強いまちの形成	4	1	1	2	0
	防犯・交通安全対策の推進	4	3	1	0	0
計		15	4	4	5	2
			26.7%	26.7%	33.3%	13.3%
健康・医療	健康づくりと疾病予防	5	2	2	1	0
	地域医療体制・医療サービスの充実	4	1	1	2	0
	医療保険制度の安定運営	4	4	0	0	0
計		13	7	3	3	0
			53.8%	23.1%	23.1%	0.0%
福祉	地域福祉の仕組みづくりと推進	3	0	1	1	1
	高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進	4	3	1	0	0
	障害者の自立支援	4	1	1	2	0
	生活に困窮している方への支援	3	1	1	0	1
計		14	5	4	3	2
			35.7%	28.6%	21.4%	14.3%
合計		42	16	11	11	4
			38.1%	26.2%	26.2%	9.5%

（達成状況は、2021（令和3）年度末時点での状況です。）

●取組状況

防災・防犯の施策では、近年、自然災害が多発する中、各地区の避難所の拠点として、5地区の中学校屋内運動場に空調設備の整備を行うとともに、自主防災組織設立を促進するための啓発を強化し、地域防災力や市民の防災意識の向上に努めました。消防機能としては、消防多機能車に搭載するドローンの配備を行い、治水対策としては、2016（平成28）年度から国への働きかけにより進めてきた紀の川の岩出狭窄部対策事業が完了しました。また、交通安全環境の整備として、グリーンベルトの設置、犯罪の抑止力となる防犯カメラ設置などによる地域防犯対策の推進を行いました。

今後も、市民が安全・安心な生活を送ることができるように、一層、取組を充実していく必要があります。

健康・医療の施策では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのワクチン接種体制の整備と機能の強化を図りました。また、健康寿命の延伸に向け、紀の川市民健康づくり11か条に基づき、チャレンジ100万歩事業などを継続的に行うことにより、健康づくりに取り組む市民は徐々に増えています。加えて「歩いて健康！乳がん検診の大切さを伝えよう」をテーマに「第1回ピンクリボンウォーキング」を開催し、健康づくりを習慣化できるような取組の充実を図り、誰もが幸せに暮らせるまちづくりを進めています。

「地域医療体制・医療サービスの充実」に関するこれまでの取組について、近年の市民意識調査によると、重要度が常に上位に位置しており、市民が安心して医療を受けられるように、医療体制の充実と福祉医療費助成を行っています。

福祉の施策では、地域福祉を支える民生委員児童委員やボランティアによる見守り活動の推進、市民ボランティアであるフレイルサポーターの養成とその活動を支援しました。また、地域包括ケアシステムによる取組や移動販売事業者2社との包括連携協定により、買い物支援を行っています。さらに、障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活することの支援として、地域生活支援拠点などの体制を整備しています。

「高齢者へのサービスの充実と健康づくりの推進」に関するこれまでの取組について、近年の市民意識調査によると、重要度と満足度が常に上位であり、また施策における成果指標の達成率は高くなっています。

今後は、関係機関などと連携し、複雑化・複合化する課題に対応するため、複合的な支援を必要とするケースにおいて、重層的支援体制の整備が必要です。

② 育み学ぶ元気なまち ～ともに育み生涯学ぼう～

●目標達成状況

施策目標	基本施策	成果指標数	達成状況			
			目標を達成	概ね達成	目標を下回る	目標を大きく下回る
			100%以上	85%～99%	50%～84%	50%未満、未実施等
子育て環境・保育サービス	子育て環境・体制の整備、支援	4	3	0	0	1
	保育環境の充実	3	2	1	0	0
	地域の子供の健全育成の推進	5	2	3	0	0
計		12	7	4	0	1
			58.3%	33.3%	0.0%	8.3%
学校教育	学校教育環境の充実	5	2	2	0	1
	子供の力をのばす教育	4	0	2	0	2
計		9	2	4	0	3
			22.2%	44.4%	0.0%	33.3%
生涯学習・生涯スポーツ	生涯学習の推進	4	0	2	2	0
	歴史資産の保護・活用	4	1	2	0	1
	スポーツの振興と環境の充実	4	1	0	1	2
計		12	2	4	3	3
			16.7%	33.3%	25.0%	25.0%
合計		33	11	12	3	7
			33.3%	36.4%	9.1%	21.2%

(達成状況は、2021(令和3)年度末時点での状況です。)

●取組状況

子育て環境・保育サービスの施策では、妊娠・出産期から子育て期までを切れ目なく支援するため、子育て世代包括支援センターを開設するとともに、支援に関係する部局や関係機関、団体などと連携し、それぞれの役割を担いながら協力しあい、総合的に取り組んでいます。

また、放課後児童健全クラブ(学童保育)の運営委託や環境整備を行うとともに、学童保育「てのひら」と「太陽の子」の施設の建替え、保育所では、粉河地区の私立保育園、公立保育所の統合により粉河保育園を開園しました。

今後においても、経済的な支援、相談体制の充実、母子の健康保持・増進、病気の予防や早期発見への取組など安心して子供を産み育てることができる環境の整備をより一層進めていくとともに、子供たちが心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支える環境や経験をできるように取り組む必要があります。

学校教育の施策では、1人1台端末などのICTインフラを整備し、個別最適な学び、協働的な学びといった新しい学びの実現に向け取り組んでいます。

また、子供たちが確かな学力を身に付けられるよう、授業でのICT端末の活用や学校図書館の活用、外国語教育の推進を図るため専門人材による児童生徒・教員への支援を行っています。

今後は、学校の適正規模・適正配置の推進や多様化する課題の解決、また「令和の日本型 学校教育」の実現に向けた教員への研修や支援などを行っていく必要があります。

生涯学習・生涯スポーツの施策では、子供から高齢者を対象に学びや文化に触れる機会を提供するとともに、利用者が快適に利用できるように経年劣化や、耐用年数の経過している施設などの整備・充実を図りました。また、図書館利用を促進するため、河北、河南図書館にWi-Fi環境の整備や自習スペースの確保やさまざまなイベントの開催に努めてきました。生涯スポーツにおいては、市内小学校の児童を日本体育大学に派遣し、トップアスリートとの交流を通してスポーツへの関心を高めました。また、市民公園内に複合遊具を備えた「野あそびの丘」を整備し、市民公園施設において指定管理者制度を導入することで、スポーツ分野の専門的なノウハウを活かした市民サービスの充実を図ってきました。

今後においても、多様な世代が障害の有無にかかわらず生涯学習に取り組むとともに、スポーツに親しむ機会を増やし、楽しむことができる環境づくりが必要です。

③ 交流と活気生まれるまち ～ともに生きがいを持とう～

●目標達成状況

施策目標	基本施策	成果指標数	達成状況			
			目標を達成	概ね達成	目標を下回る	目標を大きく下回る
			100%以上	85%～99%	50%～84%	50%未満、未実施等
農業振興・産業振興	地域の特性を生かした農業振興	4	1	1	2	0
	均衡の取れた農村や農地の整備	4	2	1	1	0
	商工業の振興	4	1	3	0	0
計		12	4	5	3	0
			33.3%	41.7%	25.0%	0.0%
雇用・就労	就労支援の充実と雇用創出の振興	4	1	1	1	1
計		4	1	1	1	1
			25.0%	25.0%	25.0%	25.0%
観光・交流	観光資源を発掘・活用した観光振興	4	0	0	2	2
	国際交流と国内交流	3	0	0	2	1
計		7	0	0	4	3
			0.0%	0.0%	57.1%	42.9%
合計		23	5	6	8	4
			21.7%	26.1%	34.8%	17.4%

(達成状況は、2021(令和3)年度末時点での状況です。)

●取組状況

農業振興・産業振興の施策では、道の駅「青洲の里」への農産物直売所の新設や6次産業化に取り組む農業者への支援事業としての加工商品開発コンテストの実施、新規就農者受入として担い手育成支援・受入体制の整備に取り組みました。また、桃と八朔を原料としたクラフトビールなどの商品開発を支援し、産業活性化を推進しました。また、八朔生産量日本一の紀の川はっさくのブランド化とあわせた八朔果皮含有成分による商品開発の支援にも取り組んでいます。

今後においても、新規就農者や担い手農業者の育成に取り組みながら、本市の強みである農業の振興と農商工の連携を図り、地域の稼ぐ力をつけ、市全体での経済循環・経済の活性化に向けて取り組む必要があります。

雇用・就労の施策では、トップセールスにより企業誘致を行った宿泊施設事業者との新規誘致がまとまり宿泊施設がオープンしました。創業支援として、市内高校2年生を対象に起業家教育の実施や女性の就労復帰の支援(ママジョブマルシェ)、就職を希望している高校3年生を対象に就職支援に取り組みました。

「就労支援の充実と雇用創出の振興」に関するこれまでの取組については、近年の市民意識調査の結果から重点的に施策の内容を検討しなければならない項目となります。雇用の場の創出・確保と雇用環境の充実につながる取組が必要です。

観光・交流の施策では、観光ガイドブックの作成に取り組み、観光PR動画を制作・配信しました。観光交流拠点「紀楽里」を整備し、観光交流を促進する場づくりに取り組みました。また、観光地域づくり組織(DMO)を設立し、国内外から観光客を受け入れていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光産業は大きな打撃を受け、本来想定していた運営が難しくなっています。

今後は、観光需要の回復が期待されることから、アフターコロナに向けて、本市の魅力を積極的にPRして観光交流に取り組む必要があります。

④ 快適で環境と調和するまち ～ともに自然と生きよう～

●目標達成状況

施策目標	基本施策	成果指標数	達成状況			
			目標を達成	概ね達成	目標を下回る	目標を大きく下回る
			100%以上	85%～99%	50%～84%	50%未満、未実施等
都市基盤整備・公共交通	土地の有効利用と住みよい都市環境の整備	4	1	2	0	1
	道路や橋梁などまちの基盤整備	3	1	0	1	1
	公共交通ネットワークの充実	4	0	0	4	0
計		11	2	2	5	2
			18.2%	18.2%	45.5%	18.2%
生活環境・環境保全・循環型社会	快適な生活環境の維持	4	0	1	2	1
	ごみや資源物の効率的な収集・処理	3	0	2	0	1
	適切な生活排水対策の推進	4	1	2	1	0
	水道水の安定的な供給	4	2	2	0	0
計		15	3	7	3	2
			20.0%	46.7%	20.0%	13.3%
自然環境	豊かな自然環境の保全	3	2	1	0	0
計		3	2	1	0	0
			66.7%	33.3%	0.0%	0.0%
合計		29	7	10	8	4
			24.1%	34.5%	27.6%	13.8%

(達成状況は、2021(令和3)年度末時点での状況です。)

●取組状況

都市基盤整備・公共交通の施策では、都市計画マスタープランの改定や市民の安全や機能性の向上のための道路や橋梁の老朽化対策、地域公共交通が市民の日常生活に溶け込んだものとなるよう、地域巡回バスのダイヤ・路線の改正、和歌山電鐵貴志川線やJR和歌山線の利用促進に努めました。

「公共交通ネットワークの充実」に関するこれまでの取組について、市民満足度が、近年の市民意識調査において、全調査項目中最下位となっているため、誰もが利用しやすい地域公共交通の確保が必要です。

生活環境・環境保全・循環型社会の施策では、快適な暮らしを実現するため、生活環境に関する相談・苦情への対応や不法投棄監視パトロールを実施するとともに、生活衛生の向上のため、狂犬病予防の集団接種や市営墓地の適正管理、「地球温暖化防止実行計画」に基づき取り組んでいます。また、ごみの減量化や資源化の促進のため、出前講座や「ごみの出し方 ルールとマナー」の冊子などでの啓発や高齢者などのごみ出し困難家庭への支援として「ふれあい収集」に取り組みました。生活排水対策としては、市民ニーズを踏まえた下水道全体計画の見直しにより、用途地域を中心とした整備を積極的に進めるとともに、合併処理浄化槽の設置に要する費用に対して補助金を交付し、水洗化率の向上を図っています。また、水道施設は老朽化が進行しているため、効率的な維持管理と計画的な更新を行っています。

地球温暖化対策に向けた脱炭素社会の構築の推進をはじめ、日常生活の住みよさ向上に向け、生活機能を維持するための取組を充実していく必要があります。

自然環境の施策では、自然環境の保全・整備の推進として、河川清掃や河川の保全・整備を推進するとともに、林道を随時パトロールし、森林へのアクセス道路の維持管理を行っています。

今後は、豊かな自然環境を保全し、将来に継承するための啓発や教育も必要です。

⑤ 健全で自立したまち ～ともに参加しよう～

●目標達成状況

施策目標	基本施策	成果指標数	達成状況			
			目標を達成	概ね達成	目標を下回る	目標を大きく下回る
			100%以上	85%～99%	50%～84%	50%未満、未実施等
人権尊重	人権が尊重された差別のない社会の実現	5	0	2	1	2
計		5	0	2	1	2
			0.0%	40.0%	20.0%	40.0%
地域自治・コミュニティ・地域振興	地域自治・地域コミュニティの充実	4	0	2	2	0
	地域の活性化と移住・定住環境の充実	4	2	0	1	1
計		8	2	2	3	1
			25.0%	25.0%	37.5%	12.5%
市民サービスの向上・財政経営・行政経営・職員育成	市政情報の発信と適正な情報管理	4	1	1	1	1
	健全な財政運営の確立	4	3	0	0	1
	将来を見据えた行政経営の推進	3	1	0	1	1
	職員の育成と職場環境の充実	3	0	1	2	0
計		14	5	2	4	3
			35.7%	14.3%	28.6%	21.4%
合計		27	7	6	8	6
			25.9%	22.2%	29.6%	22.2%

(達成状況は、2021(令和3)年度末時点での状況です。)

●取組状況

人権尊重の施策では、全ての人の人権が尊重された差別のないまちを目指して、人権映画会や人権講演会を開催し、人権啓発などに努めました。性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の感染者への誹謗中傷が社会問題になっているなど、人権問題は複雑化しています。

今後は、多様な人権問題に対応する効果的な啓発を、各種団体においても、現状を踏まえて積極的に推進するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた支援や環境整備に取り組む必要があります。

地域自治・コミュニティ・地域振興の施策では、近畿大学生物理工学部との連携において紀の川市消防団本部近畿大学部を結成、市内の企業見学を行うなど、連携事業を強化しています。また、「紀の川市空き家バンク」や各種補助制度を創設したほか、移住に関して必要な情報を集約した移住促進ポータルサイトによる情報発信とふるさと納税による寄附額の増加に向けた取組を強化しました。

今後も、地域活性化のために、積極的な事業を実施していく必要があります。

市民サービスの向上・財政運営・行政経営・職員育成の施策では、市民にとって身近な情報収集媒体となっている広報紙の充実に取り組みながら、多様な情報発信ツールを通して情報を提供するために、ホームページやLINEなどのSNSを活用しています。また、シティプロモーション事業として人気アニメの映画上映前にPR広告を放映するなど、シティプロモーション戦略を推進しました。

マイナンバーカード普及促進にも積極的に取り組み、全国では交付率がトップクラスとなりました。デジタル化を進めるために、行政手続に伴う各種申請書などの押印の廃止、オンライン申請の導入、手数料などのキャッシュレス化、また、職場環境の充実のためテレワークシステムを

導入しました。

今後においても、スリムで効率的な行政経営を実現するため、業務の負担軽減や見直しを図るとともに、多様化・複雑化する市民ニーズに合致した行政サービスの提供・充実に取り組む必要があります。

第3章 本市を取り巻く社会・経済情勢の変化

(1) 少子高齢化と人口減少の進行

我が国では、2008（平成20）年に始まった人口減少が今後、加速度的に進み、年齢別人口構成も年少人口（14歳以下）が減少する一方、老年人口（65歳以上）が増加する傾向にあります。また、国は人口減少や東京圏への過度な人口集中に歯止めをかけるため、2014（平成26）年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。本市においても、「紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生を推進する取組を進めています。

本市の人口は、2020（令和2）年の国勢調査では58,816人と2018（平成30）年の国立社会保障・人口問題研究所人口推計を下回っている状況です。また、同人口推計結果によると、2045年には約40,500人、2060年には約29,800人になり、年齢3区分別人口の推計結果は、年少人口と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し、老年人口が増加すると推計されています。

また、2021（令和3）年度には市内の一部地域（旧粉河町、旧那賀町、旧桃山町）が過疎地域に指定されるなど人口減少の著しい状況が顕著になりました。

このような少子高齢化と人口減少の進行により、経済や産業活動が縮小し税収が減少する一方で、社会保障費が増加するなど、市の財政への影響も大きくなることを見込まれるため、人口減少を抑制して年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能なまちの実現を目指す必要があります。

(2) 安全・安心な暮らしに対する意識の高まり

毎年、国内各所において大きな地震に加え気候変動による集中豪雨などの大規模な自然災害が発生しています。また、南海トラフ巨大地震による被害想定では、本市において震度6強の地震発生が予想されています。

県内では、これまで大地震をはじめとして、度重なる災害を経験し、多くの尊い人命を失い、経済的損失を被り、そのたびに復旧と復興を繰り返してきました。過去、南海トラフでは約100～200年の間隔で大地震（昭和東南海地震（1944（昭和19）年）、昭和南海地震（1946（昭和21）年））が発生していますが、発生後80年近くが経過しているため、次の大地震発生の可能性が高まっています。

そうしたことから、本市においても持続可能な社会づくりに向けた災害に負けない強さと、迅速に復旧・復興するしなやかさを併せ持ったまちづくりを推進していくため、2020（令和2）年に国土強靱化地域計画を策定しました。

また、健康面においては、1人当たりの医療費（国民健康保険の医療費）は年々増加傾向にあり、今後も生活習慣病などによる医療費の増大が懸念されます。生活習慣病を早期に予防し、重症化を防ぐことは、健康寿命の延伸にもつながる重要な要素です。個人を取り巻く生活環境や経済状況の変化などさまざまな社会的要因が健康に大きな影響を与えることから、個人の状況に応じた支援の必要性が高まっています。

(3) 子供を取り巻く環境の変化

少子高齢・人口減少社会にある我が国において、未来を担う全ての子供たちが尊重され、いきいきと暮らせる環境づくりを行っていくことは重要です。また、核家族化に加え、両親ともに働く世帯が主流となっており、安心して子供を預けられる環境整備が一層求められています。このような状況を受け、国においては、2019（令和元）年10月から始まった幼児教育・保育の無償化などの対策がなされており、出生率の向上に向け、今後、一層子育て支援が充実していくことが見込まれます。また、若者を対象とした意識調査によると、子育てに対する不安としては「子育てや子供の教育にお金がかかること」という回答が最も多い結果となっています。

一方で、いじめ、不登校児童生徒の増加といった子供を取り巻く課題への対応のほか、虐待、貧困の増加など子供を育てる家庭における課題への対応、子供や家庭を支える地域力の強化などが求められています。

(4) 経済・雇用環境の変化

近年、日本経済を取り巻く環境は、大きな変革期を迎えています。海外情勢による燃油や資材などの価格高騰により、生産コストが増加し、経済に深刻な影響を及ぼしています。

また、少子高齢化の進展による働き手不足の深刻化を補うために、ICT基盤の整備やAIを活用した設備投資が求められています。

本市の高校生世代を対象とした意識調査によると、定住意向を問う質問で、本市に住み続けられない理由としては「通える範囲に将来勤めたい仕事が見つからない」という回答が最も多い結果となっており、若者にとっても魅力的な雇用環境を整える必要があります。

(5) 産業の振興

本市の農業については、高齢化による従事者の減少や担い手不足による耕作放棄地の増加が問題となっています。また、商業についても同様に後継者がいないことによる店舗数の減少により、市外への消費流出が進んでおり、工業においても働き手の不足により技術の継承が難しくなっています。このような状況が続くと地域の活力が失われ地域経済の衰退を招くおそれがあります。そのため、地域資源を活用し、地域が自ら稼ぎ、地域内で経済を循環させる仕組みづくりを進める必要があります。

(6) 環境問題の深刻化

地球温暖化や大気汚染などの環境問題が世界的に深刻化しています。太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー事業を巡っては、国は温室効果ガスの排出について2050年までに排出「実質ゼロ」を表明し、市区町村においてもカーボンニュートラルへの取組が求められています。また、今後は太陽光発電パネルなどの廃棄物が大量に出ることが予想され、不法投棄による自然破壊につながる対策も求められています。

(7) デジタル化の進展

国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を指すとされており、2020（令和2）年9月デジタル庁が設置され、デジタル社会の形成が求められています。

市民の生活スタイルは、多様化しており、行政への需要も複雑化し、より高度な行政サービスが求められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人の接触や移動にさまざまな制約が課せられています。本市では、キャッシュレス決済サービスやオンライン申請を導入していますが、さらなる行政のデジタル化やオンライン化を進め市民にとって便利な暮らしを提供する必要があります。

(8) 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症は、2019（令和元）年12月に確認されて以降、世界的に感染が拡大しました。

企業の勤務形態は、新型コロナウイルス感染症の影響によりリアルな出勤からテレワークなどへ働き方が変化しています。このように企業活動や市民生活においてもさまざまな制約が課せられ、経済にも大きな影響を及ぼしています。

現在においても収束の目途が立っていない状況において、徹底した感染対策のもと、経済の回復、市民生活の支援に継続して取り組んでいくとともに、ウイズコロナ、アフターコロナの時代における価値観の変化を予測し、対応策を講じていくことが必要です。

(9) 持続可能な社会の実現

2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が全会一致で採択されました。SDGsは、「地球上の誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指すための国際目標であり、環境の保護や貧困の撲滅、ジェンダーの平等などの包摂性のある17のゴール・169のターゲットを設定しています。

国においても、持続可能な社会づくりに向け、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が進められており、本市においても、SDGsの目標を踏まえ、施策を推進していくことが必要です。

第4章 基本構想の概要

(1) 将来像とまちづくりの目標

①紀の川市の将来像

加速度的に進んでいく人口減少や急速な少子高齢化、大規模自然災害の発生リスクの上昇、経済・社会のグローバル化の進展、地球レベルでの環境問題の深刻化など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています

一方で、本市は、市民の多くが未来に託したいと考える美しい自然環境や全国トップクラスの生産量・品質を誇る果物をはじめとした豊富な農作物に加え、長年にわたり培われてきた価値ある歴史・文化、貴重な地域資源をふんだんに生かした産業など数多くの優れた魅力を有しています。

このような状況を踏まえ、本市が持つ優れた魅力を積極的に生かし、市民と行政が力を合わせてともに目指す本市の将来像を次のとおり定めます。

『人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち』

市民ワークショップや市職員ワークショップ、長期総合計画審議会において協議を重ね設定した本計画が目指す将来像には、以下のような想いが込められています。

- 紀の川市に多くの人を訪れ、来訪者・市民を問わず交流が盛んで活気にあふれるまち
- 恵まれた自然環境、豊かな地域資源を生かした魅力あふれるまち
- 生活している誰もが安全に安心して暮らせるまち
- 子供から高齢者まで全ての市民がいきいきと暮らせるまち
- 本市に関わるみんなが紀の川市に愛着を持っているまち

この将来像の実現に向けて次の5つの分野のまちづくりの目標を掲げ、政策を展開していきます。

②まちづくりの目標

「安全・安心」の分野

安心して健やかに暮らせるまち

～ともに支え合おう～

安全・安心は市民の生活を支える大事な基盤です。誰もが不安なく暮らしていくためには、子供や高齢者が巻き込まれる犯罪や交通事故を防止するとともに、南海トラフや中央構造線断層帯による地震などの大規模自然災害への対応が強く求められています。

そのような中、消防団や自主防災組織の活動を支援するとともに、防災訓練の実施など市民とともに防災意識を高め、防災・防犯設備の充実や交通安全運動の推進により、地域一体となって防災・防犯対策を強化することが重要になっています。

また、市内の医師不足や医療設備の充実をはじめとした医療体制の整備・充実や市民の健康づくりを推進することを目指します。

子供や高齢者、障害のある方など、多様な市民が心から安心して暮らすためには、福祉のさらなる充実も欠かすことはできません。必要な人に適切な福祉サービスを提供し、市民がともに支え合うことで安心して健やかに暮らすことができるまちを目指します。

「子育て・教育」の分野

育み学ぶ元気なまち

～ともに育み生涯学ぼう～

子育て・教育は次世代の担い手を育てる営みです。しかし、核家族化や共働き世帯の増加により、子育ての負担が増加しているほか、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭やひとり親家庭の増加などにより、子育てを支援する仕組みの充実が必要となっています。

そのような中、地域全体で子供や子育てを温かく見守り支えることがさらに重要になってきます。また、少子化など児童の減少による教育環境の変化への対応や、多様な世代が生涯を通して学び合うことができる機会をさらに充実していく必要があります。

生涯学習の機会を設けることは市民の生きがいや糧となるものです。地域に根ざした特色ある学校教育の充実によって学力の向上を図るとともに、幅広い世代が伝統ある歴史や文化に触れながら生涯学ぶことにより、子供も大人も元気に育ち学び続けることができるまちを目指します。

「産業・交流」の分野

交流と活気が生まれるまち

～ともに生きがいを持とう～

産業・交流は市の活性化の源となります。しかし、基幹産業である農業は、農産物の価格低迷や農業の担い手不足、耕作放棄地の増加など多くの課題を抱えています。

そのような中、農業生産基盤の維持・強化をはじめ、さらなる新規就農者の支援や農産物のブランド化などを検討するとともに、地産地消の推進など市民への継続した働きかけも必要となっています。

また、若者をはじめとした就労者のニーズを満たす企業誘致や産業創出の強化に努め、全ての産業を活性化することで雇用の場を確保し、併せて豊富な観光資源を生かした交流を図っていくことも重要です。

果物をはじめとした豊富な農作物などの強みを生かし、特色のある地域産業の振興や点在する観光資源の効果的な活用などによって交流を活性化させ、市民と市に関わる全ての人がいきいきと暮らすことができるまちを目指します。

「都市基盤・生活環境」の分野

快適で環境と調和するまち

～ともに自然と生きよう～

都市基盤・生活環境は市民の生活インフラを支える必要不可欠なものです。しかし、高度経済成長期に建設された道路や橋梁などの大量のインフラが維持更新できず、機能不全や安全性の低下に陥るおそれがあります。そのため、計画的なインフラの更新を進めるとともに、関西国際空港や大阪へのアクセスの良さを生かしながらさらなる交通の利便性を高めた都市基盤の形成が重要です。

また、紀の川をはじめとした美しく豊富な自然環境を大切に、次世代につないでいくことも重要です。そのために、市民が環境に対する意識を持ってまちづくりに参加する仕組みを構築し、市民と行政が一体となって快適で環境と調和のとれたまちづくりを推進します。

「地域づくり・行政経営」の分野

健全で自立したまち

～ともに参加しよう～

地域づくり・行政経営は地方自治の根幹を担うものです。しかし、人口減少や少子高齢化に伴い、地域づくりやコミュニティ形成のあり方にも変化が見られることから、これまでのつながりと併せて新しい人と地域のつながり、人と人とのつながりが求められています。

また、市民生活の多様化が進む中、新たな市民ニーズや課題に的確に対応するため効果的で効率的な行政経営が必要であり、地方分権の進展からより一層の責任と創意工夫が求められています。

そのような中、市民参画によるまちづくりを進めることにより、市民と行政が一体となった行政経営を行っていくことが重要であることから、行政評価などを積極的に活用し、持続可能で健全なまちを目指します。

③基本構想の推進にあたって

基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、以下の3つの視点（考え方）を組織横断的、施策横断的に意識し、取組を進めていきます。

また、人口減少や少子高齢化の影響、地方交付税の減少など社会情勢の変化に対応するため、特に重要な施策を明確にし、優先順位付けや予算の重点配分などに注力することで、これまで以上に効率的かつ効果的な行財政運営を展開していきます。

市民と行政が協働するまちづくり

第1次紀の川市長期総合計画では、「協働」を政策目標の1つとして掲げ、さらに「協働によるまちづくりの指針」を作成し、市民と行政が協働するまちづくりを推進してきました。人口減少と少子高齢化の進行をはじめ、今まで経験したことのない社会構造の変化や多様化する地域課題、行政サービスに対応するため、第2次紀の川市長期総合計画の基本構想の推進にあたって、市民と行政が協働するまちづくりを推進します。

地域活力の維持（紀の川市まち・ひと・しごと創生）に向けた取組

「紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本方針として、市民の希望をかなえ、子育てしやすく、安全安心で暮らしやすい地域づくりを進めるとともに、交流人口の増加を図ることで移住を促進するなど、人の流れと働く場づくりに取り組み、それらによって出生率の向上を図り、社会動態の減少を是正することで人口減少を抑制し、将来にわたって年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能な「強い」紀の川市づくりを進めることを掲げています。

この基本方針に基づき、総合戦略の基本目標である「地域資源を生かした魅力あるまち」「魅力ある仕事・職場のあるまち」「若い世代から選ばれるまち」「安全・安心で暮らし続けたいまち」の実現に向けて、本市の豊富な地域資源を生かし、全庁的に連携を図りながら取組を推進します。

効率的で効果的な行政経営

基本構想の推進にあたっては、成果とコストを意識した効率的で質の高い行政サービスを提供するという「行政経営」の考えに基づき、限りある経営資源（ヒト、モノ、カネ）の中で、市民本位の効率的で質の高い行政の実現を目指す必要があります。施策や事業などの評価・検証を踏まえた行政評価制度（PDCAサイクル）の活用により、効率的で効果的な行財政運営の確立を図ります。

(2) 将来人口

①国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果

国の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）が発表した推計（2013（平成25）年3月）によると、本市の人口は、国全体の人口よりも速いスピードで減少するとともに、年少人口や生産年齢人口が減少し、超高齢社会になることが予想されています。

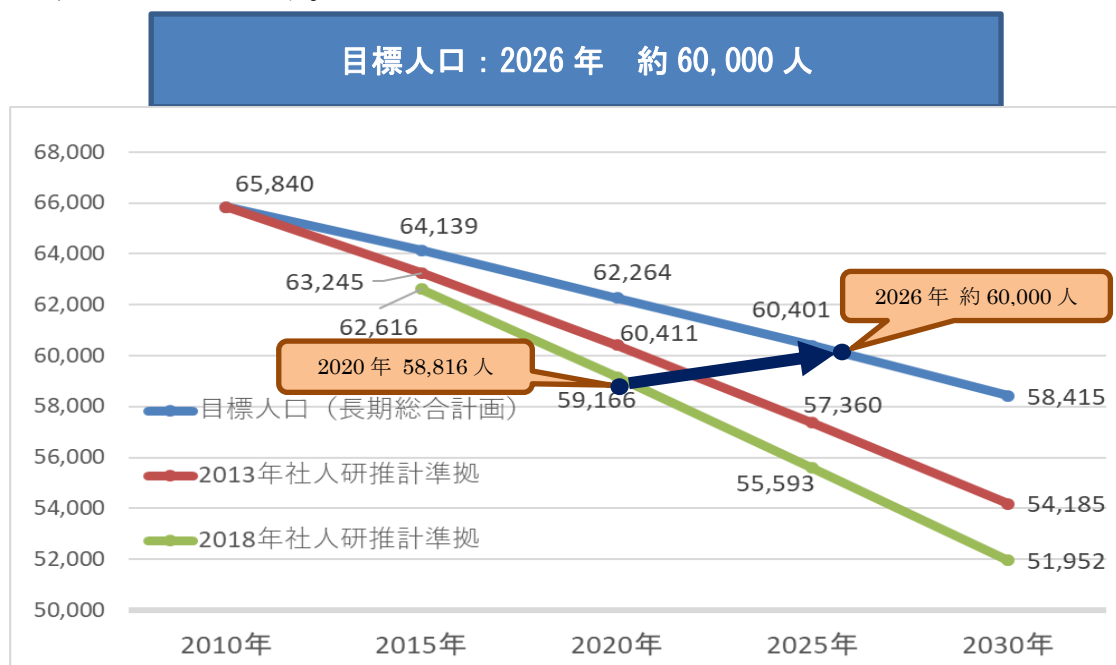
人口は年々減少していき、2060年には現在の人口の約52%程度、34,052人になると推計しています。大幅な人口の減少は、地域経済の停滞や地域文化の喪失、市の財政悪化などを引き起こす可能性があります。

②目標人口

市民が将来にわたって滞りなく行政サービスを受取り、豊かな生活を営んでいくためには、人口減少に歯止めをかける取組が必要です。

そこで、本市では、市民の希望をかなえ、安心して子供を産み育てられる環境の充実を図るなどの取組により、人口減少、少子化に歯止めをかけます。また、紀の川市で生まれ育つ若者が紀の川市で暮らし続けられるような取組を進めるなど人口流出を抑制します。さらに、他地域の方が移住できるような取組を進め、新しい人の流れを促します。

これらの取組により、本計画の最終年度である2026年の将来人口を約60,000人（紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの推計（将来展望人口））と設定し、本計画内の各種施策を進めていきます。



※このグラフは、基本構想に掲載した「社人研の将来推計と独自推計（目標人口）の比較」のグラフに、2018（平成30）年の社人研推計を付け足したものです。

※基本構想は、2018（平成30）年3月に策定した第2次紀の川市長期総合計画に掲げる9年間のまちづくりの目標です。本計画では、その一部を抜粋し基本構想の概要として掲載しています

重点プロジェクト

(1) 目標人口への挑戦

「基本構想の概要」第2章のとおり、本市の人口は、人口推計を約1,500人下回っており、このままの推移では、基本構想に掲げた2026（令和8）年の目標人口約60,000人の達成が非常に困難となります。

このため、後期基本計画では、基本構想を推進する中でも特に人口減少対策に注力し、これまでの取組の成果を礎として、将来を見据えた取組への果敢なチャレンジと本市が持つ優れた魅力を積極的な活用をもって、市民と行政が協力しながら目標人口の達成へ向かって挑戦していく必要があります。

(2) 重点プロジェクトの設定

内閣府の公表する「地域の経済 2014」によると、地方（3大都市圏を除く地域）において人口が増加した市町村の特徴としては、「製造業、商業の集積等がみられること」、「農業や観光等の拠点が所在するとみられること」があげられています。そして、このような市町村の昼夜人口比率は1倍を超え、雇用機会が比較的多く確保されていると分析されています。

また、製造業、商業の集積等がみられる人口10万人以上の都市の近隣にも、人口の増加した市町村が多く所在しており、子育て世代の人口構成割合が高く、出生率が高くなることで、人口の自然増加と社会増加が同時にみられる市町村が多い傾向にあります。

つまり、良好で安定的な雇用環境の下、住環境整備や子育て支援等の取り組みを進めることで、人口の流入、定着が進んだ結果、若い子育て世代の人口構成割合が高まることで出生率が高まった結果、人口が増加したと考えられます。

これらの分析の視点を取り入れ、人口減少からの脱却と目標人口の達成を実現するため、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の到来を見据えた中で、原油価格や物価高騰といった昨今の目まぐるしい社会情勢の変化に対応しながら、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）の中で「選択と集中」によって、重点的かつ優先的に取り組む「呼び込む」「稼ぐ」「育む」「未来をつくる」をテーマにした「重点プロジェクト」を設定します。

目標人口6万人達成へ向かって挑戦

呼び込む
プロジェクト

稼ぐ
プロジェクト

育む
プロジェクト

未来をつくる
プロジェクト

呼び込む プロジェクト	新たな人の 流れの創出	(背景) 人口が減少しているまちの活力を維持・発展させるため、新たな人の流れをつくる必要があります。
		(方針) 関係人口・交流人口を増加させ、賑わいの創出とともに新たな人の流れをつくり移住・定住者を呼び込む。
具体的取組		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 空家の利活用による住環境の向上や地域活性化に向けた取組 ○ 地域内企業への就職の促進（Uターン就職の推進） ○ 更なる地域の魅力発信に向けたシティプロモーションの充実 ○ 関係人口・交流人口の拡大に向けた取組 ○ 若者の移住者・定住者を増加させる取組 ○ ふるさと納税の更なる確保に向けた取組 ○ 観光資産を活かした新たな魅力を創出し、発信する取組 ○ 観光コンテンツの開発とポストコロナ・ウィズコロナを見据えた国内外からの誘客促進 		

稼ぐ プロジェクト	産業の 活性化	(背景) 労働力や所得が流出することによる地域経済の縮小を防ぐため、経済の活性化や好循環の形成が必要です。
		(方針) 市内事業者や企業を支援し、産業の活性化を図り、地域の稼ぐ力の向上と雇用を創出する。
具体的取組		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業横断的な地域の事業者間連携による新たなビジネスモデルの創出 ○ 若者の創業・起業に繋がる支援 ○ デジタル技術を活用した地元企業の生産性の向上や事業の持続性を高めるための支援 ○ 新たな働く場の創出に向けた企業誘致 ○ 地元企業の事業拡大や設備投資を促進し、雇用の拡大につながる取組 ○ 紀の川インターチェンジ周辺土地利用構想の実現に向けた取組 ○ 農産物の高付加価値化へ向けた支援と、加工品等の地域ブランドの創出 ○ 新規就農者の増加に向けた取組 		

育む プロジェクト	将来を担う	(背景) 少子化の進展に歯止めをかけるため、子どもを産み育てることに対する不安や負担を軽減し、子育てに希望を持つことができるようにすることが必要です。
	人づくり	(方針) 出産・子育てしやすい環境づくりに加え、教育環境の充実に取り組み、将来を担う人材を育む。
具体的取組		
<ul style="list-style-type: none"> ○ ICTを活用した学校教育内容の水準や質の向上 ○ 学校施設の充実 ○ 低年齢児の受入体制充実に向けた保育施設の再編 ○ 家庭教育の充実に向けた取組 ○ 郷土愛の醸成を図る取組 ○ スポーツ施設の整備・充実へ向けた取組 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 出会い、結婚、出産、子育ての切れ目のない支援 ○ 子育て世代の経済的負担の軽減 ○ 市内で出産できる場所の創出（公立那賀病院の機能強化・産科医院の開設支援）

未来をつくる プロジェクト	将来への	(背景) 将来にわたり都市機能や地域活力が失われないようにするため、持続可能なまちづくりが必要です。
	先行投資	(方針) 紀の川市の未来のため、安全で安心して便利に暮らすことができる住みよいまちづくりに向けた先行的な取組を進める。
具体的取組		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の設立支援などによる防災力の向上へ向けた取組 ○ 自治区や市民活動を支援する取組 ○ 京奈和関空連絡道路の実現に向けた取組 ○ 高等教育機関（農学部）誘致に向けた大学との関係づくり ○ 地域公共交通の維持・確保へ向けた取組 ○ 生活・公共インフラの充実に向けた取組 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園の充実に向けた取組 ○ デジタル化への取組（マイナンバーカードの活用、行政手続の利便性向上、情報格差対策） ○ 地球温暖化対策に向けた取組 ○ 多様な買い物環境の支援 ○ 発展性のある計画的な土地利用に向けた取組

第3部 基本計画

基本計画とは

第2次紀の川市長期総合計画後期基本計画体系表

SDGs

基本施策の見方

第1章 安全・安心

第2章 子育て・教育

第3章 産業・交流

第4章 都市基盤・生活環境

第5章 地域づくり・行政経営

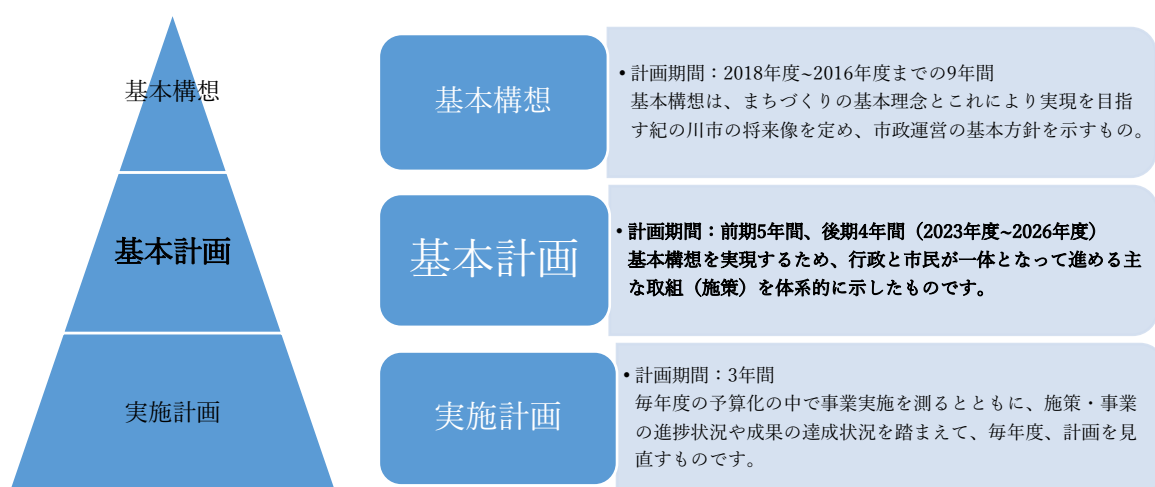
基本計画とは

基本計画は、2023（令和 5）年度から 2026（令和 8）年度までの 4 年間の計画期間とし、15 の施策、39 の基本施策で構成しています。市民の皆さまにより分かりやすく、具体的な内容をお伝えするため、39 の基本施策ごとに「目指す姿」「成果指標」「主な取組方針」などを示しています。

市の将来像である「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」を実現するため、基本構想で定める 5 つのまちづくりの目標のもとに 15 の施策、39 の基本施策を展開します。

施策体系は「第 2 次紀の川市長期総合計画基本計画体系表」のとおりです。

【基本計画の位置づけ】



【基本施策の内容】

市民の皆さまにより分かりやすく、施策方針を伝えるため、次の内容を明示しています。

- 関係課：基本施策の取組に大きくかかわる担当課を記載
- 目指す姿：基本施策の方向性を簡潔に記載
- 成果指標：市民の皆さまにどのような影響を与えるか（成果）という視点から目標値を設定
- 現状：基本施策を取り巻く環境を記載
- これまでの主な取組：前期計画の期間[2018（平成 18）年度から 2022（令和 4）年度]に取り組んだ内容を記載
- 関連する個別計画：当該基本施策の方針をより具体的に示している個別計画を記載
- 課題：優先的に解決すべき主な課題を記載
- 主な取組方針：今後 4 年間に優先的に実施する取組、主要な取組を記載
- 協働（市民に取り組んでほしいこと）：自主的に市民や地域の皆さまに行動してほしいことを記載
- SDG s アイコン：当該施策と関連のある SDG s の目標を記載

第2次紀の川市長期総合計画 後期基本計画 体系表

政策番号	政策目標	施策番号	施策目標	基本施策番号	基本施策
1	安全・安心	1	防災 防犯	1	地域防災力の向上
				2	効率的で効果的な消防体制の整備
				3	災害に強いまちの形成
				4	防犯・交通安全対策の推進
		2	健康 医療	1	健康づくりと疾病予防
				2	地域医療体制・医療保険制度の充実
		3	福祉	1	地域福祉の推進
				2	高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進
				3	障害者の自立支援
2	子育て・教育	1	子育て環境 保育サービス	1	子育て環境・体制の整備、支援
				2	保育環境の充実
				3	家庭と地域による子供の健全育成の推進
		2	学校教育	1	学校教育環境の充実
				2	子供の力をのばす教育
		3	生涯学習 生涯スポーツ	1	生涯学習の推進
				2	歴史資産の保護・活用
				3	スポーツの振興と環境の充実
		3	産業・交流	1	農業振興 産業振興
2	均衡の取れた農村や農地の整備				
3	商工業の振興				
2	雇用 就労			1	就労支援の充実と雇用創出の振興
				3	観光 交流
3	観光 交流			1	観光資源を発掘・活用した観光振興
		2	国際交流・多文化共生の推進		
4	都市基盤・ 生活環境	1	都市基盤整備 公共交通	1	土地の有効利用と住みよい都市環境の整備
				2	道路や橋梁などまちの基盤整備
				3	公共交通ネットワークの充実
		2	生活環境 環境保全 循環型社会	1	快適な生活環境の維持と地球温暖化対策の推進
				2	ごみや資源物の効率的な収集・処理
				3	適切な生活排水対策の推進
				4	水道水の安定的な供給
		3	自然環境	1	豊かな自然環境の保全
		5	地域づくり・ 行政経営	1	人権尊重
2	地域自治 コミュニティ 地域振興			1	地域コミュニティの充実と協働の推進
				2	地域の活性化と移住・定住環境の充実
3	市民サービスの向上 財政運営 行政経営 職員育成			1	デジタル化の推進
				2	市政情報の発信と市政参加の促進
				3	健全な財政運営の確立
				4	将来を見据えた行政経営の推進
				5	職員の育成と職場環境の充実

長期総合計画とSDGsの一体的な推進

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015 (平成27) 年9月の国連サミットにおいて、加盟国のでよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓った持続可能な社会の実現を目指すSDGsの理念は、将来にわたって持続可能なまちであり続けることを目指し取り組みを進めることを関連付け一体的な推進を図ります。

政策番号	政策目標	施策番号	施策目標	基本施策番号	基本施策	1	2	3	4	5	6	7	
						貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	
1	安全・安心	1	防災 防犯	1	地域防災力の向上								
				2	効率的で効果的な消防体制の整備								
				3	災害に強いまちの形成								
				4	防犯・交通安全対策の推進								
		2	健康 医療	1	健康づくりと疾病予防								
				2	地域医療体制・医療保険制度の充実								
		3	福祉	1	地域福祉の推進								
				2	高齢者へのサービス 充実と健康づくりの推進								
				3	障害者の自立支援								
2	子育て・教育	1	子育て環境 保育サービス	1	子育て環境・体制の整備・支援								
				2	保育環境の充実								
				3	家庭と地域による子供の健全育成の推進								
		2	学校教育	1	学校教育環境の充実								
				2	子供の力をのばす教育								
		3	生涯学習 生涯スポーツ	1	生涯学習の推進								
				2	歴史資産の保護・活用								
				3	スポーツの振興と環境の充実								
		3	産業・交流	1	農業振興 産業振興	1	地域の特性を生かした農業振興						
2	均衡の取れた農村や農地の整備												
3	商工業の振興												
2	雇用 就労			1	就労支援の充実と雇用創出の振興								
				3	観光交流								
4	都市基盤・生活環境			1	都市基盤整備 公共交通	1	土地の有効利用と住みよい都市環境の整備						
		2	道路や橋梁などまちの基盤整備										
		3	公共交通ネットワークの充実										
5	地域づくり・行政経営	1	人権尊重	1	人権が尊重された差別のない社会の実現								
				2	地域コミュニティの充実と協働の推進								
		2	地域自治 コミュニティ 地域振興	1	地域コミュニティの充実と協働の推進								
				2	地域の活性化と移住・定住環境の充実								
3	市民サービスの向上												
3	市民サービスの向上 財政運営 行政経営 職員育成	1	デジタル化の推進										
		2	市政情報の発信と市民参加の促進										
		3	健全な財政運営の確立										
		4	将来を見据えた行政経営の推進										
		5	職員の育成と職場環境の充実										

全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030（令和12）年までに持続可能
 っており、国においても積極的に取り組まれています。
 める当市にも当てはまるものです。そこで後期基本計画では、各基本施策の達成に向けた取組とSDGsの目標（ゴ

8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナースHIPで目標を達成しよう
			●						●
			●						●
			●		●				●
			●	●				●	●
			●						●
			●						●
			●						●
		●	●						●
●		●	●						●
●			●					●	●
●			●						●
			●						●
			●						●
			●						●
			●						●
		●	●						●
●	●		●	●					●
●	●		●		●				●
●	●		●						●
●	●		●						●
●			●	●					●
		●	●				●		●
	●		●						●
			●		●	●			●
			●	●	●	●			●
			●			●			●
			●		●		●		●
		●	●						●
			●						●
		●	●						●
		●	●						●
		●	●					●	●
			●					●	●
●			●						●

政策 1 安全・安心

安心して健やかに暮らせるまち

～ともに支え合おう～

- | No. | 基本施策 |
|-------|----------------------|
| 1-1-1 | 地域防災力の向上 |
| 1-1-2 | 効率的で効果的な消防体制の整備 |
| 1-1-3 | 災害に強いまちの形成 |
| 1-1-4 | 防犯・交通安全対策の推進 |
| 1-2-1 | 健康づくりと疾病予防 |
| 1-2-2 | 地域医療体制・医療保険制度の充実 |
| 1-3-1 | 地域福祉の推進 |
| 1-3-2 | 高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進 |
| 1-3-3 | 障害者の自立支援 |

1-1-1: 地域防災力の向上

<関係課> 危機管理消防課

■ 目指す姿

自助・共助・公助の役割が機能し、市民、地域、行政が一体となった災害に強いまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
自主防災組織率(世帯割)	全世帯に占める自主防災組織が既に設置されている自治区に所属する世帯数の割合で、地域防災力が向上しているかを測る指標	88.1% (R3)	100.0%
自主防災組織の活動に参加している市民の割合	市民意識調査で「参加している」と回答した市民の割合で、地域における共助の取組状況を測る指標	12.4%	50.0%
家具固定を行っている市民の割合	市民意識調査で「固定している」「固定が必要な家具類がない」と回答した市民の割合で、市民の自助の取組状況を測る指標	37.7%	50.0%
水や食糧などを備蓄している市民の割合	市民意識調査で「1週間分以上の備蓄をしている」「3日分程度の備蓄をしている」と回答した市民の割合で、市民の自助の取組状況を測る指標	52.0%	70.0%

■ 現状

- 全国的に大規模災害が相次ぎ発生していることから、災害時における円滑で迅速な避難の確保と災害対策の実施体制の強化を図るため、2021(令和3)年に災害対策基本法の一部が改正され、避難勧告・避難指示の一本化や障害のある方や高齢者などの避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村において努力義務となりました。
- 本市では、自主防災組織の組織率100%を目指して設立を推進していますが、人口減少や高齢化などの理由により、組織が設立できていない地域もあります。2021(令和3)年度末現在では、88.1%の組織率となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の発生以降、集団での防災研修や防災訓練が十分に実施できていません。また、避難所を開設する際においても、集団感染を防ぐための対策が必要になりました。
- 迅速で正確な防災情報の伝達のため、防災行政無線の放送内容の聞きなおしサービスの導入や市のホームページやメール配信サービスを活用した情報伝達手段の充実を図っています。
- 行政の防災対応力の強化を目指し、職員による防災訓練を行うとともに、防災マニュアルの整備を進めています。また、物資の供給をはじめとしたさまざまな分野の民間企業との災害協定の締結を進めています。

■ これまでの主な取組

- 指定避難所への震度感知式鍵ボックスの設置 [2018(平成30)～2020(令和2)年度]
- 防災行政無線の放送内容聞きなおしサービスの導入 [2019(令和元)年度～]
- 指定避難所への防災倉庫の設置 [2019(令和元)～2020(令和2)年度]
- 指定避難所となる中学校屋内運動場への空調整備 [2021(令和3)～2022(令和4)年度]
- 視覚・聴覚に障害のある方などに対する戸別受信機の貸出 [2022(令和4)年度～]

■ 課題

- 市民の防災意識の向上と災害対策を促進する必要があります。
- 自主防災組織の設立促進と活動活性化のための取組が必要です。
- 避難所環境の充実とスムーズな避難所開設、運営に向けた取組が必要です。
- 災害対策本部機能の充実と計画的な備蓄物資・資機材の整備が必要です。
- 誰もが確実に防災や災害の情報を入手できるように伝達手段の充実が必要です。

■主な取組方針

方針①:防災意識の啓発、普及

- 各家庭における水・食料などの基本的な備蓄や家具固定などの災害対策を啓発します。
- 定期的にハザードマップを更新し、市民に対して防災情報の収集手段や各地区の危険箇所、避難所までの安全なルートの確認を促します。
- 自主防災組織の必要性を引き続き周知・啓発するとともに、未設置自治会に対しては設立を支援します。また、自主防災組織の活性化や自主運営を目指すための研修支援などを行い、活動を促進します。
- 自主防災組織や防災リーダー会などと連携し、防災訓練や地域ごとの避難所開設・運営訓練などを実施します。また、地域住民の核となる防災リーダーの育成に取り組みます。
- 避難行動要支援者を安全に避難させるための個別避難計画を関係各課と連携して作成します。
- 若年層の防災意識を高めるため、動画による防災情報の配信や小学生を対象とした防災教室などを開催します。

方針②:防災施設などの計画的な整備

- 自主防災組織が地域の実情に応じて防災倉庫や資機材などを購入できるよう、補助制度による支援を行います。
- 災害想定に応じた備蓄食料の確保や資機材の整備を計画的に進めるとともに、それらを保管する拠点の整備を進めます。
- 避難所における良好で安全な生活環境の確保を目指した整備に取り組みます。
- 視覚や聴覚などに障害のある方や情報の入手が困難な人が確実に情報を収集できるよう支援を引き続き実施します。

方針③:行政の防災対応力の強化

- 災害対策本部の立ち上げや避難所運営訓練を実施するとともに、各種マニュアルの検証を行い、随時、更新します。
- 災害時における人的・物的応援の受入れを円滑に行うことができる受援体制を構築します。
- 災害対策や復旧を円滑に行うためのシステム構築を進めます。
- 災害時における人的・物的支援を確保するため、民間企業などとの災害協定の締結を推進します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 家庭での備蓄や家具固定を行います。
- 地域の防災訓練や研修に参加します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域防災計画	2021(令和3)年度～
国民保護計画	2006(平成18)年度～
地震防災対策アクションプログラム	2021(令和3)年度～

1-1-2: 効率的で効果的な消防体制の整備

<関係課> 危機管理消防課

■ 目指す姿

安全・速やかに活動できる消防体制を構築するとともに、市民が安心して暮らせるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
消防団活動が地域の防災力向上に貢献していると感じている市民の割合	市民意識調査で「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した市民の割合で、充実した消防団活動が行えているかを測る指標	71.3%	100.0%
消防団員の充足率	市条例で定める消防団員定数(1,407人)の充足率で、効果的な消防体制が構築されているかを測る指標	94.7%	100.0%
火災発生件数	市内における年間火災発生件数で、火災予防対策の取組が推進されているかを測る指標	20件 (R3)	現状値未滿
消防、救急体制に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、消防、救急体制の満足度を測る指標	43.8%	70.0%

■ 現状

- 本市の常備消防は、岩出市と2市により設置している那賀消防組合が担っており、非常備消防である消防団と密接に連携・協力し、消防体制を確立しています。
- 全国的に消防団員の高齢化や担い手不足が進んでおり、後継者の確保が課題となっています。本市の消防団員数は、県内2位の規模を備えていますが、消防団員の2008(平成20)年度末時点の平均年齢が43歳であったのに対し、2021(令和3)年度末時点では48歳となっています。
- 特に山間部では消防団員の高齢化と担い手不足が深刻となっており、平野部においてもサラリーマンなどの被用者団員が増えています。そのため、2018(平成30)年度から消防団協力事業所制度を導入し、地域の消防団活動に協力していただく事業所を増やし、消防団員が活動しやすい環境づくりに取り組んでいます。
- 消防団本部女性分団と近畿大学生物理工学部に消防団本部近畿大学部を設立しました。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「消防団の活動が地域の防災力の向上に貢献していると感じている市民の割合」は、71.3%となっています。
- 毎年度、地域の消防施設の整備や資機材の配備をするなど消防力の向上を図っていますが、約800か所ある防火水槽については、老朽化が進んでいます。

■ これまでの主な取組

- 新入団員訓練や幹部訓練、全方面隊による分団訓練の実施(毎年度)
- 消防器具庫の更新・建替:10棟 [2018(平成30)~2021(令和3)年度]
- 防火水槽の更新・整備:6基 [2018(平成30)~2021(令和3)年度]
- 小型ポンプ付積載車の更新・整備:20台 [2018(平成30)~2021(令和3)年度]
- 消防団員報酬の改定 [2022(令和4)年度]

■ 課題

- 消防団員の確保と消防団組織の再編に向けた検討が必要です。
- 消防団活動を効率的・効果的に実施するため、消防団員の能力向上と新たな技術・機器の導入が必要です。
- 消防団の認知度向上を図るため、活動を広く周知する取組が必要です。
- 市民や事業所の火災予防に対する意識の向上に向けた取組が必要です。
- 消防施設や資機材の継続的な更新整備が必要です。

■主な取組方針

方針①:持続可能な消防団体制の構築

- 消防団員の報酬・手当の見直しや装備品の充実、消防団応援店制度の導入を行い、処遇の改善を図ります。
- 山間部などにおける消防団員の高齢化や担い手不足に対応するため、地元との調整を図りながら、再編成を含めた効率的・効果的な消防団体制の検討を行います。
- 消防団協力事業所制度を普及させ、消防団員が活躍しやすい体制づくりに努め、被用者団員の増加による日中の機動力低下防止を図ります。また、消防団体制を強化するため、学生消防団認証制度を浸透させます。
- 消防団員の能力向上のため、消防団強化制度を充実させ、消防に関する知識の習得と消防団員間における指導体制を強化します。また、無人航空機(ドローン)を活用した消防団活動を充実させるため、消防団員のドローン操縦者を育成します。
- 女性分団や近畿大学部の育成を継続的に行い、消防団活動の活性化を図ります。
- 消防団の認知度向上を図るため、活動内容などを積極的に情報発信します。

方針②:火災予防対策の推進

- 那賀消防組合や女性分団、女性防火クラブなどの関連団体と連携し、各家庭における火災予防の知識習得や地域の防火意識の向上を図ります。
- 那賀消防組合と連携し、火災警報器の適正な設置を推進します。

方針③消防・救急・救助体制の充実

- 岩出市と那賀消防組合との連携を強化し、消防・救急・救助体制を充実させます。

方針④消防施設の計画的な整備

- 計画的に消防器具庫、小型ポンプ付積載車、防火水槽の整備を進めます。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 消防団活動に協力します。
- 防火・防災・応急手当に関する知識を高めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域防災計画	2021(令和3)年度～

1-1-3: 災害に強いまちの形成

<関係課>◎建設総務課、道路河川課、住宅政策課、農地整備課、危機管理消防課

■目指す姿

大規模自然災害に備えた対策を進め、安全・安心な居住地が確保されているまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
災害対策に対して満足と 感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、災害対策に関する取り組みが、市民にどの程度満足されているかを測る指標	24.3%	50.0%
ため池改修箇所数	警戒を要するため池のうち、対策を講じたため池の箇所数で、改修がどの程度進んでいるかを測る指標	26 箇所 (R3)	46 箇所
住宅耐震改修の補助件数	住宅耐震化促進事業による耐震改修に対する補助件数で、市民の耐震化に対する取組状況を測る指標	年間 21 件 (R3)	4 年間で 80 件

■現状

- 国が実施する紀の川の岩出狭窄部対策事業については、2021(令和3)年3月に完成しました。また、現在国は藤崎狭窄部対策事業と麻生津無堤防地区対策事業に取り組んでいます。
- 市内の普通河川の氾濫を未然に防ぐため、「普通河川整備要綱」を2019(平成31)年4月に制定し、市が準用河川とともに河川の浚渫や護岸改修などを行っています。また、県管理河川については、河川の状況を見ながら、土砂撤去などを県に要望しています。
- 近年頻発する豪雨により、紀の川や貴志川に隣接する低地部の湛水対策のために、国営総合農地防災事業などで排水対策が実施されています。
- 本市には、2021(令和3)年度末現在で699か所の農業用ため池があります。そのうち豪雨や地震時に警戒が必要な防災重点農業用ため池として304か所が県により指定されており、計画的な改修や水位計などの設置が求められています。
- 大きな被害が予想される東海・東南海・南海3連動地震や南海トラフ巨大地震に備えるため、旧耐震基準で建築された住宅の耐震診断・耐震改修を促進しています。

■これまでの主な取組

- 水防施設の適正な維持管理の実施(毎年度)
- 緊急自然災害防止対策事業計画に基づく護岸改修:8件 [2020(令和2)~2021(令和3)年度]
- 海神池と平池へのため池水位管理システムの整備 [2021(令和3)~2022(令和4)年度]
- 防災重点農業用ため池の改修:26か所 [2021(令和3)年度末現在]
- 耐震改修補助件数:63件 [2018(平成30)~2021(令和3)年度]

■課題

- 老朽化した水防施設の適正な維持管理や更新整備が必要です。
- 農業用ため池をはじめとした農地・農業用施設の地域ぐるみによる適正な保安全管理や整備改修が必要です。
- 旧耐震基準で建築された住宅の耐震化に向けた取組が必要です。

■主な取組方針

方針①: 治水・排水対策の推進

- 水害時において、排水機場・樋門が適切に操作できるよう、日常的な操作訓練や機器の管理を行います。
- 市が管理する準用河川と普通河川の氾濫・浸水被害を未然に防ぐため、計画的に河川の浚渫や護岸改修を進めます。
- 国が実施する藤崎狭窄部対策事業と麻生津無堤防地区対策事業について、早期完成を国に要望します。
- 大雨による浸水の可能性がある地域における今後の排水対策のあり方の検討を進めます。

方針②: 土砂災害防止対策の推進

- 県と協力・連携し、土砂災害対策を推進します。

方針③: 農地・農業用施設の災害対策の推進

- 排水機の保全計画に基づき、更新・長寿命化などの対策を進めます。
- 農地湛水被害の軽減・解消を図るため、国や県などの関係機関と連携し、排水機や排水路の整備を計画的に推進します。
- 県の定める「ため池改修加速化計画」に基づき、県や地元と連携を図りながら、農業用ため池の改修を実施します。
- 農業用ため池への水位計・監視カメラ・雨量計の設置を推進するとともに、利用していない農業用ため池については廃止工事を推進します。

方針④: 住宅耐震化の推進

- 計画的な戸別訪問の実施や、広報紙や市ホームページなどによる啓発を行うとともに、住宅耐震化に必要な補助を行います。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- ため池や用排水路の維持管理をします。
- 住宅の耐震化に取り組みます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域防災計画	2021(令和3)年度～
耐震改修促進計画	2021(令和3)年度～2025(令和7)年度

1-1-4: 防犯・交通安全対策の推進

<関係課>◎危機管理消防課、商工労働課、道路河川課、建設総務課、交通政策課

■目指す姿

交通安全や防犯に対する意識を高めるとともに、安全な交通環境の整備や防犯対策を行い、交通事故や犯罪の起きにくいまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
市内交通事故発生件数 (人身事故)	市内で発生した人身事故の件数で、交通安全対策の進捗状況を測る指標	98件 (R3)	現状値未満
高齢者(65歳以上)の事故発生件数	市内で発生した高齢者(65歳以上)の事故件数で、高齢者に対する交通安全対策の進捗状況を測る指標	44件 (R3)	現状値未満
犯罪率	人口千人あたりの刑法犯認知件数の割合で、防犯対策の進捗状況を測る指標	3.47% (R3)	現状値未満
消費者被害にあわないように注意している市民の割合	市民意識調査で「消費者被害に注意している」「どちらかといえば注意している」と回答した市民の割合で、啓発活動の周知度合を計測する指標	91.7%	現状値以上

■現状

- 高齢者ドライバーの増加とともに、高齢者が交通事故の加害者となることが多くなっています。本市の交通事故発生件数は、ここ数年減少傾向にありますが、2021(令和3)年度の人身事故件数98件のうち、44件は高齢者が関係する事故となっています。そうした中、高齢者を対象とした交通大学を開講し、高齢者の交通事故の防止と交通安全に対する意識の啓発を行っています。
- 子供の交通安全対策と交通安全意識の向上を図るため、交通指導委員会や交通安全母の会と連携し、登下校時における見守りを実施しています。また、岩出警察署と連携し、市内保育所への交通安全教室を実施しています。
- 市民が安全・安心に暮らせるまちづくりの実現に向けて、自治会が実施する防犯灯・防犯カメラの設置費用に対する補助を行っており、近年は防犯カメラの設置要望が増加傾向にあります。
- より安全な通学路を実現するため、通学路交通安全プログラムによる関係機関との通学路合同点検の結果に基づき、グリーンベルトや区画線などを設置しています。
- 消費者が安全で安心な日々を過ごせるよう、関係機関と連携しながら、消費者問題に関する相談窓口の開設や情報収集・提供を行い、消費者問題を未然に防ぐとともに、早期解決に取り組んでいます。近年は、高齢者からのインターネット通販に関する相談件数が増加しています。

■これまでの主な取組

- 防犯カメラの設置補助件数:31件 [2018(平成30)～2021(令和3)年度]
- 防犯灯の設置支援件数:2,157件 [2018(平成30)～2021(令和3)年度]
- グリーンベルトの設置延長:4,013m(18路線) [2020(令和2)～2021(令和3)年度]

■課題

- 小・中学生の自転車マナーの向上と高齢者の交通安全対策への取組が必要です。
- 高齢者の被害が大半を占める巧妙化、複雑化した特殊詐欺に対する対策が必要です。
- 交通事故減少のため、関係機関との連携による交通安全施設の整備が必要です。
- 消費者相談体制の充実を図る必要があります。

■主な取組方針

方針①:交通安全対策の推進

- 小・中学生の自転車マナーや高齢者の交通マナーの向上を図るため、幼少期から高齢者までの交通安全教育を検討し、その段階に応じた交通安全教室を実施します。
- 関係各課との連携により、免許返納者に対する支援策についての検討を進めます。

方針②:放置自転車対策の推進

- 駐輪場などでの駐車マナーを啓発し、歩行者への配慮や盗難防止を推進します。
- 放置自転車などの対策として、各駅駐輪場などの見回りを強化または放置されにくい環境づくりに取り組みます。

方針③:地域防犯対策の推進

- 増加している特殊詐欺などの被害を減少させるため、防犯教室などを開催します。
- 各自治会への防犯灯・防犯カメラ設置などに対する補助を行い、地域一体となった防犯対策を推進します。
- 公共施設への防犯カメラの設置を推進します。

方針④:交通安全施設の整備

- 通学路合同点検の結果により対策が必要となった箇所に対して、計画的にグリーンベルトや区画線などを設置します。
- 関係機関と連携し、ガードレールやカーブミラー、標識、道路照明などを整備・要望します。

方針⑤:消費者の安全対策の推進

- 消費者問題の未然防止と早期解決のため、対面相談に加えオンラインを活用した相談窓口を開設し、相談体制の強化と充実を図ります。
- 成人年齢の引き下げに伴い、若年層に対して消費者被害防止に関する啓発を強化します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 交通ルールや交通マナーを守ります。
- 地域の防犯、交通安全教室に積極的に参加します。

1-2-1:健康づくりと疾病予防

<関係課>◎健康推進課、国保年金課

■目指す姿

市民が健康な生活習慣や心の健康に理解を深め、自分に合った効果的な健康づくりに楽しく取り組み、生涯を通じて健康的な生活を送ることができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
健康寿命	健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間で、市民がどれだけ健康で長生きできているかを測る指標	男 79.94 歳 女 84.40 歳 (R3)	現状値以上
健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合	市民意識調査で「取り組んでいる」「どちらかといえば、取り組んでいる」と回答した市民の割合で、市民の主体的な健康づくりの取組状況を測る指標	65.8%	70.0%
各種がん検診受診率	がん検診(集団検診・個別健診)の受診率で、市民の主体的ながんの早期発見、早期治療につながる取組状況を測る指標	胃 6.7% 大腸 15.0% 肺 14.3% 乳房 17.0% 子宮 11.1% (R3)	胃 10.0% 大腸 25.0% 肺 17.0% 乳房 25.0% 子宮 15.0%
特定健診受診率	40～74 歳の国民健康保険被保険者の特定健診(集団健診・個別健診)の受診率で、市民の主体的な疾病の早期発見、早期治療につながる取組状況を測る指標	36.6% (R3)	42.0%

■現状

- 市民の健康寿命は男女ともに延伸しており、引き続き「健康増進計画」で掲げる基本理念である「食べて動いて笑ってのぼそう健康寿命」の実現に向けて、市民一人一人が日常生活において健康づくりを習慣化することができる取組の推進が求められています。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合」は65.8%となっていますが、30代から50代にかけての年齢層の取組が他の年齢層と比較して低い状況です。
- 2020(令和2)年中における老衰を除く本市の死亡要因は、1位は悪性新生物(がん)、2位は心疾患、3位は脳血管疾患となっており、全国や県と同様に悪性新生物(がん)による死亡者が多くなっています。
- 各種がん検診や特定健診の受診率は新型コロナウイルス感染症による集団検診の中止や受診控えの影響もあり、2020(令和2)年度に大幅に減少しました。
- 特に子宮頸がん検診については、受診率が低調であるため、積極的な受診率向上につながる取組が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症対策については、ワクチン接種をはじめ、県と連携しながら感染の予防や拡大防止に取り組んでいます。

■これまでの主な取組

- 「紀の川市民健康づくり11か条」の概要版全戸配布 [2020(令和2)～2021(令和3)年度]
- 新型コロナウイルス感染症対策の実施(マスク配布・集団接種会場の設置) [2020(令和2)年度～]
- 個別検診(胃がん・肺がん検診)における二重読影体制整備 [2020(令和2)～2021(令和3)年度]
- 「いのち支える自殺対策計画」の策定 [2020(令和2)年度]
- 集団特定健診会場にて特定保健指導を開始 [2021(令和3)年度]

■課題

- 世代ごとに異なる健康課題やライフサイクルに応じた、よりよい運動習慣・生活習慣を定着させる取組が必要です。
- がん検診受診率の向上を図る取組が必要です。
- こころの健康づくりにつながる取組を推進していく必要があります。
- 感染症の予防の徹底とまん延防止に取り組む必要があります。
- 特定健診受診率・特定保健指導利用率を向上する必要があります。

■主な取組方針

方針①:健康づくりの推進

- 規則正しい生活習慣やこころとからだの健康に関する正しい知識を身につけられるよう「紀の川市民健康づくり 11 か条」を周知するとともに、11 か条に基づく取組の実践を促します。
- 「健康増進計画」に掲げた健康課題のうち、運動や食生活の改善につながる取組を進め、特に 40 代、50 代の運動習慣者の増加を目指します。
- 健康づくりに取り組む動機付けとなる健康ポイント制度の導入を検討します。
- 民間企業との連携を図り、市民の健康づくりを推進します。

方針②:がん対策の推進

- ピンクリボンキャンペーンや広報紙による啓発などを通じて、がん検診の積極的な受診勧奨を実施し、受診率の向上に取り組めます。
- 精密検査が必要な人に対するフォローを徹底し、精密検査受診率の向上を図ります。
- 医師会と連携を密にし、がん検診の精度管理を充実させた体制づくりに取り組めます。
- 子宮頸がんのリスクを啓発するため、自宅でHPVの検査ができるキットの活用や、ナッジ理論を活用した効果的な勧奨・周知を行います。

方針③:自殺対策の推進

- 自殺対策を支える人材(ゲートキーパー)を育成するとともに、自殺を防ぐための正しい知識や理解を市民に普及するため、啓発・周知に努めます。

方針④:感染症対策の推進

- 麻しん・風しん・結核などの特定感染症予防のため、ワクチン接種率の向上を目指します。
- 新興感染症の発生時には、県や関係各課と連携し、感染拡大防止対策に取り組めます。また、適宜、正確な情報を提供します。

方針⑤:特定健診・特定保健指導の充実

- 特定健診受診率を向上させるため、特定健診未受診者に対し、ナッジ理論の活用など、効果的な受診勧奨を実施します。
- 特定保健指導を利用しやすい環境をつくれます。また、民間企業との連携を図り、より効果的な運動習慣の定着に向けた取組を推進します。
- 医療機関との連携を密にし、引き続き糖尿病をはじめとした生活習慣病の重症化予防対策に取り組めます。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 定期的に検診を受け、健康に関する正しい知識や情報を得ます。
- 継続的に健康づくりに取り組めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
健康増進計画	2018(平成 30)年度～2023(令和 5)年度
いのち支える自殺対策計画	2020(令和 2)年度～2024(令和 6)年度
国民健康保険特定健康診査等実施計画	2018(平成 30)年度～2023(令和 5)年度
国民健康保険データヘルス計画	2018(平成 30)年度～2023(令和 5)年度

1-2-2: 地域医療体制・医療保険制度の充実

<関係課>◎健康推進課、国保年金課

■目指す姿

市民の誰もが必要なときに安心して、質の高い医療サービスを受けることができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
かかりつけ医を持っている人の割合	市民意識調査で「かかりつけ医がいる」と回答した市民の割合で、地域で安心して医療サービスが受けられているかを測る指標	67.6%	75.0%
地域医療に満足していると感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、地域医療体制の満足度を測る指標	42.5%	現状値以上
救急医療をいつでも受けられると感じている市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合で、救急医療体制の満足度を測る指標	56.1%	現状値以上
国民健康保険税収納率 (現年課税分・一般分)	自主財源の収納状況を測る指標	96.8% (R3)	97.3%

■現状

- 高齢化の進行により、医療や介護の必要が高くなる人の増加が見込まれており、病床数が限られる医療機関での療養だけでは対応が難しくなることから、かかりつけ医を中心とした在宅医療の推進が求められています。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「かかりつけ医を持っている人の割合」は67.6%となっています。
- 本市と岩出市で構成する那賀圏域においては、岩出市と共同運営する公立那賀病院をはじめ、計8病院が所在し、多くは急性期や慢性期の医療を担っています。また、救急医療については、那賀休日急患診療所が一次救急を担い、那賀圏域内の6病院の輪番制により休日・夜間の二次救急を担当しています。
- 産婦人科医の不足により、2020(令和2)年から公立那賀病院での分娩が休止しています。公立那賀病院をはじめ、県や関係機関との連携を図り、市内で安心して出産ができる体制の早期整備を進める必要があります。
- 2016(平成28)年8月から子ども医療費助成制度の対象を中学生の外来診療まで拡大し、中学校卒業まで医療費無料化を実現しています。
- 国保直営診療施設である鞆淵診療所と細野診療所については、へき地医療の拠点として重要な役割を担っており、安定的なへき地医療の提供に向けて、現在、老朽化した鞆淵診療所の新築移転を進めています。

■これまでの主な取組

- 骨髄等移植ドナー助成制度の創設 [2019(令和元)年度～]
- 鞆淵診療所への指定管理者制度の導入 [2019(令和元)年度～]
- 定期外予防接種費用助成制度の創設 [2020(令和2)年度～]
- 医療費適正化に向けた重複・多剤対策事業の開始 [2020(令和2)年度～]
- 那賀休日急患診療所の新築・移転完了 [2021(令和3)年度]

■課題

- 患者の状態に応じた適切な医療を安定的かつ継続的に提供することができる体制づくりを進める必要があります。
- 安心して出産することができる体制が必要です。
- へき地においても充実した医療が提供できるよう診療環境などを整える必要があります。
- 国民健康保険制度の安定的な運営を図る必要があります。

■主な取組方針

方針①: 地域医療体制の充実

- 安定的な受診機会の確保と、質の高い医療を提供できるよう、県や公立那賀病院をはじめ、医師会や歯科医師会、薬剤師会などと連携し、より効果的な地域医療体制の充実を図ります。
- 県や岩出市と連携し、公立那賀病院の機能強化について検討します。また、市内への産科の誘致を進めます。
- 地域で安心して医療サービスが受けられるよう、かかりつけ医を持つよう推進します。

方針②: 救急医療体制の充実

- 救急医療体制の適正・適切な利用を促進するため、役割・機能、利用方法などについて、一層の周知を図ります。
- 岩出保健所、公立那賀病院、那賀医師会などと連携し、災害時の救急医療体制の構築を図ります。

方針③: 福祉医療費助成の実施

- 経済的負担の軽減を図り、誰もが安心して医療を受けられるよう、医療費の助成を実施します。
- 子ども医療費助成の対象者の拡充を図ります。

方針④: へき地医療体制の充実

- 国保直営診療施設が、安定的に運営できるよう取り組みます。
- 鞆淵診療所については、利用者の利便性向上を図るため、移転新築を実施します。

方針⑤: 国民健康保険制度の安定的運営

- 国民健康保険税の収納率向上に努めます。
- 医療費の適正化を図るため、重複多剤対策やジェネリック医薬品の利用を促進します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 近所の医療機関のかかりつけ医を持ちます。
- 限りある医療資源を適切に利用します。

1-3-1: 地域福祉の推進

<関係課> 社会福祉課

■ 目指す姿

地域に暮らす人々がともに支え合える地域をつくり、安心して暮らせるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
民生委員児童委員 1人当たりの平均年間活動日数	地域福祉の活動状況を測る指標	79日 (R3)	110日
民生委員児童委員の充足率	地域福祉に関わる人材の確保ができていないかを測る指標	100.0% (R3)	100.0%
ボランティア活動に参加している市民の割合	市民意識調査で「ここ1年でボランティア活動に参加している」と回答した市民の割合で、ボランティアなどの地域活動の活性化状況を測る指標として設定	17.4%	25.0%
自立世帯件数	生活保護制度と困窮者自立支援制度を活用し、自立に至った世帯数で、生活困窮者への支援の成果を測る指標	2件 (R3)	4年間で10件

■ 現状

- 全国的に少子高齢化、核家族化、新型コロナウイルス感染症の影響などにより地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民の福祉ニーズが多様化するとともに、地域で支え合い、助け合いながら生活する地域のつながりが希薄化してきています。
- 地域での課題解決や専門的な支援を担う福祉人材の育成が必要です。また、地域福祉活動を活性化させるため、中心的な役割を担うリーダーの育成も必要です。
- 地域などでは解決できない課題については、各種専門機関などと連携し、情報共有や解決策の検討を行っていく必要があります。そのための仕組みづくりが求められています。また、生活困窮者をはじめとする複合的な課題や自立支援に適切に対応していくためにも、分野を横断した相談支援体制を構築・拡充していく必要があります。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「ここ1年でボランティア活動に参加したことのある市民の割合」は、17.4%となっています。
- 本市の生活保護率は、2021(令和3)年度において6.92%となっており、近年横ばいの状況が続いていますが、被保護者の約7割が高齢者世帯であり、保護の脱却が難しい状況が予想されます。今後、一層の高齢化により、被保護者の増加が見込まれます。

■ これまでの主な取組

- 社会福祉協議会との連携による生活困窮者対策に取り組む体制の強化 [2021(令和3)年度]
- 「地域福祉計画」の改定 [2022(令和4)年度]
- 民生委員児童委員の継続した定員確保

■ 課題

- 地域住民がともに支え合い助け合う地域づくりに取り組む必要があります。
- 地域福祉を支える担い手の確保や中心的役割を担うリーダーの育成が必要です。
- 複雑化・複合化した生活課題や福祉ニーズに対応できる相談・支援体制の充実が必要です。
- 生活困窮者などに対する就労支援や生活再建のための適切な支援が必要です。

■主な取組方針

方針①多様なニーズに対応できる支援体制の構築

- 庁内各部署や福祉関係機関、地域福祉団体などとの連携を強化し、地域住民の複雑化・複合化した生活課題や福祉ニーズに対応できる相談支援体制、包括的な支援体制の構築に取り組みます。
- 多様な相談に対応できる職員の育成を図ります。
- 各相談窓口の一覧などを広報紙やホームページなどに掲載して周知を図ります。

方針②:地域におけるつながりの構築・強化

- 地域で暮らす人々が地域に関心を持ち、日常的に声かけや見守りに取り組めるよう、地域住民が支え合い助け合う地域づくりの構築に取り組みます。
- 民生委員児童委員や社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉活動を促進します。

方針③:活動の担い手の確保・育成

- 地域福祉を支える民生委員児童委員、ボランティア、地域福祉団体などの担い手の確保や中心的役割を担うリーダーの育成を行います。
- 地域の身近な相談相手である民生委員児童委員などの活動を強化するため、研修や情報提供などの充実を図ります。

方針④:様々な問題を抱える世帯に対する自立支援と生活保護

- 生活困窮者などに対する支援制度の周知・普及を進めます。
- 要保護状態に至る前の生活困窮者からの相談受付を充実するとともに、個別の困窮実態に応じた支援を推進します。
- 生活保護受給者に対する健康保持・増進、疾病予防の意識付けを行い、健康状態の改善による自立阻害要因の解消に努めるとともに、就労機会の確保に取り組みます。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 積極的に地域住民との交流を行います。
- 地域福祉活動に参加します

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域福祉計画	2023(令和5)年度～2027(令和9)年度

1-3-2: 高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進

<関係課> ◎高齢介護課、地域包括支援センター

■目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らすことができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
認知症高齢者等個人賠償責任保険加入者数	認知症高齢者を介護する家族の心的負担の軽減を測る指標	24人 (R3)	75人
認知症サポーター数	認知症サポーター養成講座の受講修了者数で、地域で支えあう認知症対策が進んでいるかを測る指標	4,669人 (R3)	7,200人
介護認定を受けている人の割合	65歳以上の人のうち、介護認定を受けている人の割合で、高齢者の健康づくり、生活習慣病予防への取り組み状況を測る指標	21.9% (R3)	現状値未滿
自主運動サークルなどの活動拠点数	高齢者の健康・生きがいづくりの取組状況を測る指標	122拠点 (R3)	170拠点

■現状

- 全国的に高齢化が進行し、65歳以上人口の割合は2022(令和4)年3月確定値で29.0%となっています。本市においてはそれよりも高齢化の進行は早く、65歳以上人口の割合は、33.5%(2022(令和4)年3月時点)と全国値を上回っています。
- 認知症高齢者の数は、2025(令和7)年には全国で約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達すると見込まれており、今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気とされています。本市においても、認知症に関する家族などからの相談件数が増加しています。認知症になっても安全・安心に暮らし続けられるよう認知症の人やその家族を支援する体制づくりや取組が必要です。
- 2022(令和4)年実施の生活機能チェック調査の結果から、コロナ禍である2020(令和2)年から2022(令和4)年の2年間では、コロナ前である2016(平成28)年から2018(平成30)年までの2年間と比べて、健常高齢者からフレイルへ進行した人の割合が5%高くなっており、コロナフレイルの影響が示唆されます。
- 本市の要介護認定率は21.9%(2022(令和4)年3月時点)で全国値の18.9%を大きく上回り、和歌山県の21.9%と同率となっています。
- 厚生労働省は2025(令和7)年までに住民主体の通いの場に参加する高齢者の割合を8%とすることを目指し、取組を推進することが望ましいとしていますが、本市においては2022(令和4)年3月時点で約6%となっています。

■これまでの主な取組

- 紀の川歩(てくてく)体操の活動拠点が42か所増加 [2018(平成30)年度～2021(令和3)年度]
- 見守りと生活支援を目的とした移動販売車による移動カフェの開始 [2020(令和2)年度～]
- 認知症高齢者等個人賠償責任保険制度の創設 [2021(令和3)年度]
- 特定非営利活動法人フレイルサポート紀の川との間で高齢者のサポートに関する包括連携協定を締結 [2021(令和3)年度]
- 成年後見制度の利用促進などを目的とした権利擁護センターを社会福祉協議会内に設置 [2022(令和4)年度]

■課題

- 高齢者にとってやりがいや生きがいを見つけ、社会活動に参加するきっかけとして、就労やボランティア活動などの機会の確保や充実を図ることが必要です。

- 認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症になっても安全・安心に暮らし続けられるよう認知症の人やその家族を支援する体制づくりが必要です。
- 認知症サポーターを育成し、チームオレンジとして地域での見守り活動や啓発活動に取り組む人材を育成する必要があります。
- 今後増加が予想される独居高齢者や高齢者のみの世帯への対応として、地域の活力による見守りなどの共助体制を確立する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症による活動自粛に起因するフレイルの進行について、今後対策を講じていく必要があります。

■主な取組方針

方針①: 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

- 地域において就労やボランティアなどの担い手として活躍できる仕組みづくりに取り組みます。
- 社会との交流が希薄になることで心身の活力が低下する社会的フレイルを予防します。

方針②: 認知症対策の充実

- 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう認知症の人とその家族を支援する取組を展開します。
- 認知症サポーターの養成やチームオレンジの創設など地域ぐるみで見守り、支える体制の構築に取り組みます。

方針③: 高齢者の尊厳への配慮と安全・安心な生活環境の確保

- 権利擁護に関する体制の充実や虐待の防止に向けた関係者間の連携を強化します。
- 災害などの緊急時における支援や見守りなど地域の共助体制の確立に取り組みます。

方針④: 介護保険制度の持続可能性の確保

- 健康づくりやフレイル予防に効果的な「通いの場」の普及拡大に向け、積極的な参加を促す情報発信などの取組を展開します。
- 事業所への運営指導やケアプラン点検などにより、介護サービスの質の向上を図ります。

方針⑤: 地域包括ケアシステムの推進

- 多様化する高齢者を取り巻く問題に迅速に対応するため、関係機関のネットワークの構築を図ります。
- 移動販売などの多様なサービス提供主体による生活支援体制の整備に取り組みます。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 自ら積極的に社会参加するとともに地域で支え合う意識を高めます。
- 介護保険制度を理解し適切に利用します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
介護保険事業計画及び高齢者福祉計画	2021(令和3)年度～2023(令和5)年度
地域福祉計画	2023(令和5)年度～2027(令和9)年度

1-3-3: 障害者の自立支援

<関係課> 障害福祉課

■ 目指す姿

障害があっても住み慣れた地域で心豊かに暮らせるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
障害のある方が地域で安心して生活できると感じる市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合で、障害のある方が地域で安心して生活できる状態になっているかを測る指標	41.6%	50.0%
就労移行支援事業の利用者数	障害のある方の社会参加の状況を測る指標	16人 (R3)	21人
理解促進研修・啓発事業の参加者数	障害のある方への理解促進状況を測る指標	184人 (R3)	800人

■ 現状

- 本市では、2017(平成29)年3月に策定した「第2次障害者基本計画」に掲げる基本理念である「住みなれた地域で支え合う心豊かな共生のまち」の実現を目指して、計画に基づく取組を推進しています。
- 本市の身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあります。療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。
- 障害のある方が自らの意思決定により、希望する地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実が求められています。
- 障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所や入院からの地域移行を進めるための地域生活支援拠点などの整備をより一層進めることが重要となってきています。
- 障害や介護、子育てなどの属性別の支援方法では対応困難な複雑化、複合化した相談内容に対応できるよう、包括的な相談支援体制のさらなる充実・強化が求められています。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「障害のある方が地域で安心して生活できると感じている市民の割合」は、41.6%となっており、市民の半数を下回っています。

■ これまでの主な取組

- 「広げようこころの輪手話言語条例」の制定 [2017(平成29)年度]
- 医療的ケア児支援連携会議の設置 [2019(令和元)年度]
- 成年後見制度の利用促進などを目的とした権利擁護センターを社会福祉協議会内に設置 [2022(令和4)年度]
- 基幹相談支援センターへの専門職員の増員(正職員1人)による相談支援体制の強化 [2022(令和4)年度]
- 地域生活支援拠点の充実(相談支援事業所3か所、居宅介護事業所1か所登録) [2022(令和4)年12月現在]

■ 課題

- 障害のある方に対する市民の理解を促進するための啓発に取り組む必要があります。
- 障害のある方の権利や尊厳が脅かされることを防ぐことが必要です。
- 障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所や入院からの地域移行を進める必要があります。
- 複雑化・複合化している相談内容に対応できるよう相談支援専門員などの相談支援業務に携わる専

門人材の確保、育成が必要です。

○災害時などにおいても障害のある方の安全・安心が確保される体制を整備する必要があります。

■主な取組方針

方針①:理解の促進と支え合う体制づくり

- 障害を理由とした差別の禁止と虐待防止に向けた取組を充実し、市民への啓発に努めます。
- 障害のある方への理解の促進を図るため、那賀圏域障害児者自立支援協議会を中心に関係機関などと連携し、市民への啓発に努めます。
- 障害のある方の権利を守るため、権利擁護制度の周知と理解の促進を図り、成年後見制度の利用につなげます。
- 障害のある方やその家族の自発的な活動や啓発活動への支援を行います。

方針②:地域で自立した生活をするための支援

- 複雑化、複合化している相談内容に対応できる相談支援体制の充実を図ります。
- 入所や入院からの地域移行を進めるため、在宅での障害福祉サービスの充実や地域生活支援拠点などの整備・充実を図ります。
- 障害のある子供やその家族に対する相談支援体制や療育支援体制の充実に努めます。

方針③:障害のある方の就労支援

- 障害者雇用の一層の推進のため、就労移行支援や就労定着支援体制の充実を図り、福祉的就労から一般就労への移行を推進します。
- 「障害者優先調達推進法」に基づき、就労者の工賃、給料向上に向けた取組を促進します。

方針④:安全・安心が確保される体制の整備

- 避難行動要支援者の個別避難計画作成を行い、適切な避難支援や安否確認を行うことができる体制を整備します。
- 障害のある方やその家族の防犯・防災対策の啓発活動に取り組むとともに、障害福祉サービス事業所などの防災対策を推進します。
- 公共施設・公共交通機関のバリアフリー化や心のバリアフリー化を促進します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 障害のある方への理解を深めます。
- ノーマライゼーションの共有を行います。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域福祉計画	2023(令和5)年度～2027(令和9)年度
障害者基本計画	2017(平成29)年度～2026(令和8)年度
障害福祉計画・障害児福祉計画	2021(令和3)年度～2023(令和5)年度

政策 2 子育て・教育
育み学ぶ元気なまち
～ともに育み生涯学ぼう～

- | No. | 基本施策 |
|-------|--------------------|
| 2-1-1 | 子育て環境・体制の整備、支援 |
| 2-1-2 | 保育環境の充実 |
| 2-1-3 | 家庭と地域による子供の健全育成の推進 |
| 2-2-1 | 学校教育環境の充実 |
| 2-2-2 | 子供の力をのばす教育 |
| 2-3-1 | 生涯学習の推進 |
| 2-3-2 | 歴史資産の保護・活用 |
| 2-3-3 | スポーツの振興と環境の充実 |

2-1-1:子育て環境・体制の整備、支援

<関係課>こども課

■目指す姿

希望を持って、安心して子供を生み育てることができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
子育て環境・体制の整備、支援について満足している人の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、子育て環境・体制の整備、支援サービスの充足度合いを測る指標	39.6%	45.0%
子育てに不安を感じている家庭の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答したこどもを療育している市民の割合で、子育て世帯への支援と周知活動の成果を測る指標	59.5%	50.0%以下
乳幼児健診受診率	乳幼児健診対象者のうち、実際に受診した子供の割合で、乳幼児の健康管理が行えているかを測る指標	96.0% (R3)	97.0%
ファミリーサポートセンター利用者数	ファミリーサポートセンターの年間利用者で、地域における子育て支援体制が進んでいるかを測る指標	627人 (R3)	650人

■現状

- 国では、子供に関する取組や政策を国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こども基本法」や「こども家庭庁設置法」が2022(令和4)年6月に成立し、2023(令和5)年4月に、こども家庭庁が発足します。これらに伴い、市町村においても、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や事業の拡充が求められています。
- 2022(令和4)年6月に「児童福祉法」が改正され、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされています。
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まり、子育てに不安を抱えた家庭が増加しています。本市においても、2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、約半数の方が子育てに不安を感じており、妊娠・出産・子育てに対する不安や負担を軽減する取組が求められています。
- 本市の児童虐待の相談受理件数は増加傾向にあり、特に心理的虐待が増加傾向にあるため、関係機関や地域との連携を強化し、子供とその家庭を見守る体制の充実が求められています。
- 母子保健施策を通じた虐待の発生予防や早期発見が母子保健法上明記され、児童虐待防止対策をより一層強化することが求められています。

■これまでの主な取組

- 子育て世代包括支援センターの開設 [2018(平成30)年度]
- 産後ケア事業の開始 [2019(令和元)年度～]
- 子ども家庭総合支援拠点の開設 [2021(令和3)年度～]
- 育児用品支給事業の開始 [2021(令和3)年度～]
- 子どもを暴力から守るプログラムの開始 [2022(令和4)年度～]

■課題

- 安心して子供を育てることができる支援の充実が必要です。
- 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対策のための体制の充実が必要です。
- 子育て世帯への経済的負担の軽減が必要です。

■主な取組方針

方針①:安心して子供を産み育てることができる支援の充実

- 多様化するライフスタイルや就労形態に対応したきめ細やかな支援を目指して、子育て支援サービスの充実に取り組みます。
- 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の連携を強化し、さまざまな職種による包括的な支援体制づくりに取り組みます。
- 妊産婦や子育て世帯の孤立感や負担感を軽減するため、妊娠期から子育て期まで切れ目なく寄り添って行う伴走型支援に取り組みます。また、地域での子育て支援活動の充実に取り組みます。
- 子育て世帯が適切な支援を受けられるように、子育て支援サービスの内容や制度について周知に取り組みます。

方針②:児童虐待防止対策の強化

- 子ども家庭総合支援拠点の体制充実を図り、関係機関や地域との連携を深め、児童虐待の発生予防や早期発見に取り組みます。
- 地域全体の人々に児童虐待問題への関心と理解を持ってもらえるように、啓発に取り組みます。
- 子供が虐待などの暴力に対してSOSを出す力や、自分自身の心身を守る力を付けていく取組を行います。

方針③:子育て世帯への経済的負担の軽減

- 経済的負担が子育ての障害とならないように、各種手当の適切な支給に取り組みます。
- 低所得妊婦の経済的負担を軽減するため、妊婦健診費用助成の充実に取り組みます。
- 出産後の経済的負担を軽減するため、給付金や育児用品の支給に取り組みます。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 子供の育ち・子育てを見守ります。
- 子育て活動に積極的に参加します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	2020(令和2)年度～2024(令和6)年度
健康増進計画	2018(平成30)年度～2023(令和5)年度
地域福祉計画	2023(令和5)年度～2027(令和9)年度

2-1-2: 保育環境の充実

<関係課> 保育課

■ 目指す姿

保育施設や保育サービスの充実を通して、保護者が仕事と子育ての両立を実現できるとともに、子供たちが保育所などでいきいきと過ごすことができるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
保育所待機児童数	保育が必要な児童の受入体制の整備状況を測る指標	0人	0人
低年齢児受入割合	全入所児童に占める低年齢児(0~2歳児)の割合で、低年齢児の受入体制の整備状況を測る指標	29.9% (R3)	35.0%
病児保育施設数	市内で病児保育を実施する施設数で、多様な保育サービスを提供する環境の整備状況を測る指標	2か所	3か所
放課後児童クラブ待機児童数	保育が必要な児童の受入体制の整備状況を測る指標	29人	0人

■ 現状

- 全国的に核家族や子育てと仕事の両立を希望する家庭が増える中、保育ニーズは高まっています。また、近年の社会経済情勢やライフスタイルの変化によって、保育ニーズは多様化しています。そうした中、本市においては、保育所の入所児童数の推移はやや減少傾向ですが、共働き世帯の増加や出産後すぐに働く女性が増加しており、特に3歳未満の低年齢児の入所の希望は増加傾向にあります。
- 多様化する保育ニーズに対応するとともに、保育に関する専門性を向上させるため、保育士・支援員の資質向上が求められています。
- 本市の公立保育所は建築後40年を超える施設が大半であり、耐震基準は満たしているものの、老朽化が進行し、修繕費などが年々増加している状況です。施設の適切な維持管理を行うとともに、将来に向けた公立保育所の再編・再配置の検討が必要です。
- 小学校の児童数は減少傾向にある一方で、子育てと仕事の両立を希望する家庭が増えているなどの要因により、放課後児童クラブ(学童保育)の入所児童数は横ばいで推移しています。

■ これまでの主な取組

- 池田小学校の放課後児童クラブ施設の更新完了 [2018(平成30)年度]
- 粉河地区における保育所再編の完了 [2019(令和元)年度]
- 粉河保育園・名手保育園にて病児保育事業の開始 [2019(令和元)年度~]
- 田中小学校の放課後児童クラブ施設の更新完了 [2020(令和2)年度]
- 保育所における待機児童ゼロを継続中

■ 課題

- 低年齢児保育などの多様化する保育ニーズに対応するため、公立保育所の再編・再配置が必要です。
- 保育所と放課後児童クラブの適切な維持管理や施設の老朽化対策など保育サービスの向上につながる環境整備を図る必要があります。
- 保育士と放課後児童クラブにおける支援員の確保と資質向上を図る必要があります。
- 保育所は引き続き待機児童が出ないようにするとともに、放課後児童クラブでは待機児童の解消を目指した保育環境の整備を図る必要があります。

○安定的な放課後児童クラブの運営や保護者・支援員の負担軽減のため、運営方法の見直しを図る必要があります。

■主な取組方針

方針①: 公立保育所の再編

○保育ニーズの高い低年齢児の受入体制を充実させるため、打田地区・貴志川地区の公立保育所再編に取り組みます。

方針②: 保育サービスの充実

○子供たちがいきいきと過ごすことができる保育環境づくりと、保育所と放課後児童クラブにおいて待機児童が出ないことを目指し、保育士・支援員の確保に取り組みます。また、研修などを通じて、保育士と支援員の資質向上に取り組みます。

○多様な保育ニーズに対応するため、病児保育の実施など保育サービスの充実に取り組みます。

○保護者の多様な就労形態に対応するため、保育所において引き続き延長保育事業に取り組みます。

○安定的な放課後児童クラブ運営や保護者・支援員の負担軽減のため、法人への運営委託を進めます。

方針③: 保育施設の整備、充実

○保育所と放課後児童クラブの適切な維持管理や老朽化対策など、保育サービスの向上につながる環境整備に取り組みます。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

○多様な保育サービスを利用し、子育てと仕事の両立を目指します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	2020(令和2)年度～2024(令和6)年度

2-1-3: 家庭と地域による子供の健全育成の推進

<関係課>◎生涯学習課、教育総務課、こども課

■目指す姿

家庭と地域で子供を見守り育てるという意識を持ち、子供が安全・安心・健やかに過ごせるまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
共育コミュニティボランティア活動人数	地域社会全体で青少年を見守り育てるためのスタッフが充実しているかを測る指標	12,039人 (R3)	12,300人
居場所づくり事業への参加者数	居場所づくり事業への参加者数で、安全・安全な子供の居場所を設け、地域の協力を得て学習習慣等を身に付ける支援が行われているかを測る指標	1,561人 (R3)	2,000人
家族で協力しながら子供の教育ができていると回答した市民の割合	市民意識調査で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合で、家庭教育の取組が推進できているかを測る指標	72.7%	75.0%
図書館での読み聞かせイベントへの参加者数	図書館での読み聞かせイベントへの参加者数で、読書を通じ、愛着形成を育む支援が行われているかを測る指標	238人	900人

■現状

- 核家族化や地域社会のつながりの希薄化などを背景として、身近な人から子育ての仕方を学ぶ機会が減ることで、家庭教育が困難な家庭の存在が指摘されています。家庭教育は、基本的な生活習慣や生活能力などを身につけていくものであり、子供の生きる力を育む根幹となる役割を果たすなど、その重要性は高くなっています。
- 本市では、家庭教育支援として、出産を控える家族を対象とした「プレパパ・プレママ個別教室」を開催し、基礎的な知識の修得の支援を行っています。また、乳幼児健診時に絵本をプレゼントする「ブックファースト事業」を実施し、読書を通じた家族のふれあいづくりを推進しています。
- 青少年の非行や軽犯罪が減少傾向にある一方で、スマートフォンなどの普及により、インターネットを介したトラブルが問題視されています。本市においては、こうしたトラブルに巻き込まれないよう、児童生徒を対象にした出前講座を開催するなど啓発活動に取り組んでいます。
- 子供を取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校と地域の連携・協働が重要となっています。本市においても、県が推進する「きのくにコミュニティスクール」の構想に基づき、学校運営協議会と共育コミュニティ(地域学校協働活動)が一体となり、学校や家庭、地域が抱えるさまざまな課題の解決に向けた活動を行っています。
- 青少年の心と体の健全な育成を促し、自主性・社会性を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や交流活動を推進することにより、青少年の健全育成を図っています。

■これまでの主な取組

- 田中小学校区における地域と学校の連携による見守り活動の開始 [2021(令和3)年度～]
- 貴志川地区における子どもの居場所づくり事業への支援の開始 [2021(令和3)年度～]
- 読み聞かせボランティア等合同研修会を開催 [2021(令和3)年度]
- 共育コミュニティ活動における子ども向け公民館講座の開設 [2022(令和4)年度～]

■課題

- 学校と地域が連携した子供の成長を支える取組の充実が必要です。
- 子供が犯罪やトラブルに巻き込まれないようにする対策が必要です。

- 家庭教育の重要性や役割を保護者に対して啓発し、理解を進める必要があります。
- 放課後一人で過ごさなければならない子供に対する学習支援や大人との交流活動ができる環境づくりが必要です。

■主な取組方針

方針①: 共育コミュニティの推進

- 学校を核とした地域づくりを推進することで、地域の大人が地域の子供を見守り育てる活動を活発化させます。
- 放課後一人で過ごさなければならない子供のため、安全・安心な居場所づくりを地域の協力を得ながら進めることで、学習支援や大人との交流ができる機会を継続的・定期的に提供します。

方針②: 子供の安全確保と環境の整備

- 学校や家庭、地域などと連携して、街頭補導や児童生徒の登下校時の早朝・夕刻パトロールを実施します。
- 子供を取り巻く有害環境の浄化を目指し、スマートフォンなどの情報端末やインターネット・SNS を安全・適切に利用するための環境を整備します。

方針③: 地域との交流・活動の推進

- 青少年が豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身につけるための支援を実施します。また、それらの取組を通じて、地域の将来を支える人材を育成します。
- 子ども会が実施する集団活動や地域活動などを通じて、子供たちの生きる力を育み、地域の教育力を高める活動を支援します。
- 青少年育成市民会議や青少年健全育成推進協議会などの関係団体と連携し、地域の子供たちの見守り活動や地域での体験学習を実施します。

方針④: 家庭教育支援の推進

- 乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない家庭教育支援の推進を図るため、関係各課の連携による推進体制の構築を進めます。
- 保育所や小・中学校などとの連携を強化し、家庭教育の必要性を周知するとともに、保護者を対象とした講座の開催などを通じて、基本的な生活習慣や生活能力の育成につながる学習機会の創出を図ります。
- 子供と愛情にあふれた豊かな時間を過ごすきっかけづくりのため、家族そろっての読書を推進します。
- 家庭教育の基礎となる要素を学ぶことができる取組を推進します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 子供の見守りを行います。
- 家庭教育の重要性を意識して取り組みます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
生涯学習推進計画	2019(令和元)年度～2023(令和5)年度

2-2-1: 学校教育環境の充実

<関係課> ◎教育総務課、学校再編推進室

■目指す姿

安全・安心で、快適な教育環境が整っているまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
小・中学校の特別教室への空調設備設置率	特別教室における児童生徒・教員の学習環境がどれだけ改善されたかを測る指標	79.0%	100.0%
不登校児童生徒の出現率(小学校・中学校での千人当たりの不登校児童生徒数)	全児童生徒のうち、不登校児童生徒数の割合(千人当たり)で、不登校児童生徒に対する支援の成果を測る指標	22.3人 (R3)	17.0人
学校施設長寿命化計画に基づく工事進捗率	学校施設等長寿命化計画の対象となる施設において、整備が完了した割合で、学校施設の長寿命化状況を測る指標	0.5% (R3)	12.1%
「学校に行くのは楽しい」と思う児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査で「学校に行くのは楽しい」「どちらかといえば楽しい」と回答した小6児童・中3生徒の割合で、学校教育への親近感や魅力度を測る指標	児童 91.1% 生徒 88.1%	児童 94.0% 生徒 91.0%

■現状

- 本市の学校施設における構造体の耐震化は完了しており、現在は、老朽化が進んでいる学校施設の安全性を高めるため、2021(令和3)年3月策定の「学校施設等長寿命化計画」に基づき、整備を進めています。
- 本市では、児童生徒の減少により、小規模校や過小規模校が増加しており、適正規模・適正配置を推進する必要があるため、2021(令和3)年度に外部有識者で構成する「適正規模適正配置検討委員会」を設立し、意見を伺いながら「紀の川市立学校適正規模適正配置基本計画」の策定を進めています。
- 不登校の原因が複雑化・多様化しており、特に近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う通学の制限などによる生活リズムの乱れによって、全国的に不登校児童生徒の出現率は増加傾向にあります。本市においても、不登校児童生徒の出現率は増加していますが、教育相談体制や適応指導教室の充実を図ることで、多様な教育問題の解決に努めています。
- 本市において、経済的理由により支援が必要な就学援助費受給児童生徒数の割合は、増加傾向にあります。教育の機会均等や学びの保障の観点から、就学に必要な支援を実施しています。
- 地場産食材を優先的に活用し、安全・安心な学校給食の提供に努めるとともに、給食費の無償化を2022(令和4)年度より行っています。
- 安全・安心な通学環境づくりのため、「通学路交通安全プログラム」に基づく危険箇所への対応や、学校と地域の連携による登下校時の見守り活動、遠距離通学対策としてのスクールバスの運行を行っています。

■これまでの主な取組

- 荒川中学校の校舎改築工事の完了 [2019(令和元)年度]
- 適応指導教室の開設時間の拡充 [2021(令和3)年度～]
- 指定避難所となる中学校屋内運動場への空調整備 [2021(令和3)～2022(令和4)年度]

■課題

- 老朽化が進んでいる学校施設の大規模改造や長寿命化を図るとともに、利用者に優しく快適な教育環境の整備を推進する必要があります。

- 児童生徒の減少に対応するため、適正規模・適正配置を踏まえた学校の再編が必要です。
- 複雑化・多様化する不登校などの問題解決に向けた取組を推進する必要があります。
- 一人一人の特性に合った学びの機会を提供できる多様な教育環境づくりが必要です。

■主な取組方針

方針①:安全・安心で快適な学校施設の充実

- 学校施設が安全で快適に利用できるよう、大規模改造や長寿命化を計画的に進めていきます。
- 計画的に特別教室への空調設備を整備し、快適な教育環境の整備を進めます。

方針②:学校の適正規模適正配置の推進

- 学校規模による児童生徒の教育環境や条件に不均衡を生じさせないよう、具体的な学校再編に向けた取組を計画的に推進します。
- 学校再編などにより新たに発生する通学困難地域の児童の効率的で安全な通学手段の検討をします。

方針③:安全な通学環境の整備

- 国や県、警察などの関係機関と連携し、通学路における点検の実施や危険箇所の情報の共有を行うとともに、通学時の安全確保に向けた取組を推進します。
- 歩道が設置できない通学路には、グリーンベルトの設置を関係各課と進めます。
- 校門を通過した小学3年生までの児童の情報について、希望する保護者などへ無償で配信します。

方針④:一人一人に応じた学びの機会の保障

- 教育相談員や適応指導教室などの教育相談体制の充実を図るとともに、学校や保護者、関係機関との連携を強化することで、不登校児童生徒の学びの機会を保障します。
- 特別な支援を必要とする児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、特別支援教育支援員の配置や施設環境の整備を実施します。
- 経済的理由により就学が困難な児童生徒に対して、適切な就学援助を実施します。

方針⑤:学校給食の充実

- 地場産の食材や有機野菜を可能な限り活用した安全・安心な給食を提供します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 登下校時の見守りに参加します。
- 学校を大切に使う意識・マナーを高めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
学校適正規模・適正配置基本方針	2009(平成21)年度～
学校施設等長寿命化計画	2021(令和3)年度～2060(令和42)年度

2-2-2: 子供の力をのばす教育

<関係課> 教育総務課

■ 目指す姿

学校・家庭・地域が連携し、児童生徒が「確かな学力」「豊かな心」「たくましい体」を身につけることができるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
全国学力・学習状況調査(小6・中3)の国語・算数(数学)の全国平均正答率との差	全国学力・学習状況調査における国語・算数(数学)の平均正答率と全国平均正答率の差で、特色ある教育の推進により、学力が向上しているかを測る指標	小6 ▲0.9% 中3 ▲4.2%	小6 0.0% 中3 0.0%
小・中学校における図書貸出冊数	図書の貸出冊数が増えることにより、読書活動が活発に行われているかを測る指標	1.1冊 (R3)	1.6冊
授業日におけるタブレットを活用した日の割合	ICT機器を活用した授業の実施が進んでいるかを測る指標	58.7% (R3)	100.0%
全国体力・運動能力等調査で全国平均を上回った児童生徒の体力合計点	児童生徒の体力や運動能力が向上しているかを測る指標	児童 ▲0.08点 生徒 0.83点	児童 1.50点 生徒 1.00点

■ 現状

- 2017(平成29)年3月に改訂された学習指導要領では、子供たちの知・徳・体にわたる「生きる力」を育むため、子供たちに求められる資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進していくことなどが示されています。
- 国において、2019(令和元)年度に「多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する」というGIGAスクール構想が示されました。本市においても、ICT技術を活用した授業改善を推進しています。
- 近年、団塊の世代の斉退職、若手教員の大量採用により、教員の年齢構成や経験年数に不均衡が生まれているため、本市では「若手教員の育成」や「ミドルリーダーの育成」のための研修や取組の充実を図っています。
- 本市では、学校運営協議会が全ての学校に設置されており、教員や保護者、地域が一体となって学校経営に参画し、「開かれた学校づくり」に取り組んでいます。
- 児童生徒の感性豊かな心を育てるため、体験学習の推進や学校図書館の充実を図っています。また、各校の体力アッププランやスポーツテストの結果をもとに、児童生徒の体力アップを支援しています。
- 国においては、望ましい部活動の適正化を目指し、休日の部活動の段階的な地域移行を進めています。本市の中学校では、生徒数の減少により部活動の維持が困難となっていることから、持続可能な部活動のあり方として地域移行を検討しています。

■ これまでの主な取組

- GIGAスクール構想の実現に向けた学習用端末・情報通信基盤の整備 [2020(令和2)年度]
- ICT支援員の配置を開始 [2020(令和2)年度]
- 全ての小・中学校に学校司書を配置 [2021(令和3)年度]
- 教員の校務を支援するシステムの導入完了 [2021(令和3)年度]

■ 課題

- 教員の資質向上や授業改善に取り組む必要があります。
- 語彙(ごい)の拡充や表現力・読解力の向上をはじめとした児童生徒の基礎学力の定着を図る必要があります。
- 教職員の本来の業務である児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、組織マネジメントを行うとともに働き方改革を推進する必要があります。

■主な取組方針

方針①:「確かな学力」の向上と「豊かな心」・「たくましい体」の育成

- 1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と、学び合いによる「協働的な学び」を一体的に推進します。
- 読書活動の充実と語彙の拡充や表現力・読解力の向上のため、学校司書を活用した学校図書館の充実を図ります。
- 英語教育の充実を図るため、ALT(外国語指導助手)の配置や小学校に専科教員などを配置します。
- 豊かな心を育むため、家庭や地域と連携して、さまざまな体験活動・教育活動の充実を図ります。
- 体力向上のため、学校保健活動や体育的活動などの取組を推進します。
- 食の大切さを学ぶ食育を推進し、地産地消による郷土愛の醸成を図ります。
- 部活動の機会を保障するため、国の動向に注視しながら地域への移行を推進します。

方針②:教員の知識・技能の向上

- 教師力・授業力の向上のための研修を実施し、資質・能力の向上を目指します。また、若手教員やミドルリーダーの育成に努めます。
- ICTを活用したわかりやすい授業を実現するための研修体制を強化するとともに、ICT活用スキルの向上を目指したICT支援員を配置します。

方針③特別支援教育の充実

- 就学前や小・中学校で特別な支援が必要な児童生徒に対して、個別の教育支援計画(つなぎ愛シート)を作成するとともに、関係機関と連携を図り、一人一人の教育的ニーズに寄り添った切れ目のない支援を実施します。

方針④幼児教育と小学校教育の連携

- 学びの連続性・一貫性を確保するため、「紀の川スタンダード」や「スタートカリキュラム」を活用し、関係各課や保育所、幼稚園などと連携を図り、幼児期から小学校へのスムーズな接続への取組を進めます。

方針⑤:学校運営協議会の充実

- 地域住民や保護者、教職員などで構成される学校運営協議会の意見を学校運営に積極的に反映し、地域と一体となった特色ある学校づくりに努めます。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 学校教育に対する関心・理解を深めます。
- 学校行事に積極的に参加・協力します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度

2-3-1:生涯学習の推進

<関係課>生涯学習課

■目指す姿

生涯にわたり自ら学びながら心豊かな人間性を培い、人と人を結び調和のとれた明るく活力あるまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
市民1人当たりの年間図書貸出冊数	年間の市民1人当たりの図書貸出冊数で、図書館における蔵書の充実度を測る指標	4.7冊 (R3年)	5.0冊
図書館利用者数	市立図書館の利用者数で、図書館におけるサービスの充実度を測る指標	46,958人 (R3)	80,000人
生涯学習に取り組む環境が整備されていると感じている市民の割合	市民意識調査で「整備されている」「どちらかといえば、整備されている」と回答した市民の割合で、生涯学習に取り組む環境の充実度を測る指標	42.5%	50.0%
自主的な学習に取り組んでいる市民の割合	市民意識調査で「取り組んでいる」「どちらかといえば、取り組んでいる」と回答した市民の割合で、市民の生涯学習への取り組み状況を測るための指標	30.6%	35.0%

■現状

- 心の豊かさや生きがいのための学習需要の増加、地域でのコミュニケーションの低下などの社会背景を受けて、生涯学習に対する関心や意識が高まっています。本市では、2007(平成19)年に「生涯学習のまち宣言」を行い、「学ぶ・結ぶ・育む」をスローガンに生涯にわたり自ら学びながら心豊かな人間性を培い、人と人を結び、調和のとれた明るく活力ある紀の川市を育むことを目指し、市民の生涯学習の取組を推進しています。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると42.5%の人が生涯学習に取り組む環境が整っていると感じていますが、実際に趣味のサークル活動や自主的な学習に取り組んでいる人は30.6%という状況です。
- 市内文化ホールなどを中心として、あらゆる世代の市民が優れた文化芸術に触れる機会を提供するため様々な文化芸術事業の開催に努めています。また、文化協会をはじめとした関係団体と連携し、地域の文化振興に寄与する活動を推進しています。
- 公民館講座の開設が少なかった社会的課題をテーマにした講座の積極的な開設に取り組んでいます。
- 図書館に対する市民ニーズは多様化しており、Wi-Fiの設置や自習スペースの増設など環境整備に取り組むとともに、利便性の向上を目指して2022(令和4)年3月より移動図書館の運行を開始しています。一方で、新型コロナウイルス感染の影響による臨時休館などにより、利用者数は減少傾向にあります。

■これまでの主な取組

- 「高齢者向け終活講座」、「高齢者向けスマホ講座」など社会的課題をテーマとした公民館講座の開催 [2021(令和3)年度～]
- 本を耳で聴く「オーディオブックサービス」の開始 [2021(令和3)年度～]
- 障害のある方を対象とした公民館講座の開始 [2022(令和4)年度～]

■課題

- 誰もが生涯学習に取り組みやすい事業や講座の実施が必要です。
- 市民のニーズを的確に捉え、社会的課題などの学習需要にも応えるための事業の実施が必要です。

す。

- 利用者の安全確保のため、施設の適切な維持管理が必要です。
- 誰もが生涯学習施設に訪れやすくなる環境づくりや取組が必要です。
- 多様化する市民ニーズに対応した図書館づくりに取り組む必要があります。

■主な取組方針

方針①:生涯学習機会の提供

- 生涯学習活動のきっかけとなるよう、誰もが気軽に立ち寄ることができる公民館づくりを進めるとともに、市民ニーズや社会課題に対応した講座の開催や事業を実施します。
- 市民が自主的に生涯学習活動に参加できるよう、SNSの活用など多様な広報を実施します。
- 誰もが生涯学習活動へ参加できる環境づくりを進めるとともに、障害のある方を対象とした講座を引き続き開催します。
- 市民の文化意識が向上し、心豊かに過ごせるよう、質の高い多様な文化芸術に触れる機会の提供を行います。

方針②:生涯学習を担う人材の育成

- 生涯学習機会の提供を通じて、今後の生涯学習活動を担う人材の育成を行います。

方針③:生涯学習施設の適切な管理

- 利用者の利便性向上を図るため、高齢者、子育て世代、障害のある方など、誰もが利用しやすい生涯学習施設の整備を進めます。
- 利用者が安全に安心して利用できるよう、生涯学習施設の適正な維持管理を行います。

方針④:図書館の充実

- 市民ニーズを踏まえた蔵書・資料の充実を図るとともに、河北・河南図書館それぞれで特色あるイベントや季節ごとのイベントなどを開催することで、本を媒体として市民が集える空間づくりを進めます。
- 高齢者、子育て世代、障害のある方など、誰もが利用しやすい図書館づくりを進めます。
- デジタル技術を活用した利便性向上につながる取組など、図書館利用者の満足度向上を図ります。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 生涯学習への関心を持ちます。
- 図書館サービスを積極的に利用します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
生涯学習推進計画	2019(令和元)年度～2023(令和5)年度
図書館基本計画	2021(令和3)年度～
子供読書活動推進計画	2023(令和5)年度～

2-3-2: 歴史資産の保護・活用

<関係課>生涯学習課

■目指す姿

市民が地域の歴史と文化を正しく理解し、文化財が適切に保存・活用されているまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
文化財施設・事業への入館・参加者数	文化財施設(紀伊国分寺跡・歴史民俗資料館・旧名手宿本陣・旧南丘家住宅)への入館者数とイベント参加者の合計で、文化財活用の取組状況を測る指標	13,452人 (R3)	15,000人
市指定文化財の数	市指定文化財の件数で、市の文化財が適切に保護されているかを測る指標	108件	110件
歴史資産の保存・活用の取組に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、歴史資産の保存・活用の取組が、市民にどの程度満足されているかを測る指標	26.7%	30.0%

■現状

- 少子高齢化などに伴い、文化財の保存に携わる担い手が不足しており、個々の地域だけでは保存や継承が困難な状況となっています。また、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組むことが求められていることから、2018(平成30)年6月に「文化財保護法」の一部が改正され、文化財の保存や活用を総合的・計画的に推進する枠組である「文化財保存活用地域計画」の策定が制度化されました。
- 本市においても、文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランである「文化財保存活用地域計画」を定める必要があります。
- 本市には、「紙本著色粉河寺縁起(しほんちゃくしょくこかわでらえんぎ)」「沃懸地螺鈿金銅装神輿(いかげじらでんこんどうそうしんよ)」の国宝2件、「紀伊国分寺跡」「旧名手宿本陣」「旧南丘家住宅」など数多くの重要な文化財があり、それらの保存整備を進めています。また、本市には、未指定の文化財も多くあり、適切な保存が求められています。
- 歴史・文化に親しむ機会を提供するため、定期的に企画展や講演会を開催していますが、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業の開催にとどまっています。また、歴史民俗資料館をはじめとした文化財施設の来館者数は、企画展などの活用事業開催期間以外は伸び悩んでいます。
- 2021(令和3)年度実施の市民意識調査によると、本市の文化財・歴史に「興味がある」「どちらかといえば興味がある」と回答した市民の割合は53.6%でした。引き続き、多くの方に興味をもってもらえる取組の推進が必要です。

■これまでの主な取組

- 広報紙での継続した文化財の紹介 [2007(平成19)年度～]
- 県指定名勝藤崎弁天の弁天堂保存修理工事の完了 [2021(令和3)年度]
- 国指定史跡旧名手宿本陣第1期保存整備工事の完了 [2022(令和4)年度]

■課題

- 地域における文化財の次世代の担い手の育成が必要です。
- 市民の文化財への理解や保存に対する意識の高揚が必要です。
- 次世代へと文化財を引き継ぐため、未指定の文化財の把握と、計画的な整備や保存が必要です。
- 文化財のさらなる効果的な活用方法の検討が必要です。

■主な取組方針

方針①: 歴史文化の保存・継承

- 継続性・一貫性のある保存・活用を推進するため、「文化財保存活用地域計画」の策定を行います。
- 未指定の文化財を含めた総合的な調査を実施し、状況を把握します。
- 地域や関係機関などと連携し、文化財の適切な保存・継承に努めます。
- 建造物、伝統行事、天然記念物など多種多様な文化財に関わる、次世代の担い手育成を進めます。

方針②: 文化財の活用・啓発

- 文化財施設での体験教室、文化財や郷土の偉人を紹介する企画展などを通じて、市民が文化財への理解を深めるきっかけづくりと、市民が郷土の歴史を知り、郷土愛の醸成につながる取組を推進します。
- 文化財関係団体などと協働した活用事業を実施します。
- 歴史資産に対する認知度の向上のため、広報紙などを通じた文化財などの紹介を行いません。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 文化財についての理解を深めます。
- 文化財施設の活用や事業などに積極的に参加します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
生涯学習推進計画	2019(令和元)年度～2023(令和5)年度
史跡旧名手宿本陣整備基本計画	2016(平成28)年度～2028(令和10)年度

2-3-3: スポーツの振興と環境の充実

<関係課>生涯スポーツ課

■目指す姿

生涯を通して全ての市民の暮らしの中にスポーツが定着し、健康で心身ともに元気に暮らすことができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
スポーツを週1日以上行っている市民(18歳以上)の割合	市民意識調査で「週1日はしている」と回答した市民(18歳以上)の割合で、市民のスポーツ・運動の取組状況を測る指標	33.1%	65.0%
「市のスポーツ教室のメニューやスポーツイベントは充実している」と思っている人の割合	市民意識調査で「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した市民の割合で、市が実施するスポーツ振興事業の充実度を図る指標	37.2%	50.0%
スポーツ施設の年間利用者数	市営スポーツ施設における年間利用者数の合計で、市民のスポーツ施設の利用状況を測る指標	295,460人 (R3)	430,000人
スポーツイベントへの参加者数	桃源郷ハーフマラソンとスポーツフェスティバルの参加者数の合計で、市民の生涯スポーツに対する関心度と参加状況を測る指標	該当する イベントの中止	4,500人

■現状

○本市においては、2019(平成31)年3月に「スポーツ推進計画」を策定し、「すべての市民が健康でいきいきと暮らせるまち」を実現するため、「市民1人1スポーツ」を合言葉に、生涯スポーツの推進を行っています。そうした中、2021(令和3)年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツへの興味や関心の高まりを、市民のスポーツ活動へとつなげる取組が重要です。

○本市のスポーツ施設の利用者は、2019(令和元)年度までは年間40万人前後で推移していましたが、2020(令和2)年に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、2021(令和3)年度は、約30万人へと減少しました。そのため、感染防止対策を行いながら、スポーツ活動ができる機会の充実が求められています。

○2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「スポーツを週1回以上行っている人の割合」は33.1%で、日常的にスポーツ活動に取り組む市民は少なく、年代別に見ると20代~50代の割合が低くなっています。また、「スポーツ教室のメニューやイベントが充実していると回答した市民の割合」は37.2%となっており、スポーツ教室などの充実が求められています。

○市民がスポーツ活動に取り組みやすい環境づくりと施設稼働率の向上を目指し、2022(令和4)年4月から市民体育館・市民プールを含む市民公園において指定管理者制度を導入しました。

○合併自治体である本市では、合併以前に整備された用途や目的が重複しているスポーツ施設が存在しており、特に稼働率の低い施設は、今後のあり方を検討する必要があります。

■これまでの主な取組

- 全スポーツ施設の照明LED化の実施 [2020(令和2)年度~]
- 市民公園への指定管理者制度の導入 [2022(令和4)年]
- スポーツ施設のオンライン予約システムの導入 [2022(令和4)年]

■課題

○日常的にスポーツを行っている市民が少ないため、スポーツ活動への関心を高める取組が必要で

す。

- スポーツ施設の老朽化が進んでいるため、適切な維持管理とともに、施設再編を含めた今後の施設のあり方についての検討が必要です。
- スポーツ振興のみならず、地域におけるコミュニティや世代間交流、中学校部活動の地域移行の担い手となる、指導者や総合型地域スポーツクラブの育成・支援が必要です。
- スポーツ施設の利用者数向上に向けた取組が必要です。

■主な取組方針

方針①: スポーツ推進体制の充実

- 「市民1人1スポーツ」を推進するため、スポーツ推進委員をはじめとする人材の確保や資質向上を図ります。
- 地域におけるスポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどを展開していくため、また地域スポーツの担い手育成の観点からも、指導者や総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

方針②: 生涯を通じたスポーツ活動の推進

- 「紀の川市スポーツ推進計画」に基づき、生涯スポーツの振興を図ります。
- スポーツイベントや教室の開催を通して、市民が多種多様なスポーツに接する機会を提供します。
- 高度で専門的な施設と人材を有する日本体育大学とのスポーツ交流を行うことで、児童生徒のスポーツ活動への意識の高揚や指導者の専門的な知識・技術の習得支援を図ります。
- 地域のスポーツコーディネーターとして重要な役割を担っているスポーツ推進委員の育成・確保に努めます。

方針③: スポーツ施設の充実と適切な管理

- 市民がいつでも安全・安心に活用できるよう、スポーツ施設の適切な維持管理を進めるとともに、施設再編を含めた今後の施設のあり方についての検討を進めます。
- 市民ニーズに応じたスポーツ施設の設備や備品の充実を図るとともに、障害のある方や高齢者にも、スポーツを身近に感じてもらえるような環境づくりに取り組みます。
- 指定管理者制度の導入など、民間のノウハウを活用した効率的・効果的な施設運営・管理を進めます。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 日常生活にスポーツを取り入れます。
- スポーツ施設を大切に使う意識・マナーを高めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
スポーツ推進計画	2019(令和元)年度～2028(令和10)年度
生涯学習推進計画	2019(令和元)年度～2023(令和5)年度

政策 3 産業・交流

交流と活気が生まれるまち ～ともに生きがいを持とう～

- | No. | 基本施策 |
|-------|------------------|
| 3-1-1 | 地域の特性を生かした農業振興 |
| 3-1-2 | 均衡の取れた農村や農地の整備 |
| 3-1-3 | 商工業の振興 |
| 3-2-1 | 就労支援の充実と雇用創出の振興 |
| 3-3-1 | 観光資源を発掘・活用した観光振興 |
| 3-3-2 | 国際交流・多文化共生の推進 |

3-1-1: 地域の特性を生かした農業振興

<関係課> 農業振興課

■ 目指す姿

本市の農産物が「紀の川市ブランド」として広く支持され、農業者の所得が向上することで、地域農業が活性化し、農業者が元気なまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
農業経営体数	市内の農業経営体数を把握する指標	2,657 経営体 (R3)	現状値以上
農業産出額	農業生産によって得られた農畜産物とその農畜産物を原料として作られた加工農産物を当該年(1~12月)に販売した品目生産数量に品目別農家庭先販売価格を乗じて求めたものの合計額で、農業振興の成果を測る指標	1,749 千万円 (R3年)	現状値以上
新規就農者数	総合計画の基本計画期間(4年間)に新たに就農した人数(65歳未満で年間150日以上農業に従事する人)で、新規就農支援の成果を測る指標	年間 22 人 (R3)	4年間で 100 人
認定農業者数	計画的に農業経営の改善に取り組む担い手の状況を測る指標	279 人 (R3)	現状値以上

■ 現状

- 国際情勢などの影響を受けて、肥料・資材や燃料の価格が高騰し、生産にかかる経費の負担が大きくなり、農業経営を圧迫する要因となっています。
- 国は、2021(令和3年)5月に、持続可能な食料システムの構築に向けて、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラルなどの環境負荷軽減のイノベーションを推進することとしており、特に「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換や、有機農業の生産から消費まで一貫した取組の推進が求められています。
- 全国的に農業従事者の高齢化が進んでいる中、本市においても例外ではなく、2020(令和2)年度時点における農業従事者の平均年齢は67.8歳で、60歳以上の方が全体の約8割を占める状況です。
- 近年、年間の新規就農者数は20名程度で推移しています。高齢化や後継者不足による農業従事者数の減少が顕著であるため、さらなる確保が求められています。
- 2020(令和2)年度における本市の経営耕地面積は2,585haで、県内第1位となっていますが、2010(平22)年度と比較すると、約2割の経営耕地面積が減少している状況です。
- 近年、イノシシなどの有害鳥獣による被害が深刻化しています。2021(令和3)年度の被害額は34,488千円となっています。また本市において、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリムシによる被害が報告されており、対策が求められています。

■ これまでの主な取組

- 市の農産物を活用した加工商品の開発を開始 [2021(令和3)年度~]
- 道の駅「青洲の里」に農産物直売所を新設 [2021(令和3)年度]
- 就農希望者を支援する「紀の川アグリカレッジ」を創設 [2021(令和3)年度]
- 新規就農者の受入を行う「新規就農者受入協議会」を創設 [2021(令和3)年度]

■ 課題

- 豊富な農産物の魅力を市内外へ情報発信する取組の強化が必要です。
- 儲かる農業の実現に向けた販路開拓と消費拡大につながる取組の強化が必要です。

- 有害鳥獣や病害虫による被害防止対策の強化が必要です。
- 担い手の確保対策や耕作放棄地対策が必要です。
- 環境に配慮した農業の推進が必要です。

■主な取組方針

方針①: 魅力ある農業の振興

- 農業に対する理解の促進を図るため、食育の取組を推進します。
- 道の駅「青洲の里」において生産者が直接販売できる機会を創出し、農産物の販売促進につなげます。
- 環境負荷軽減につながる有機農業や環境保全型農業を推進します。

方針②: 農業経営の安定と生産体制の強化

- 農業経営の持続化と安定化を支援するため、施設整備や農業用機械の導入に要する費用に対して補助を行います。
- 農作業の省力化・軽作業化を図るため、ICT 技術の導入を支援します。
- 農地の有効利用や総合的な農業生産力の増進を図るため、農業者の組織化、法人化などを促進します。
- 遊休農地や耕作放棄地の発生を抑制し、農地を維持する取組を推進します。
- 有害鳥獣や病害虫による農作物被害を減らすため、防除対策の支援を行います。

方針③: 担い手の確保と育成

- 地域の担い手となって効率的で安定的な農業経営を目指す農業者や新規就農者に対する支援を行います。
- 市内外から就農希望者を受け入れ、研修から就農までの継続した支援を行います。
- 将来的に親の農業を継承するために就農している親元就農者を支援するとともに、交流の場づくりを進めます。

方針④: 農を起点としたブランド創出の推進

- 紀の川市ブランドの知名度を高めるため、本市の農産物を国内外に向けて積極的に情報発信します。
- 販路開拓を進めるため、全国の販売イベントなどに参加します。
- 農業者の収益拡大を図るため、6次産業化の取組を支援します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 安全で安心な市産の農産物を積極的に消費します。
- 市産の農産物や加工品を市内外へアピールします。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
農業振興戦略計画	2018(平成 30)年度～
食育推進計画	2019(令和元)年度～2023(令和 5)年度
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	2014(平成 26)年度～
人・農地プラン	2021(令和 3)年度～

3-1-2: 均衡の取れた農村や農地の整備

<関係課> 農地整備課

■ 目指す姿

地域が一体となって農村や農地の基盤整備に取り組むことで、生産性が向上し、健全で安定した農業経営ができるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
ほ場整備箇所数	合併後にほ場整備が完了した箇所とすでに整備に着手した箇所の合計で、農業の生産性向上につながる取組状況を測る指標	4か所	5か所
多面的機能支払活動組織数	地域の共同活動の取組状況を測る指標	55組織	現状値以上
中山間地域等直接支払制度集落協定数	農業生産活動の継続支援の成果を測る指標	44件	現状値以上

■ 現状

- 全国的に農業者の高齢化や減少により、耕作放棄地の増加や農道、用排水路、ため池をはじめとする農業用施設の老朽化が進んでいます。本市においても、農業用施設の老朽化が進んでおり、農業用施設の維持管理に対する負担の増加が予想されるとともに、農業・農村の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念されます。
- 本市のほ場は、不整形で面積が小さい上に分散し、道路幅員も狭く、機械化促進の妨げとなっていることから、農作業の効率化を図る取組が求められています。そうした中、農業生産性の向上を図るため、ほ場整備を推進してきましたが、2022(令和4)年度までの間におけるほ場整備箇所数は4箇所となっており、市全体の耕作面積に占める割合にすると僅かな状況であり、新規地区の推進が必要です。
- 地域で管理する農道、用排水路、ため池などの適正な維持管理を推進するため、地域で実施する改修に対して補助を実施しています。
- 多面的機能支払交付金事業の組織数は県内最多となり、農村地域の共同活動維持に貢献しています。また、中山間地域等直接支払交付金事業では、傾斜地の耕作放棄が全国的に進む中、耕作面積を減少させない取組を行っています。

■ これまでの主な取組

- 下丹生谷地区におけるほ場整備の完了 [2019(令和元)年度]
- 地域における共同活動(多面的機能支払制度・中山間地域直接支払制度)の継続的な推進

■ 課題

- 農業者の生産性向上と耕作放棄地の抑制を図るための基盤整備が必要です。
- 農業施設の老朽化対策や保全整備が必要です。
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための取組が必要です。
- 農業者の生産性向上を図るための基盤整備の必要性についての啓発や周知が必要です。

■主な取組方針

方針①:農業生産基盤整備の推進

- 農業者の生産性向上を図るため、地域と一体となり農地の集積・集約化につながるほ場整備などの生産基盤整備を推進します。
- 施設の長寿命化を図るため、農地保全、用排水路改修、農道整備や農業用施設の維持・管理にかかる取組を支援します。

方針②農村地域の多面的な保全活動の推進

- 農家、非農家、幅広い世代がコミュニケーションをとりながら、共同で地域の農道や水路の整備を行うことにより、皆が地域の未来を考える場をより多く作れるような農村の保全活動を推進します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 農地を保全します。
- 用排水路や農道など農業用施設の維持・管理をします。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
農村環境計画	2008(平成25)年度～
農業振興戦略計画	2018(平成30)年度～
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	2020(令和2)年度～

3-1-3: 商工業の振興

<関係課> 商工労働課

■ 目指す姿

意欲ある商工業者が活発な経済活動を行い、地域経済の活性化が図られているまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
主に市内で買い物や飲食をする市民の割合	市民意識調査で「市内で食料品・日用品の買い物や飲食をする」と回答した市民の割合で、商業環境(商業施設)の充実度を測る指標	66.2%	70.0%
市内で買い物に困ると感じている市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合で、買い物困難な状況に置かれている市民の状況を把握する指標	25.5%	現状値未満
創業セミナーを受講後に市内で創業(開業)した件数	市内で起業に対する意欲を測定する指標	年間6件 (R3)	4年間で24件
商工会会員数	紀の川市商工会と那賀町商工会の会員数の合計で、商工業の活性化の状況を測る指標	1,243人 (R3)	現状値以上

■ 現状

- 2021(令和3)年度実施の経済センサスによると、市内事業者の約83%が小規模事業者で、卸売業と小売業を営む事業者は約31%を占めています。2012(平成24)年度の同調査と比較すると、事業者数については、212事業者、率にすると約19%減少している状況です。
- 紀の川市商工会と那賀町商工会の青年部に所属する人数は、年々減少傾向にあり、経営者の高齢化が進んでいる状況です。
- 2022(令和4)年6月に実施した市内事業者を対象とした景況・経営動向調査によると、約7割の事業者が、新型コロナウイルス感染症と円安と原油価格高騰に起因した物価上昇による影響を受けています。
- 人材不足の解消と生産性向上を図るため、業種や規模を問わずデジタル化の取組が非常に重要となっています。大企業に比べ、中小企業においては、デジタル人材の確保や配置が難しいなどの理由により、取組が遅れている状況であるため、中小企業が大半を占める本市においても、事業者におけるデジタル化の推進が必要です。
- 市内での消費喚起のため、商工会が発行するプレミアム商品券事業を支援するほか、市においても、2022(令和4)年度に未来応援券の配付やデジタル商品券(きのかわPay)を発行しました。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「日常生活において買い物に困る」と感じている市民の割合は、25.5%となっています。

■ これまでの主な取組

- 創業セミナー受講者による市内での創業:11名 [2019(平成30)年度~2021(令和3)年度]
- 市内事業者向け新型コロナウイルス感染症対策支援の実施 [2020(令和2)年度~]
- 市内商工業者向け情報配信ネットワークの構築(2020(令和2)年度)
- 規格外フルーツを活用した商品開発の促進(桃ビール・はっさくビール)[2021(令和3)年度~]
- マイナンバーカード普及促進地域振興券事業の実施 [2021(令和3)年度~2022(令和4)年度]

■ 課題

- 経営者の高齢化や後継者不足解消につながる取組の支援が必要です。
- 生産性向上と収益拡大に向けた取組の支援が必要です。
- 地域経済の活性化に向けた取組が必要です。

○市内で買い物ができる商業環境を維持することが必要です。

■主な取組方針

方針①: 市内商工業者の振興・活性化

- 経済状況や支援ニーズを的確に把握し、事業者に必要な支援策を講じます。
- 商工会や関係機関と連携し、相談体制の強化を図るとともに、支援制度の周知と活用を促します。
- デジタル化による生産性向上を支援するため、セミナーの開催などによりデジタル人材の育成を支援するとともに、デジタル技術の導入経費に対する補助を実施します。
- 競争力の強化を図るため、新商品の開発や戦略的な情報発信を支援します。

方針②: 市内消費の促進

- 市内での消費を促進するため、継続的に商品券事業を実施します。
- 関係各課と連携し、市民の買い物環境における実態や課題の把握に努めます。
- 事業者の認知度向上を図るとともに、移動販売事業者などの情報を提供します。

方針③: 創業・事業承継の支援

- 市内での創業の機運を高めるため、創業希望者に対して、創業セミナーの開催や空き店舗情報を提供します。
- 事業承継を支援するため、国や県の支援制度の周知や活用の促進を図ります。

方針④: 地域内経済循環の促進

- 農産物をはじめとした地域資源の付加価値の向上につなげるため、地域資源を活用した加工品の開発支援などに取り組みます。
- 市内商工業者間による取引拡大や連携事業の創出を図るとともに、他の産業との交流・連携の促進を図ります。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 市内商工業者を積極的に利用します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
産業振興促進計画	2020(令和2)年度～2024(令和6)年度
先端設備等導入促進基本計画	2021(令和3)年度～2023(令和5)年度
創業支援事業計画	2020(令和2)年度～2024(令和6)年度
まち・ひと・しごと創生総合戦略	2021(令和3)年度～2024(令和6)年度

3-2-1: 就労支援の充実と雇用創出の振興

<関係課> 商工労働課

■ 目指す姿

雇用の機会が創出され、様々な人材が活躍できる就労環境が実現し、安心して働くことができるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
働く場が充実していると 感じている市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合で、労働環境の充実度を測る指標	18.4%	22.0%
誘致企業における地元雇 用者数	誘致企業で構成される立地企業連絡協議会の会員企業における地元雇用者数で働く場の確保が進んでいるかを測る指標	712人 (R3)	750人
企業立地件数(増設を含 む)	合併後に協定締結に基づき新たに操業を開始または増設による事業拡大を実施した企業立地件数で、雇用創出の状況を測る指標	15件	18件
一般事業主行動計画策 定数(年間)	市内企業(従業員100人以下)でワークライフバランスなど労働環境の改善に取り組む企業の状況を図る指標	年間1件	4年間で8件

■ 現状

- 2021(令和3)年度の学校基本調査によると、和歌山県の大学残留率は17.8%の全国42位で、大学への進学などを機に若者が県外へと転出するケースが多い状況です。
- 地震に備え沿岸部から内陸部へと工場などを移転するケースが増えていることや、京奈和自動車道の開通により利便性が高まったことなどを背景として、近年、本市をはじめ京奈和自動車道沿線において用地取得を希望する企業が増えており、特に製造業や物流業からの用地の問い合わせが多い状況です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会情勢の変化による新しい生活様式の定着やデジタル技術の進歩により、テレワークなどを活用した移住なき転職など新たな働き方がみられます。
- 人材不足を補うため、市内企業においても東南アジアをはじめとした外国人労働者の雇用者数が増加しています。
- 2021(令和3)年3月に和歌山労働局との雇用に係る対策協定を締結し、安定した就業と人材確保を促進するための一体的な雇用対策に取り組んでいます。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、就労支援と雇用創出の取組は、重要と捉えられているにも関わらず、満足度については低い状況となっています。また、働く場が充実していると感じている市民の割合は18.4%となっています。

■ これまでの主な取組

- 誘致企業(新・増設の稼働開始)件数:7件 [2018(平成30)年4月~2022(令和4)年12月]
- 一般事業主行動計画の策定に対する補助制度創設 [2019(令和元)年度~]
- 県内高校などに対して立地企業ガイドブックの配布 [2022年(令和4)年度~]

■ 課題

- 市民ニーズに対応した働く場所の創出が必要です。
- 市内求職者と市内企業を効果的にマッチングする機会の創出が必要です。
- 市内企業への就職促進につながる取組が必要です。
- 複雑化・多様化するライフスタイルに対応した職場環境づくりの支援が必要です。

■主な取組方針

方針①: 企業誘致の促進による新たな雇用創出

- 「紀の川インターチェンジ周辺土地利用構想」において先行開発エリアとした曾山地区における事業用地の造成と企業誘致を進めます。
- 新たな誘致用地の確保や民間の空き用地などを活用し、新たな企業誘致に取り組みます。
- サテライトオフィスなどの誘致に向けて、企業動向の把握や候補地の検討を進めます。
- 雇用創出につなげるため、事業規模拡大の取組を支援します。

方針②: 労働人材確保と就労の支援

- ハローワークとの連携により、市内企業が積極的に参加できる就職フェアを開催するなど、企業の人材確保を支援するとともに、市民の市内企業への就労を支援します。
- 市内企業へ若年層の就職を促進するため、企業情報を積極的に発信します。
- 市内中学生を対象としたキャリア教育を実施し、「働く」意味や心構えなど、仕事に関する将来ビジョンを描くきっかけづくりとなる場を提供します。

方針③: 多様性のある雇用・職場環境づくりの推進

- 働きやすい環境づくりを進めるため、企業の職場環境の改善に向けた啓発や支援に取り組みます。
- 企業が雇用する外国人労働者が職場で円滑な意思疎通を図るため、必要な語学力を習得する支援を行います。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 市内企業に関心と興味を持ちます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
産業振興促進計画	2020(令和2)年度～2024(令和6)年度
まち・ひと・しごと創生総合戦略	2021(令和3)年度～2024(令和6)年度

3-3-1: 観光資源を発掘・活用した観光振興

<関係課> 観光振興課

■ 目指す姿

地域の観光資源を有効活用して、誰もが訪れたいと思えるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
年間観光客数	市内観光施設における年間(1月～12月)の観光客数で、観光振興の取組状況を測る指標	1,191,000人 (R3)	2,200,000人
年間宿泊客数	市内宿泊施設における年間(1月～12月)の宿泊客数で、観光振興の取組状況を測る指標	5,800人 (R3)	90,000人
ふる博参加者数	ふる博への参加者数で、観光振興の取組状況を測る指標	1,321人 (R3)	4年間で 7,200人

■ 現状

- 2012(平成24)年以降、全国的に訪日外国人旅行者数は増加し、2019(令和元)年には3,188万人と過去最高を記録しましたが、その後発生した新型コロナウイルス感染症により、訪日外国人の観光需要が大きく減少し、直近の2021年(令和3)年では25万人となっています。本市においても、外国人旅行者をはじめ、緊急事態宣言による移動制限などの影響もあり、本市を訪れる観光客は減少している状況です。
- 新型コロナウイルス感染症の発生以降、観光を取り巻く環境はここ数年で大きく変化し、近隣地域内での旅行(マイクロツーリズム)や個人旅行客の増加に加え、インターネットを通じた観光情報の提供などが広がりを見せており、本市においても、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた観光振興策が求められています。
- 2023(令和5)年「弘法大師生誕1250年」に始まり、2024(令和6)年「世界遺産登録20周年」、2025(令和7)年「大阪・関西万博」と、観光産業にとって追い風となる大きなイベントが続くことから、県においては、この期間を「ダイヤモンドイヤー」として位置づけ、コロナ禍からの反転攻勢を図る取組を推進することとしています。
- 地域の稼ぐ力を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、2018(平成30)年度に観光地域づくり組織(DMO)である「紀の川フルーツ観光局」を関係団体とともに設立しました。
- 2019(令和元)年に施行した「宿泊施設の誘致等に関する条例」に基づき、宿泊施設の誘致に取り組んだ結果、2022(令和4)年11月に市内に251室の客室数を備えた宿泊施設が開業しました。

■ これまでの主な取組

- 観光交流拠点「紀楽里」を整備 [2018(平成30)年度]
- 細野溪流キャンプ場管理棟のリニューアル [2021(令和3)年度]
- 2代目・紀の川市フルーツ大使の任命 [2022(令和4)年度]
- 団体旅行誘致促進補助制度の創設 [2022(令和4)年度]

■ 課題

- 地域経済の活性化に向けて、観光交流人口の増加に取り組む必要があります。
- 2025大阪・関西万博を見据え、周辺地域や関係機関と連携した観光客の受入体制の構築が必要です。
- 新たな観光資源の発掘や、既存の地域資源を有効活用した誘客の仕組みづくりが必要です。

■主な取組方針

方針①: 誘客・周遊化の促進

- 訪日外国人旅行者を含めた観光客の回復に向けた観光戦略の策定を進めます。
- 多様な情報発信手段を活用して、観光プロモーションを実施します。
- 複数の観光資源を組み合わせ、滞在時間の拡大につなげるとともに、新たな観光資源の創出に取り組みます。
- スポーツ合宿や教育旅行、キャンプ、サイクリングイベントなど、さまざまな形態の誘客を促進します。
- 県や周辺自治体と連携して広域的な観光客の誘客、周遊化に努めます。
- 観光交流拠点の魅力を高め、観光交流や周遊化を促進する拠点づくりを進めます。
- 市内の農業者や商工業者との連携を図り、観光消費額の拡大を図ります。
- 市民が主体となって開催する各種まつりやほたるなどの地域資源を活用した取組を支援します。

方針②: 観光施設の適切な管理と充実

- 観光施設の適切な維持管理を行い、観光客が快適に利用できるよう取り組みます。
- 観光看板の増設や標記の統一を進めるなど、施設環境の充実を図ります。

方針③: 観光振興体制の整備

- 観光協会、(一社)紀の川フルーツ・ツーリズム、(一社)紀の川フルーツ観光局と連携し、観光交流人口の拡大に努めます。
- 地域活性化起業人制度の活用など、民間企業との連携を図り、効果的な観光施策を推進します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 市の観光資源の魅力を発信します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
まち・ひと・しごと創生総合戦略	2021(令和3)年度～2024(令和6)年度
産業振興促進計画	2020(令和2)年度～2024(令和6)年度

3-3-2: 国際交流・多文化共生の推進

<関係課> 地域創生課

■ 目指す姿

市民が文化や生活習慣、制度などの異なる国の人々と互いに尊重しあい、外国人住民が地域に溶け込んで自立した生活を営むことができるまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
姉妹都市・友好都市等への訪問団のうち職員等以外の人数	国際交流の活性化状況を測る指標	—	年間 20 人
外国住民を身近な存在と感じる市民の割合	市民意識調査で、「身近を感じる」「どちらかといえば、身近を感じる」と回答した市民の割合で、多文化共生に関する市民の理解度を測る指標	18.9%	25.0%
多文化共生事業への参加者数	市が主催もしくは共催する日本語教室やイベントへの延べ参加者数で、多文化共生に関する市民や外国人の関心度を測る指標	—	年間 200 人

■ 現状

- 姉妹都市(大韓民国西帰浦市)との職員・中学生の相互交流、友好都市(中華人民共和国濱州市)や友好協力関係の構築に関する覚書を締結したベトナム社会主義共和国クアンナム省との交流を実施しています。
- 2019(平成 31)年 4 月に改正された「出入国管理及び難民認定法」により、本市でも今後、労働を目的とした外国人の増加が予想され、これまで以上に国籍や言語、文化の多様化が進むことにより、市内で生活する全ての人々がそれぞれの違いを互いに尊重し、理解することが重要となってきます。
- 2021(令和 3)年末現在における日本国内の在留外国人数は総人口の 2%を超え、約 276 万となっています。本市においても、2021(令和 3)年末現在において 374 人の外国人が居住しており、国籍別では、ベトナム社会主義共和国の方が 99 人と最も多く、年代別では 20 歳代が 129 人と、最も多くなっています。
- 2022(令和 4)年度実施の市民意識調査によると、「外国人住民を身近を感じる」と回答した市民の割合は 4.6%である一方で、「身近に感じない」と回答した市民の割合は 50.1%となっています。
- 外国人が日本で安心して生活できるよう市内でボランティア団体による日本語教室を開催しています。多文化共生社会の実現に向けた市の取組を充実させるとともに、市民や市民団体の活動を支援することが必要です。

■ これまでの主な取組

- ベトナム社会主義共和国クアンナム省と友好協力関係の構築に関する覚書を締結 [2019(令和元)年度]
- 姉妹都市などとのオンライン交流の開催 [2022(令和 4)年度]

■ 課題

- 姉妹都市をはじめとする異なる文化を持つ外国の人々と良好な関係を築き、市民レベルでの交流の機会を増やす必要があります。
- 外国人の日本語学習の機会や日本の文化に触れる機会を増やす必要があります。
- 外国人の文化的・社会的背景を理解し、相互に尊重できる多文化共生社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

■主な取組方針

方針①:国際交流の推進

- 姉妹都市との中学生交流や派遣職員の受け入れを通じて、姉妹都市との交流を深めます。
- 市民の国際感覚の醸成を図るため、姉妹都市をはじめとした国との市民間の交流を促進します。
- 市民が姉妹都市をはじめとした外国の文化や歴史に関心をもつことができるようにするため、積極的に姉妹都市などに関する情報提供を行います。

方針②:多文化共生社会の推進

- さまざまな国と日本の文化的な違いを認め合い、地域でともに生活できるよう、国際理解に関する展示や講座を開催します。
- 市内企業に勤める外国人労働者が抱える課題や困りごとを把握し、地域で安心して生活できる施策を検討します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 主体的に国際交流に参加します。

政策 4 都市基盤・生活環境

快適で環境と調和するまち

～ともに自然と生きよう～

- | No. | 基本施策 |
|-------|-----------------------|
| 4-1-1 | 土地の有効利用と住みよい都市環境の整備 |
| 4-1-2 | 道路や橋梁などまちの基盤整備 |
| 4-1-3 | 公共交通ネットワークの充実 |
| 4-2-1 | 快適な生活環境の維持と地球温暖化対策の推進 |
| 4-2-2 | ごみや資源物の効率的な収集・処理 |
| 4-2-3 | 適切な生活排水対策の推進 |
| 4-2-4 | 水道水の安定的な供給 |
| 4-3-1 | 豊かな自然環境の保全 |

4-1-1:土地の有効利用と住みよい都市環境の整備

<関係課>◎都市計画課、住宅政策課、企画経営課

■目指す姿

地域の特性に応じた計画的な土地利用と都市基盤の整備が行われ、市民の利便性が確保された活力に満ち溢れる住みよいまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年) (R3)	目標値 (2026年)
市民1人当たりの都市公園面積	都市公園の充実度を測る指標	8.9 m ² (R3)	10.0 m ²
住みよいと感じている市民の割合	市民意識調査で「住みよい」「どちらかといえば、住みよい」と回答した市民の割合で、住みよい環境づくりへの取組に対する成果を測る指標	85.5%	現状値 以上
公園・遊具の状況に満足している市民の割合	市民意識調査で「満足」「やや満足」と回答した市民の割合で、公園や遊具の充実度を測る指標	33.1%	40.0%
市営住宅の耐震化率	耐震性を有する市営住宅の割合	68.2% (R3)	100.0%

■現状

- 少子高齢化や人口減少をはじめとした本市を取り巻く環境の変化や、新たな施策への展開に対応するため、「都市計画マスタープラン」を2021(令和3)年9月に改定しました。
- 土地利用の混在を防ぎ、計画的な土地利用を実現するため、2020(令和2)年4月1日から都市計画区域内において、用途地域と特定用途制限地域を指定しています。
- 本市は、和歌山市や大阪府南部と隣接しており、立地条件が良く、自然環境と調和したまちなみを形成しています。2022(令和4)年度に実施した市民意識調査においても、85.5%の人が住みよいと回答しています。
- 2021(令和3)年8月に、紀の川市民公園内に複合遊具を備えた「野あそびの丘」を整備するなど、これまで公園の充実を図ってきましたが、2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、公園・遊具の状況に関して満足している市民の割合は33.1%にとどまっている状況です。
- 2022(令和4)年4月時点で、市営住宅375戸の半数以上が耐用年数を経過し、住宅設備や機能面で老朽化が進んでいることから、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な建替えや修繕などを進めています。
- 全国的に少子高齢化などの影響により、空き家は増加の一途をたどっており、管理が行き届いていない空き家が、防災、衛生、景観などの面で生活環境に影響を及ぼす社会問題が発生しています。本市においても、空き家は増加傾向にあることから、今後、管理不全の空き家の増加が懸念される状況です。

■これまでの主な取組

- 用途地域・特定用途制限地域の指定 [2020(令和2)年度]
- 紀の川市民公園内に野あそびの丘をオープン [2021(令和3)年度]
- 「都市計画マスタープラン」の改定 [2021(令和3)年9月]
- 「公営住宅等長寿命化計画」の改定 [2021(令和3)年3月]

■課題

- 都市公園をはじめとした市民が憩える公園やレクリエーション施設の充実が必要です。
- 人口の動態や各地域の特性に応じた計画的な土地利用の誘導を図る必要があります。
- 老朽化した市営住宅の適正な維持管理と長寿命化の取組が必要です。

○空き家の適切な維持管理の促進が必要です。

■主な取組方針

方針①:「都市計画マスタープラン」に基づくまちづくりの推進

- 利便性の高い都市環境の整備を図るため、「都市計画マスタープラン」に基づき地域の特性や課題に応じたまちづくりを推進します。
- 社会経済情勢の変化などを鑑みながら、必要に応じて「都市計画マスタープラン」の見直しを図ります。
- 用途地域内の土地利用状況の動向などを踏まえ、用途地域の拡大見直しを図ります。
- 市民にうるおいとやすらぎの場を提供するため、自然環境を活かしたレクリエーション施設を整備します。

方針②:市営住宅の長寿命化の推進

- 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化の必要がある施設については、計画的に改修工事などを行い、適切な管理に努めます。
- 耐震性が乏しい施設については、計画的に集約・建替えを進めます。

方針③:空き家対策の推進

- 良好な生活環境を維持するため、空き家所有者に対して、適正な維持・管理を促します。
- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」と「空家等対策計画」に基づき、空き家の除却に対する補助制度の創設を検討します。
- 関係各課と連携して空き家対策に努めます。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 都市計画に理解を深めます。
- 住宅を適切に維持管理します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
都市計画マスタープラン	2021(令和3)年度～
公営住宅等長寿命化計画	2021(令和3)年度～2030(令和12)年度
空家等対策計画	2017(平成29)年度～2027(令和9)年度

4-1-2: 道路や橋梁などまちの基盤整備

<関係課>◎道路河川課、建設総務課、京奈和関空連絡道路推進室

■目指す姿

道路や橋梁の計画的な整備・維持管理が実施され、市民が快適かつ安全に利用できるまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
長寿命化対策済橋梁数	長寿命化対策済橋梁数で、橋梁の安全対策の進捗状況を測る指標	32 橋	44 橋
道路・橋梁維持管理上の事故件数	市が管理する道路における管理瑕疵により保険適応となった事故件数で、道路の適正な維持管理の状況を測る指標	1 件 (R3)	0 件
生活道路が安心して通行できると思う市民の割合	市民意識調査で「そう思う」「まあそう思う」と回答した市民の割合で、安全な道路が整備されているかを測る指標	35.5%	50.0%

■現状

- 市道の総延長は、2020(令和2年)時点で約1,033 kmにも及んでおり、高度経済成長期に整備された路線を中心に老朽化した路線もあることから、限られた予算の中で計画的に維持管理を行うことが必要です。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「車の運転時、自転車の運転時、徒歩のそれぞれの場合において、道路を安心して通行できると感じている市民の割合」は、車の運転時 45.8%、自転車での移動時 23.0%、徒歩での移動時 37.7%、となっています。
- 現在、本市では歩行者の安全確保対策を進めるため、通学路となる路線を中心に歩道整備を重点的に進めています。
- 2014(平成26)年道路法の改正により、市が管理する橋梁を5年毎に点検し、健全度に応じた対応が義務化されています。橋梁修繕については、「橋梁個別施設計画」に基づき、従来の対症療法型の維持管理から予防保全型に転換することで、将来的な財政負担の軽減と道路交通の安全性を確保しています。
- 2015(平成27)年度から京奈和自動車道紀の川インターチェンジと国道24号を結ぶ主要幹線道路となる県道泉佐野打田線の4車線化工事を県が進めており、インターチェンジへのアクセス向上に寄与する路線であることから、早期の完成が待たれます。
- 紀の川インターチェンジと阪和道上之郷インターチェンジの間を結ぶ京奈和関空連絡道路の早期実現に向けて、関係自治体とともに、京奈和関空連絡道路建設促進期成同盟会を結成し、国や関係機関に対して整備の働きかけを進めており、2022(令和4)年3月、国が指定する重要物流道路の「候補路線」となりました。

■これまでの主な取組

- 市道中93号線の整備完了 [2019(令和元)年度]
- 道路灯のLED化完了 [2020(令和2)年度]
- 市公式LINEによる道路損傷個所の通報システム開始 [2020(令和2)年度]
- 道路冠水警報装置の設置 [2020(令和2)年度]
- 市道上野庁舎前線の整備完了 [2021(令和3)年度]

■課題

- 道路や橋梁の老朽化に対応した計画的な修繕・改修が必要です。
- 市民の安全性や利便性の向上につながる道路の計画的な整備が必要です。
- 京奈和関空連絡道路の早期実現に向けた行政、民間が一体となった整備要望活動の展開が必要です。

■主な取組方針

方針①:道路・橋梁の適正な維持管理

- 利用者が安全に通行できるよう道路舗装などの修繕を計画的に進めます。
- 「橋梁個別施設計画」に基づき、橋梁の点検と修繕を計画的に進めます。
- 日常のパトロールに加えて、市民からの通報システムを活用し、道路損傷個所の迅速な把握に努めます。
- 異常気象時において利用者に道路冠水状況などの情報提供を行い、被害発生を防止を図ります。

方針②:市道の整備・充実

- 計画的に市道整備を進めます。
- 歩行者の安全を守るため、歩行者の多いエリアの歩道整備を重点的に行います。
- 自治会からの改修要望を集約し、優先順位の高い箇所から計画的に整備を進めます。

方針③:国道・県道の整備促進

- 県道泉佐野打田線の4車線化の早期完了を目指し、県に対して働きかけを行います。
- 関係機関と連携し、県道泉佐野岩出線の南進に向けた取組を推進します。
- 県道の渋滞緩和に向けて、県への要望活動を積極的に展開します。

方針④:京奈和関空連絡道路の整備促進

- 県や関係団体と連携し、国への要望活動を行うなど、京奈和関空連絡道路の早期実現に向けた取組を推進します。
- 民間団体などに整備要望活動への参画を促し、地域一体となった取組を展開します。また、新たにPRホームページを作成し、要望活動の取組を積極的に情報発信します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 道路の危険箇所の通報を行います。
- 道路をきれいに保ちます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
橋梁個別施設計画	2020(令和2)年度～2029(令和11)年度
国土強靱化地域計画	2019(令和元)年度～2026(令和8)年度

4-1-3: 公共交通ネットワークの充実

<関係課> 交通政策課

■ 目指す姿

鉄道やバスなどの公共交通を有機的に結びつけることで、市民の日常生活の移動ニーズにきめ細やかに対応した公共交通ネットワークが構築・維持されているまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
日常生活において交通手段に不便と感じている市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合で、市民の移動手段が充足しているかを測る指標	54.1%	50.0%
地域巡回バスの年間利用者数	地域巡回バスの利用状況と利用促進による成果を測る指標	26,161人 (R3)	27,000人
紀の川コミュニティバスの年間利用者数	紀の川コミュニティバスの利用状況と利用促進による成果を測る指標	20,120人 (R3)	20,600人

■ 現状

- 全国的に、地域公共交通は人口減少や自家用自動車の普及に伴う輸送人員の減少、事業者の収益悪化などを背景として、その維持・確保が困難な状況となりつつあります。しかしながら、高齢化が進む中、公共交通の重要性が高まっており、その地域に暮らす人々の日常生活を支える持続可能な公共交通ネットワークの構築が求められています。
- 2019(平成31)年3月に本市の交通政策におけるマスタープランとなる「地域公共交通網形成計画」を策定し、市民・交通事業者・行政など、関係者の連携・協力に基づいた持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組を進めています。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、市の公共交通ネットワークの充実に向けた取組については、重要度が高い位置づけであるにも関わらず、市民の満足度については低い状況です。また「日常生活において交通手段に不便を感じている市民の割合」は54.1%となっています。
- 岩出市と共同で紀の川コミュニティバスを運行するほか、本市独自で市内全域に地域巡回バスを運行しており、2015(平成27)年時点で約98%の市民が公共交通を比較的近い場所から利用できる状況となっています。
- 運行事業者や沿線自治体と連携し、JR和歌山線と和歌山電鐵貴志川線の利用促進に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大により地域公共交通の利用者は、大幅に減少しました。

■ これまでの主な取組

- 「地域公共交通網形成計画」を策定 [2018(平成30)年度]
- 地域巡回バスのダイヤ・路線改正を実施 [2021(令和3)年10月]
- 和歌山電鐵株式会社への継続的な支援の実施
- 和歌山線活性化検討委員会として沿線の活性化につながる取組の実施
- 地域巡回バス、紀の川コミュニティバス、粉河熊取線の運行事業者に補助金を交付

■ 課題

- 公共交通の利用促進につながるさらなる啓発や取組が必要です。
- 公共交通の維持・確保に向け、必要な支援の検討・見直しを行う必要があります。

■主な取組方針

方針①:公共交通の維持・確保・充実

- 2023(令和 5)年に計画期間が終了する「地域公共交通網形成計画」に基づく取組結果や社会情勢の変化を踏まえ、次期「地域公共交通計画」の策定に取り組みます。
- 「地域公共交通計画」に基づき、地域巡回バスの路線を再検討し、通学や通院、買い物など、日常生活の利便性維持・向上につながる公共交通ネットワークの再構築を進めます。
- 和歌山電鐵貴志川線が将来にわたって存続するために必要となる支援のあり方を検討します。

方針②:公共交通の利用促進・啓発

- 公共交通への関心を高め、利用促進につなげるため、市民に公共交通の現状などについて分かりやすい情報発信を行います。

方針③:利用環境の充実

- 公共交通の利用を促進するため、駐輪場や駐車場の整備を行います。
- 新たな技術を活用し、利用者の利便性向上を図る方策を検討します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 定期的に公共交通を利用します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域公共交通網形成計画	2019(令和元)年度～2023(令和5)年度

4-2-1: 快適な生活環境の維持と地球温暖化対策の推進

<関係課> 環境衛生課

■ 目指す姿

快適で良好な生活環境を守り、維持するため、市民・地域団体・事業者と市が協働・連携し、環境保全に関わる活動を積極的に展開しているまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
空き地管理指導に対する対処率	空き地の適正管理の指導を行った件数のうち、適切に改善された件数の割合で、生活環境対策の取組の成果を測る指標	75.4% (R3)	85.0%
不法投棄発見件数	不法投棄を発見した件数で、地域美化啓発の取組の成果を測る指標	143件 (R3)	現状値未滿
快適な生活環境の維持と地球温暖化対策に関する取組に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、快適な生活環境の維持と地球温暖化対策の取組の成果を測る指標	16.9%	40.0%
家庭において地球温暖化防止につながる取組を行っている市民の割合	市民意識調査で「行っている」「どちらかといえば、行っている」と回答した市民の割合で、市民の地球温暖化防止対策に向けた取組状況を測る指標	50.3%	75.0%

■ 現状

- 地球温暖化や大気汚染をはじめとした環境問題が注目される中、本市においても、環境基本計画に基づき、市民が快適で環境と調和した生活が営めるよう、良好な環境の保全に努めています。
- 地域美化を推進するため、自治会が実施する水路清掃活動に対する支援を行っている中、多数の自治会において実施されていることから水路の衛生が保たれています。また、年間を通して不法投棄監視パトロールを実施していますが、不法投棄は後を絶たない状況です。
- 全国的に人口減少や少子高齢化を背景として、適正に管理されていない空き地が増加しており、本市においても空き地の所有者に対して適正な管理を求める苦情・相談が寄せられている中、空き地の所有者に対する適正管理に向けた指導を行っています。
- ライフスタイルの変化によりペットを飼う方が増える中、ペットの不衛生な飼育、犬の放し飼い、野良猫の増加などに対する苦情・相談が寄せられています。また、狂犬病予防注射を受けてもらえるように啓発を行っています。
- 国は、2020(令和2)年10月に、2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。本市においても、地球温暖化防止に向けた取組をさらに推進することが求められています。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「家庭において地球温暖化防止につながる取組」を行っている方は50.3%と、半数を超える市民が地球温暖化防止に関する取組を行っています。

■ これまでの主な取組

- 地域一斉清掃の補助件数: 432件 [2018(平成30)年度～2021(令和3)年度]
- 空き地適正管理に向けた指導件数: 911件 [2018(平成30)年度～2021(令和3)年度]
- 狂犬病予防注射の接種件数: 8,310件 [2018(平成30)年度～2021(令和3)年度]
- 「地球温暖化防止実行計画」の改定 [2018(平成30)年度]
- 「再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」の制定 [2021(令和3)年度]

■ 課題

- 市民、地域や事業者の環境保全、地域美化などの生活環境に関するさらなる意識の高揚を図る啓

発が必要で。

- 空き地の所有者に対応してもらえない土地の対処や少子高齢化などにより管理が行き届かない土地の増加による対応が必要です。
- ペットの不衛生な飼育、犬の放し飼い、野良猫、地域猫などの諸問題について、飼い主のみならず動物に関わる人や地域の協力が必要です。
- 地球温暖化対策や低炭素社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

■主な取組方針

方針①: 環境保全の推進

- 市民の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、市域の水質や大気などの環境保全に向けて、「環境保全条例」に基づく立入調査などによる規制・指導の充実を図ります。
- 生活排水、工場排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市民や事業者に対して適正な排水について啓発するとともに、市内河川などの水環境の保全に取り組みます。

方針②: 地域環境美化の推進

- 地域の水路の一斉清掃など市民協働による美化活動がより活発になるように啓発に取り組みます。
- 適正に管理されていない空き地について、生活環境が悪化しないように所有者に対し指導・管理に取り組みます。
- 不法投棄を未然に防止・抑制するため、警察・県・他市町村・地域との連携を図るとともに、監視パトロールや啓発を強化します。

方針③: 生活衛生の向上

- 獣医師会や動物愛護センターなど関係団体と連携し、狂犬病予防注射の必要性の周知などペットの飼い主の社会的責務について啓発を行うとともに、県が実施する地域猫対策を推進します。
- 地元飲料水供給施設の安全・安心な供給の確保のため、適正な維持管理の指導・提案に取り組みます。
- 市営墓地を安心して利用いただけるように適正な維持管理に取り組みます。
- 海南市、紀美野町と連携を密にし、総合葬祭施設である五色台聖苑の安定的かつ適正な運営に取り組みます。

方針④: 地球温暖化対策の推進

- 温室効果ガスの排出量削減に向け、市民、地域や事業者に対しさらなる省エネ行動の定着を促すため、継続的な意識の高揚に向けた啓発に取り組みます。
- 再生可能エネルギーの発電設備設置について、「再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」に基づき、地域との共生が図れるよう事業者への周知・指導に取り組みます。
- 「地球温暖化防止実行計画」をもとに、公共施設などの省エネ化を推進し、省エネ機器や再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 快適な生活環境による暮らしを維持しつつ、地域一体となった環境活動に取り組みます。
- 地球温暖化防止に向けた意識の高揚と、さらなる省エネ行動による生活習慣に取り組みます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
環境基本計画	2020(令和2)年度～2027(令和9)年度
地球温暖化防止実行計画	2019(令和元)年度～2023(令和5)年度

4-2-2:ごみや資源物の効率的な収集・処理

<関係課> 廃棄物対策課

■ 目指す姿

ごみの排出量が減少し、資源が循環して利用されている環境にやさしいまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量	市民1人1日当たりのごみ排出量で、ごみ減量化の取組の成果を測る指標	570g (R3)	547g
ごみ資源化率	ごみ排出量のうち、資源化されたごみの量の割合で、ごみの資源化への取組状況を測る指標	11.2% (R3)	14.0%
ごみ処理・資源化対策を 満足と感じている市民の 割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、ごみ処理・資源化対策の取組の成果を測る指標	53.4%	60.0%
ごみの減量・リサイクルに 取り組んでいる市民の割 合	市民意識調査で「取り組んでいる」「どちらかといえば、取り組んでいる」と回答した市民の割合で、市民のごみの減量・リサイクルへの取組状況を測る指標	80.9%	90.0%

■ 現状

- 海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題への対応を契機として、プラスチックの資源循環を一層促進するため、2022(令和4)年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。本市においても、分別回収の徹底をはじめとした、プラスチックの資源循環に向けた取組をさらに推進することが求められています。
- 広報紙や出前講座などを通じて、ごみの減量、資源化を推進していますが、市民1人1日あたりのごみ排出量や資源化率は、ほぼ横ばいの状況であるため、さらなる減量化や資源化に向けた啓発を行っています。また、資源ごみの持ち去り防止対策として、定期的に監視パトロールを行っています。
- 所定の要件を満たす高齢者などのごみ出し困難家庭への支援策として、戸別収集となる「ふれあい収集」を2022(令和4)年度から実施しています。
- 効率的な収集体制の構築を図るため、収集業務の拠点となる収集事務所を1か所に集約する整備事業を2023(令和5)年度中の完成を目指し進めています。また、ごみ集積所については、設置箇所数に偏りがあるため、市全体の平準化を図れるよう自治会と連携しながら集約を進めています。

■ これまでの主な取組

- 出前講座の実施件数:6件 [2018(平成30)年度~2021(令和3)年度]
- ごみ集積施設設置の補助件数:91件 [2018(平成30)年度~2021(令和3)年度]
- 資源ごみ持ち去り監視パトロールの実施件数:236回 [2018(平成30)年度~2021(令和3)年度]
- ふれあい収集の開始 [2022(令和4)年度~]

■ 課題

- 減量化や資源化に対する市民のさらなる理解と認識を上げていく必要があります。
- 効率的かつ安定的な収集が行える体制の構築が必要です。
- 引き続き、高齢化などによるごみ出し困難家庭への支援策のあり方の検討が必要です。
- 長期的で安定的かつ適正なごみ処理の継続が必要です。

■主な取組方針

方針①:ごみの減量や資源化の推進

- 市民や事業者のごみの減量化や資源化に対する意識の向上を図るため、広報紙や出前講座を通じた啓発に取り組みます。
- 資源ごみの持ち去り防止対策として、職員によるパトロールなど監視体制の充実に努めます。

方針②:効率的な収集体制の構築

- 効率的な収集体制を確立するため、収集業務の一元化を図るとともに、安全で安定的な収集を行える体制の構築に取り組みます。
- 市民の理解と協力を求めながら、ごみ集積所の集約に向けた取組の推進を図ります。

方針③:収集サービスの充実

- 家庭ごみの排出が困難な高齢者や障害者に対象に、ふれあい収集を行うことにより日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援します。
- ふれあい収集の現状を検証し、ごみ出し困難者に対する支援策の拡充を検討します。
- 粗大ごみを紀の海クリーンセンターへ持ち込むことが困難な家庭を対象とした戸別収集を引き続き実施します。

方針④:ごみの適正処理

- 海南市、紀美野町と連携を密にし、紀の海クリーンセンターの安定的で適正な運営に取り組みます。
- 収集から最終処分までの適正な一般廃棄物の処理を行います。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- ごみの出し方、分別方法、処分方法について熟知し、ごみの減量、資源化に取り組みます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	2018(平成30)年度～2030(令和12)年度

4-2-3:適切な生活排水対策の推進

<関係課>◎環境衛生課、下水道課、那賀支所

■目指す姿

適切な生活排水対策を行い、良好な河川環境と快適で衛生的な生活環境が保全されているまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
汚水処理人口普及率	総人口に占める公共下水道と農業集落排水施設の利用ができる区域内の人口とこれらの区域外の合併処理浄化槽による処理人口の割合で、汚水処理施設の普及状況を測る指標	73.1% (R3)	80.0%
生活排水処理対策に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、生活排水処理対策の取組の成果を測る指標	32.9%	40.0%
供用開始区域面積	公共下水道の供用面積で、公共下水道の整備状況を測る指標	257.54ha (R3)	326.49ha
公共下水道接続率	公共下水道の利用状況を測る指標	69.0% (R3)	85.0%

■現状

- 県の汚水処理人口普及率は、2021(令和3)年3月末で68.4%の全国ワースト2位であり、本市は73.1%で県平均より少し上回っている状況です。
- 家庭排水の改善を図るため、合併処理浄化槽の設置促進として、個人の住宅で設置された方に対して補助金を交付しています。また、2018(平成30)年度から浄化槽設置に伴う配管工事、2022(令和4)年度からくみ取り便槽の撤去工事に対して補助制度を新設しています。
- 補助金申請者には浄化槽管理講習会の受講、保守点検・清掃・法定検査の契約を条件とすることにより、合併処理浄化槽の適正な維持管理につながっています。
- 公共下水道整備の早期概成を目指し、2020(令和2)年度において、下水道事業全体計画の見直しを行い、計画面積を938.62haに縮小しました。2021(令和3)年3月末で306.92haの整備が完了し、そのうち257.54haが供用区域となっています。接続率は69.0%と伸び悩んでいます。
- 下水道事業の経営状況を正確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上につなげるため、2020(令和2)年度から「地方公営企業法」を適用し、公営企業会計への移行を行いました。

■これまでの主な取組

- 合併処理浄化槽設置整備の補助件数:790件 [2018(平成30)年度～2021(令和3)年度]
- 2022(令和3)年度末公共下水道整備面積:307ha (参考 2018(平成30)年度末:288ha)
- 2022(令和3)年度末公共下水道接続率:69.0% (参考 2018(平成30)年度末:65.7%)

■課題

- 人口減少や地域の実情に応じた効率的で効果的な汚水処理施設の整備を推進し、汚水処理人口普及率の向上を図る必要があります。
- 浄化槽の本来持つ機能を十分に発揮し、水質保全が図れるよう、保守点検・清掃・法定点検などの維持管理の徹底を促す必要があります。
- 公共下水道の早期概成に向けた計画的な整備が必要です。
- 下水道事業への理解促進と未接続世帯の解消が必要です。

■主な取組方針

方針①: 合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の推進

- 合併処理浄化槽の設置に要する費用に対して補助金を交付し、新設のほか、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換などによる市民の負担を軽減することで普及促進を図り、汚水処理人口普及率の向上に取り組みます。
- 浄化槽台帳に基づき保守点検・清掃・法定検査の受検率を向上させるため、水質保全センター、清掃業者と連携を図り、未受検者に対し正しい浄化槽の維持管理について啓発に取り組みます。

方針②: し尿の適正処理

- 岩出市と連携を密にし、し尿処理施設である那賀衛生環境整備組合の安定的で適正な運営に取り組みます。
- し尿処理許可業者と連携し、くみ取り、浄化槽清掃の適正な実施を図ります。

方針③: 下水道の計画的な整備

- 用途地域を中心に公共下水道の整備を推進します。
- 効率的な経営を目指し、西山地区農業集落排水施設を公共下水道に接続します。

方針④: 下水道の適正な維持管理と普及促進

- 長山団地内の老朽化した管渠の更生、修繕を行います。
- 計画的な施設の維持管理を行うことで、長寿命化に努めます。
- 供用開始区域における未接続世帯への啓発を促進し、接続率の向上を図ります。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 浄化槽の適正な維持管理を行い、生活排水による水質汚濁の防止に取り組みます。
- 汚水処理、水環境への理解を深めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
生活排水処理基本計画	2020(令和2)年度～2028(令和10)年度
流域関連公共下水道全体計画	2011(平成23)年度～2035(令和17)年度
下水道事業経営戦略(公共下水道事業・農業集落排水事業)	2017(平成29)年度～2026(令和8)年度

4-2-4: 水道水の安定的な供給

<関係課>◎上下水道経営課、水道工務課

■目指す姿

安全で安心な水道水を安定的に供給するまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
企業債残高対給水収益比率	給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模が経営に及ぼす影響を示す指標	520.7% (R3)	440.0%
水道の安定供給に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、水道の安定供給に対する取組の成果を測る指標	63.3%	80.0%
有収率	年間総配水量に対する料金収入の対象となった水量の割合で、施設の稼動が収益につながっているかを測る指標	83.7% (R3)	85.0%
基幹管路の耐震適合率	基幹管路の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合で、地震災害に対する基幹管路の安全性・信頼性を表す指標	31.4% (R3)	32.0%

■現状

- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「水道水の安定的な供給」について満足と感じている市民の割合は63.3%で、市の全ての取組に対する評価の中で最も高い満足度となっており、水道水に対する安全性、安心度が高く評価されています。
- 高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が全国的に問題となっています。本市では、事業計画に基づき、計画的に施設・設備の更新や耐震化を実施していますが、耐震化率は全国平均と比較すると少し低い水準にあります。
- 2016(平成28)年度に60,362人であった本市の給水人口は、2021(令和3)年度には57,313人へと減少しました。給水人口の減少や節水機器の普及による給水量の減少に伴い、年々給水収益が減少する中、将来にわたり安定的な経営を行うための財源を確保するため、2020(令和2)年度に水道料金の改定を実施しました。
- 重要なライフラインとして今後も継続して水道水を安定供給する必要があり、そのためには計画的な財政運営が必要です。また、定期的に有識者などで構成される水道事業運営審議会を開催し、事業運営に関する検証を実施しています。
- 2018(平成30)年度において、民間企業の水道事業への参入や、市町村の枠を越えた広域連携を柱とする水道法の改正がありました。今後においては、広域化などの広い視野からの検討が始まりつつあります。
- 水道事業は、事業特有の高度な技術や経験に支えられており、その習得に時間を要することから、安定的に技術継承が行える組織づくりと人材育成の取組が求められています。

■これまでの主な取組

- 貴志川第3配水池に緊急遮断弁設置 [2018(平成30)年度]
- 可搬式発電機の配備 [2019(令和元)年度、2022(令和4)年度]
- 平均料金改定率18%の料金改定を実施 [2020(令和2)年度]
- 水道料金業務の包括委託開始 [2021(令和3)年度]
- 加圧式給水車の配備 [2021(令和3)年度]

■課題

- 給水収益の減少に対応した健全な財政運営を図る必要があります。
- 老朽化した水道施設を計画的に更新整備する必要があります。
- 大規模地震などの災害に備えて施設の耐震化や防災・危機管理体制の強化が必要です。
- 継続して給水が行えるよう、職員が持つ知識や技術の継承などの取組が必要です。

■主な取組方針

方針①:水道事業の安定経営

- 国や県の補助制度を活用するとともに、企業債の発行を抑制し、「水道事業経営戦略」に基づく計画的な財政運営を進めます。
- 今後の水需要も考慮しながら、施設・設備規模の見直しや集約を図ります。
- 将来にわたり安定給水を行えるようにするため、継続的に業務マニュアルの整備や技術継承・人材育成に取り組めます。
- 民間活力の導入を推進することで、業務の効率化とともに、サービスの向上を図ります。

方針②:重要施設の耐震化の推進

- 更新計画に基づき、浄水施設の耐震化に取り組めます。
- 基幹管路の耐震化に取り組めます。

方針③:老朽化施設の計画的な更新

- 施設の重要度を考慮し、優先度の高い施設から計画的に更新します。
- 優先度の低い施設においては、長寿命化を図り、適切な維持管理を行います。
- 年度間における更新費用の平準化を図りながら更新を進めます。

方針④:防災・危機管理体制の強化

- 緊急時においても、安定給水、安定処理ができる維持管理体制の確保に努めます。
- 被災時における対応マニュアルとしての「事業継続計画(BCP)」を必要に応じて随時更新します。
- 災害時に備え、応急給水拠点の整備を図ります。また、円滑に応急給水活動を行えるように訓練を実施します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 水道料金を負担します。
- 給水装置を適正に維持管理します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
水道事業基本計画	2017(平成29)年度～2066(令和48)年度
水道事業ビジョン	2017(平成29)年度～2026(令和8)年度
水道事業経営戦略	2019(令和元)年度～2028(令和10)年度

4-3-1:豊かな自然環境の保全

<関係課> 林務課

■ 目指す姿

森林や水辺の有する多面的機能が十分に発揮され緑豊かな環境が守られているまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
森林経営管理事業における間伐実施面積	森林経営管理事業における間伐実施面積で、森林の管理が適正に実施されているかを測る指標	5.73ha (R3)	4年間で40.0ha
狩猟免許保有者数	狩猟免許の保有者数で、自然環境保全につながる鳥獣捕獲体制の状況を測る指標	232人 (R3)	265人
豊かな自然環境の保全に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、豊かな自然環境の保全に対する取組の成果を測る指標	47.1%	50.0%

■ 現状

- 暮らしを支える多様な生態系を守り、後世へ引き継いでいくため、森林や水辺などの豊かな自然環境を守り続けていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響などによる海外での住宅需要の高まりにより、2021(令和3)年度の木材不足・価格高騰によって製材輸入量が減少したことで、国内における輸入材から国産材への転換が進んでいます。
- 2019(平成31)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、森林環境譲与税は2019(令和元)年度から自治体への交付が開始されました。
- 本市の森林面積は10,567haあり、そのうち5,467haが人工林となっています。その大半の森林所有者は高齢化などにより、適切な管理がされていない状態であり、森林の水源かん養機能、保健休養機能、景観形成機能などの多面的機能の低下を抑制するため、森林経営管理制度による計画的な間伐を実施しています。
- 有害鳥獣の捕獲数は約1,500頭(羽)で推移してきましたが、捕獲の強化や豚熱の拡大などによる野生イノシシの生息数の減少などにより、2021(令和3)年度は793頭(羽)へ減少しました。
- 鳥獣被害対策の中核を担う狩猟免許保有者の高齢化が進むとともに、担い手不足が懸念されています。

■ これまでの主な取組

- 間伐材搬出に要する経費に対する補助金の交付 [2018(平成30)年度～2020(令和2)年度:1件、2021(令和3)年度:2件]
- 人工林の森林整備に関する意向調査の開始 [2020(令和2)年度:56件、2021(令和3)年度:89件]

■ 課題

- 森林の多面的機能を維持・発揮させるため、適正管理の推進が必要です。
- 森林における鳥獣被害の抑制を図る必要があります。
- 老朽化しているハイランドパーク粉河をはじめとした山村振興施設や林道の適切な維持管理が必要です。

■主な取組方針

方針①: 森林環境の保全

- 森林経営にかかる意向調査に基づき、「森林経営集積計画」を定め、森林所有者自らが管理困難な森林は、森林経営管理制度に基づき、持続可能な森林づくりに努めます。
- 森林整備計画に基づき、地域森林計画対象民有林区域の人工林を対象に間伐などを推進します。
- 森林病虫害の駆除と発生予防に取り組みます。

方針②: 有害鳥獣の捕獲対策

- 鳥獣による森林被害抑制のため、狩猟免許取得者の増加を図るとともに、猟友会をはじめとした関係機関と連携し、捕獲対策の強化を進めます。

方針③: 自然環境保全につながる教育・啓発の推進

- 森林の恵みとそれを支えてきた山村に対する市民の理解と関心を深める啓発を実施します。
- 木材や木製品とのふれあいを通じて、木材への親しみや木の文化への理解を深めるため、子供を対象とした木育を推進します。

方針④: 山村振興施設と林道の適正な維持管理

- 老朽化しているハイランドパーク粉河をはじめとした山村振興施設の改修を検討します。
- 林道の草刈・崩土除去などの作業を実施し、森林へのアクセス道路を利用者が安全・安心に走行できるよう維持管理に努めます。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 森林や水辺の保全に関する意識を持ちます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
鳥獣被害防止計画	2023(令和5)年度～2025(令和7)年度
森林整備計画	2022(令和4)年度～2031(令和13)年度

政策 5 地域づくり・行政経営

健全で自立したまち

～ともに参加しよう～

- | No. | 基本施策 |
|-------|--------------------|
| 5-1-1 | 人権が尊重された差別のない社会の実現 |
| 5-2-1 | 地域コミュニティの充実と協働の推進 |
| 5-2-2 | 地域の活性化と移住・定住環境の充実 |
| 5-3-1 | デジタル化の推進 |
| 5-3-2 | 市政情報の発信と市政参加の促進 |
| 5-3-3 | 健全な財政運営の確立 |
| 5-3-4 | 将来を見据えた行政経営の推進 |
| 5-3-5 | 職員の育成と職場環境の充実 |

5-1-1: 人権が尊重された差別のない社会の実現

<関係課>◎人権施策推進課、教育総務課、生涯学習課

■目指す姿

一人一人が人権問題を自分自身の問題と受け止め、日常生活において学習を深めるとともに、より多くの人々が問題意識を持ち、全ての人の人権が尊重された差別のないまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
人権映画会・講演会への参加延べ人数	市民の人権意識の高揚度を測る指標	該当するイベントの中止	800人
人権が侵害されたと感じたことのある市民の割合	市民意識調査で「感じたことがある」と回答した市民の割合で、市の取組により市民の人権が守られているかを測る指標	12.9%	0.0%
家庭生活において男女の地位が平等と感じる市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合で、男女共同参画社会に対する理解度を測る指標	44.8%	50.0%
いじめはどんなことがあってもいけないと考える児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査で「いけない」「どちらかといえば、いけない」と回答した小6児童・中3生徒の割合で、人権教育の成果を測るための指標	(小6) 98.3% (中3) 95.8%	100.0%

■現状

- 2016(平成28)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。また、県においても、2020(令和2)年3月に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行され、本市においても国・県と連携し、部落差別の解消に向けた相談体制の充実を図り、必要な教育と啓発に努めています。
- 全国的に、インターネットを利用した他人への誹謗中傷や偏見・差別を助長するような情報発信、また、子供の虐待やいじめ、性的指向を理由とする差別的取扱など、人権問題は複雑化・多様化しています。こうした中、本市では、2021(令和3)年3月に「人権施策基本方針」の改定を行い、偏見・差別のないまちづくりに向けて人権施策を推進しています。
- 本市では、人権課題に対して正しい理解が得られるよう、人権講演会や人権映画会を実施しています。また、匿名によるインターネット差別書き込みや誹謗、中傷などの人権侵害を助長するような情報に対し、迅速に対処するため、インターネットモニタリングを実施する専門職員を配置しています。
- 本市では、児童生徒を対象とした人権を意識した授業や、全教職員を対象とした人権教育研修会、児童の保護者を対象とした人権意識の向上を目指した「保護者学級」など各学校における取組に加え、全ての市民を対象とした「じんけん学習講座」の開催など人権教育に取り組んでいます。
- 性別によって「こうあるべきだ」と考える固定観念や役割分担意識を解消し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画のまちを目指した取組を進めています。

■これまでの主な取組

- 人権施策推進懇話会を中心としたPDCAサイクルによる人権施策推進体制の構築 [2020(令和2)年度]
- 新型コロナウイルス感染症に起因する不当な差別に対する啓発 [2020(令和2)年度～]
- 児童生徒を対象とした「人権啓発ポスター展」の開催 [2020(令和2)年度～]
- 全国水平社創立100周年パンフレットの作成、児童生徒の保護者への配付 [2021(令和3)年度]
- 小学6年生及と中学生への全国水平社創立100周年パンフレットを活用した授業の実施 [2022(令和4)年度]

■課題

- 市民一人一人の人権意識のさらなる高揚のため、人権啓発・教育活動への取組が必要です。
- 複雑化・多様化する人権問題への対策や相談体制の充実が必要です。
- 男女共同参画の視点に立った意識啓発を推進する必要があります。

■主な取組方針

方針①: 人権擁護・保護の充実

- 家庭や学校、地域、職場など生涯を通じ、社会のあらゆる分野において、人権尊重のまちづくりを進めるため、「人権施策基本方針」に基づき、関係部署と連携し、施策を総合的に推進します。
- 関係機関などと連携し、インターネット上の差別書き込みなどの監視を強化するとともに、情報に関する被害発生時における対応の強化を図ります。
- 人権擁護委員や関係機関との連携を図り、複雑化・多様化する人権課題に対応できる相談体制の充実を図ります。

方針②: 人権啓発・教育の推進

- 人権映画会や講演会などの機会を通して、人権意識の高揚を図るための取組を推進します。
- 就学前は、自然や動植物とのふれあいを通して、いのちの大切さを感じたり、さまざまな遊びを通して仲間との関係や豊かな人間性を培うなど、人との関わりを通して相手を理解し、お互いを大切に思う気持ちを育てていくことを基本とした人権教育を進めます。
- 小・中学校では、学校生活のあらゆる場を通して、個々の児童・生徒の自尊感情を高め、他者を尊重し、互いに違いを認め合うとともに、人権に関する知識を深め、豊かな感性を育む教育や、コミュニケーション能力など、人権に関わるスキル(技能)を身につける教育を推進します。
- 小・中学校の教職員一人一人が人権を尊重する理念をもち、研修内容の充実により、差別を見逃さない鋭い人権感覚と資質、指導力の向上を図ることで、人権教育を進めます。
- 社会教育として、さまざまな学習機会を通して、市民一人一人が人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活で実現できる取組を推進します。

方針③: 男女共同参画のまちづくりの推進

- 男女共同参画のまちの実現に向けて、市民や企業の意識の醸成を図るため、情報提供や啓発活動を推進します。
- 男女がともに自己の能力を伸ばし、発揮できる機会を平等に得られるよう取り組みます。
- 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた相談体制を充実します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 人権問題の理解や人権意識の高揚に努めます。
- 人権に関するイベントへ積極的に参加します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
人権施策基本方針	2021(令和3)年度～
教育大綱	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
生涯学習推進計画	2019(令和元)年度～2023(令和5)年度
男女共同参画推進プラン	2018(平成30)年度～2027(令和9)年度

5-2-1: 地域コミュニティの充実と協働の推進

<関係課> ◎総務課、地域創生課

■ 目指す姿

市民が地域の活動に積極的に参加し、市民相互の親睦を深めて信頼関係を築き、人と人との絆を強め、住みよいまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
自治会加入率	全世帯のうち、自治会に加入している世帯の割合で、地域コミュニティの活性化の状況を測る指標	73.0%	現状値以上
自治会やコミュニティ活動に参加した市民の割合	市民意識調査で「ここ1年で自治会やコミュニティの活動に参加した」と回答した市民の割合で、地域コミュニティへの関心度と活性化の状況を測る指標	45.7%	60.0%
地域活動意欲	市民意識調査で、紀の川市でまちをよくするために、地域でのイベントや行事に参加したい度合いが高い人の割合	35.8%	40.0%
公益的な活動をする市民活動団体の登録数	市への登録を行っている市民公益活動団体数で、市民主体の公益的活動の推進・活性化を測る指標	19団体	25団体

■ 現状

- 近年、自治会をはじめとする地域コミュニティを取り巻く社会情勢や環境が変化し、住民の価値観の多様化や地域に対する関心の希薄化など、地域コミュニティ活動への参加を敬遠する世帯が増えています。2012(平成24)年4月現在で80.1%であった本市の自治会加入率は、2022(令和4)年4月現在では73.0%となっており、10年間で7.1ポイント減少しています。
- 全国的に、自治会加入率の低下や担い手不足などの原因により、自治会活動の持続可能性の低下が懸念されています。本市においては、自治会への活動支援として自治会の運営に対する補助金を交付しているほか、自治会の活動拠点となる集会所の新築・改修などに要する経費に対して補助金を交付しています。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「ここ1年で自治会やコミュニティの活動へ参加した市民の割合」は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり45.7%と、半数以下になっています。
- 人口減少や多様化する市民ニーズに対応するため、市民との協働の視点でまちづくりを行う必要があります。
- 特定非営利活動促進法が2020(令和2)年に改正され、NPO法人設立の迅速化や事務負担の軽減が図られました。
- 2019(平成30)年度末に19団体あった市内に主たる事務所を置く県認証NPO法人数は、2023(令和5)年1月末現在では16団体に減少しています。

■ これまでの主な取組

- 地区集会所整備補助金の交付 [2019(平成30)年度から2021(令和3)年度、合計152件]
- 減少傾向であった花いっぱい運動参加団体が増加 [2021(令和3)年度:26団体⇒2022(令和4)年度:31団体]

■ 課題

- 自治会活動の持続可能性を高めるため、自治会への加入促進をさらに強化する必要があります。
- 自治会での活動をはじめとした地域コミュニティ活動の活性化が必要です。
- 市民活動団体が持続的に活動できるよう支援を行う必要があります。

- 職員の協働に対する理解促進や意識の醸成が必要です。
- 市民が主体的にまちづくりに参画する機会を増やす必要があります。

■主な取組方針

方針①:自治会活動における持続可能性の向上

- 自治会加入の必要性を広く周知するため、広報紙やホームページを通じた啓発や、転入者への案内チラシを配布します。また市自治連絡協議会と連携し、自治会が実施する加入促進策を支援します。
- アパート・マンションの建築主や開発事業者などの協力を得ながら、加入促進に取り組みます。
- 自治会の活動拠点となる地区集会所の新築や改修など、自治会活動が持続的に行えるよう支援します。
- 自治会活動の活性化に向けた新たな支援の検討を進めます。

方針②:地域コミュニティ活動の活性化

- 地域コミュニティ活動への関心を高め、参加を促すため、広報紙やホームページ、SNS などを通じてイベントや活動の内容を周知・啓発します。
- 花いっぱい運動を推進し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、参加団体の活動を地域住民に積極的に周知します。
- 市民が当事者意識をもって地域課題を捉えることができるよう、市民意識調査やさまざまな機会を通じて対話する機会を創出します。

方針③:市民主体の公益的活動の推進・活性化

- 市民、NPOをはじめとした市民活動団体が自主的な社会貢献活動を活発に実施できるようにするため、活動の支援や補助を行います。
- 学生が地域や企業などとの協働により実施する地域課題の解決につながる活動を支援します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 積極的に地域コミュニティ活動に参加します。
- 市民活動団体の活動に関心を持ちます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
協働によるまちづくりの指針	2012(平成24)年度～

5-2-2: 地域の活性化と移住・定住環境の充実

<関係課>◎地域創生課、企画経営課

■目指す姿

持続可能な豊かな暮らしを実現するとともに、市内外の人が本市の魅力を再認識し、「住み続けたい、住んでみたい、関わりたい」と思ってもらえるまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
ふるさと納税の寄附受入金額	ふるさと納税制度にもとづき市に寄附された額で、市への関心度と地域活性化の取組の成果を測る指標	7.7億円 (R3)	17億円
紀の川市空き家バンクへの新規登録物件数	空き家バンクに新規登録された物件数で、空き家の利活用が推進されているかを測る指標	22件 (R3)	4年間で80件
修正地域参画総量指標(mGAP)	市民意識調査で「地域推奨量」「地域参加量」「地域感謝量」の総量を測り、地域活性化の状況を定量化した指標	-318	-200
定住意向割合	市民意識調査で「住み続けたい」「どちらかといえば、住み続けたい」と回答した市民の割合で、市民の定住意向を測る指標	80.7%	85.0%

■現状

- 2005(平成17)年度の合併以降、本市では人口減少が続いており、地域活力の低下が懸念されています。そうした中、人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域を維持するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく各種施策に取り組んでいます。
- 2021(令和3)年度に、粉河、那賀、桃山地区が、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域の指定を受けました。
- ふるさと納税制度は、2021(令和3)年度に全国で8,300億円以上の寄附額となっており、今後もさらに寄附額の増加が予想されています。本市においても、返礼品の充実やポータルサイトの増設を図り、寄附額の増加につなげています。
- 近年、地域づくりの担い手として、特定の地域に継続的に多様に関わる人々、いわゆる「関係人口」が注目されています。
- 市の認知度向上や市民の誇りと愛着心の醸成を図るため、シティプロモーションに取り組んでいます。この取組を通じて「関係・交流人口の拡大」「移住・定住の促進」につながる展開が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の発生以降、テレワークが普及し、多様な働き方が可能になったことなどを背景として、都市圏からの地方移住に対する関心が高まっています。本市においては、空き家を仲介する空き家バンクをはじめ、移住者向けの各種支援制度の充実を図っています。
- 若年層の流出抑制と新たな人の流れの創出を図るとともに、本市の主要産業である農業の振興へとつなげるため、農学部を中心とした高等教育機関の誘致に取り組んでいます。

■これまでの主な取組

- ふるさと納税寄附額の大幅な増額 [2018(平成30)年度 58,064千円⇒2021(令和3)年度 770,744千円]
- ふるさと納税のポータルサイトを14サイトに増加 [2022(令和4)年12月現在]
- シティプロモーション戦略を改定 [2020(令和2)年度]
- 若者定住促進住宅取得奨励金制度・奨学金返還支援制度の創設 [2020(令和2)年度～]
- 紀の川市空き家バンクの創設 [2021(令和3)年度]

■課題

- 若年層の転出抑制、転入促進を図る必要があります。
- 関係人口の創出・拡大に取り組むことが必要です。
- ふるさと納税制度における返礼品の種類と質の充実に取り組むとともに、ふるさと納税制度をきっかけとして、地域の事業者が稼ぐ力を身につけられるようにする必要があります。
- 市民の愛着、誇り、推奨意欲を醸成するとともに、市外の人にも本市の推奨意欲を醸成できる取組の充実が必要です。

■主な取組方針

方針①: 大学との連携と高等教育機関の誘致

- 協定を締結している大学との連携を強化し、市と大学相互の特性を活かし、地域活性化を図ります。
- 地域の活性化や農業振興につながる新たな高等教育機関の誘致を進めます。

方針②: 移住・定住支援

- 民間団体と連携した空き家バンクを運用し、空き家所有者と利用希望者などとのマッチングを促進します。
- 空き家などを有効な地域資源と捉え、地域活性化やまちの魅力向上につながるよう活用促進を図ります。

方針③: ふるさと納税制度による活性化

- 寄附額を増やすため、返礼品の種類と質の充実に取り組みます。
- 企業版ふるさと納税の寄附額を増やすため、企業に市の取組を積極的にPRします。

方針④: シビックプライドの醸成

- 市民がまちの魅力を再認識し、愛着や誇りを持ってもらうためのさらなる取組を推進します。

方針⑤: 関係人口創出に向けた取組

- 地域や地域の人と多様な関わりをもつ関係人口を増やすことで、まちづくりや市の課題解決につながる取組を推進します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 地域の活性化につながるイベントや活動に積極的に参加します。
- まちの魅力を発信します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
過疎地域持続的発展計画	2021(令和3)年度～2025(令和7)年度
まち・ひと・しごと創生総合戦略	2021(令和3)年度～2024(令和6)年度
シティプロモーション戦略	2021(令和3)年度～2024(令和6)年度

5-3-1: デジタル化の推進

<関係課> デジタル推進室

■ 目指す姿

デジタルを活用し、市民サービスの向上や行政運営の簡素化・効率化を図るとともに、日常生活においてデジタル化の恩恵が実感できる便利で暮らしやすいまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
オンライン申請ができる行政 手続数	手続数により電子行政サービスの進捗状況を測る 指標	10 手続	100 手続
RPAによる事務短縮時間数	RPA(業務自動化ソフト)を活用し、短縮できた時間数 で、業務の効率化を可視化する指標	759 時間 (R3)	4,200 時間
マイナンバーカードの交付率	マイナンバーカードを交付した市民の割合で、マイ ナンバー制度の普及状況と電子行政サービスの進 捗状況を測る指標	63.6% (R3)	100.0%
デジタル化が進むことに不安 を感じている市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じ る」と回答した市民の割合で、定性的にデジタル化 への市民意識を測る指標	60.5%	50.0%

■ 現状

- 2020(令和2年)12月に国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が改訂され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されています。
- 自治体は自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAIなどの活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に繋げていくとともに、DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進にあたっては、住民などとその意義を共有しながら進めていくことが求められています。
- 本市では、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるように、NPO 法人や民間企業と連携したスマートフォン教室の開催やスマートフォン相談窓口を開設しています。
- 職員の新型コロナウイルス感染拡大防止と業務継続の観点からテレワーク環境を整備しました。

■ これまでの主な取組

- 庁内業務への RPA の導入 [2018(令和元)年度～]
- 証明手数料支払いへのキャッシュレス決済の導入 [2020(令和2)年度～]
- 住民票の写しや戸籍謄本などのオンライン交付申請の開始 [2021(令和3)年度～]
- 庁内業務への AI-OCR の導入 [2022(令和4)年度～]

■ 課題

- デジタルの活用により、複雑化・多様化する市民ニーズに対応したきめ細かな行政サービスの提供が必要です。
- 業務効率化を図るため、デジタルの力を最大限に活用することが必要です。
- デジタルの活用に向けた職員の知識の向上や意識の改革が必要です。
- 誰一人取り残さないデジタル化のため、デジタルデバインド対策や継続した情報通信サービスの提供が必要です。

■主な取組方針

方針①: 行政サービスにおける利便性の向上

- 市民のニーズをきめ細かく捉え、行政手続のオンライン化など、「簡単で」「わかりやすく」「使いやすい」行政サービスを提供します。
- マイナンバーカードのさらなる普及を図るとともに、マイナンバーカードを活用したさらなる行政サービスの向上につながる取組を検討します。

方針②: デジタル化による行政運営の効率化

- AIやRPAなどのデジタル技術を積極的に活用し、業務改善による労働生産性の向上を図ります。
- 電子契約や電子決裁の導入の検討など、庁内のペーパーレス化につながる取組を推進します。
- 業務の棚卸しを実施し、デジタル技術を実装可能な業務の可視化・洗い出しを行います。

方針③: 地域社会のデジタル化とデジタルデバインドへの対応

- スマートシティの実現に向けた取組を推進します。
- デジタルデバインド対策を進めるため、高齢者を中心としたスマートフォン教室の開催や、スマートフォン教室ではカバーできないスマートフォン全般に関する相談窓口を開設します。
- テレビ難視聴やブロードバンド未整備エリアに、民間事業者と連携し、情報通信サービスの提供を引き続き実施します。
- 将来の地域社会のデジタル化を担う人材を育成するため、若年層を中心としたデジタルに関する技術や知識の向上につながる取組の検討を行います。

方針④: デジタル人材の確保・育成

- 民間企業からのデジタル人材を受け入れ、デジタル技術や知見を積極的に活用できるよう体制づくりを進めます。
- 職員のITリテラシーを向上させるため、専門的な研修を実施します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- デジタルに関心を持ち、自ら情報を収集します。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
DX 推進計画	2023(令和 5)年度～2026(令和 8)年度

5-3-2: 市政情報の発信と市政参加の促進

<関係課>◎広報課、秘書課、企画経営課

■目指す姿

市政情報など市民が必要とする情報を容易に入手できるように、多様な発信手段を活用して提供し、市民が市政に対して関心をもっているまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
行政の広報・広聴活動が充実していると感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、広報・広聴活動の成果を測る指標	31.8%	50.0%
市民の意見・要望が市政に反映されていると感じている市民の割合	市民意識調査で「よく反映されている」「ある程度反映されている」と回答した市民の割合で、広聴活動の取り組み成果と充実度(関心度)を測る指標	26.6%	50.0%
市政に関心があると回答している市民の割合	市民意識調査で「関心がある」と回答した市民の割合で、市政情報の充実度(関心度)を測る指標	67.4%	100.0%
マスコミへの情報提供件数	新聞社や放送局などへの情報提供(報道発表)件数で、広報活動の取組状況を測る指標	60件 (R3)	120件

■現状

- 毎月発行する広報紙とホームページやメール、SNS などを活用して市内外の多くの人に市政の情報や災害、イベントなどの情報を届けています。
- インターネットは市民生活や仕事では不可欠な社会基盤(インフラ)となっており、全国的にインターネット端末を利用する人が増加しています。2022(令和4)年度の情報通信白書によると、約9割の世帯がスマートフォンを所有しています。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「市政に関心がある」と回答した人が67.4%と、半数以上の市民が市政に関心をもっているという結果になっています。
- 国の情報セキュリティガイドラインを遵守し、市政の情報や災害、イベント情報などの発信に SNS を活用することで多くの市民に情報を届けています。
- 2016(平成28)年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを受けて、国は「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づいたホームページ作成などを推進しています。

■これまでの主な取組

- 市民意識調査の毎年度実施 [2016(平成28)年度～]
- 市公式 LINE アカウントを開設 [2020(令和2)年度～]
- 市公式 YouTube を開設 [2021(令和3)年度～]
- ウェブアクセシビリティに配慮したホームページを作成
- 県広報コンクール「広報紙の部」で第1位を通算14回受賞

■課題

- 情報入手手段の多様化に対する戦略的な情報発信が必要です。
- 大規模災害に備えた強靱な情報発信体制が必要です。
- 市民の意見を市政に反映させるための広聴活動の充実が必要です。

■主な取組方針

方針①: 広報活動の充実

- 発信する情報の質を高めるため、職員の情報発信に対する意識の向上を図るとともに、庁内の情報発信体制の強化を図ります。
- 市の方針や取組を随時発信し、市民が市政に関心をもち、積極的に市政に参加する機運の醸成を図ります。
- 災害時においても情報発信を途絶えさせないよう、情報通信手段の多重化を図り、市民が情報収集をしやすくします。

方針②: 広聴活動の充実

- 市政ポストへの投稿、市民意識調査、各種委員会への市民参加、窓口相談などを通して、市民の意見や要望を聴き、市政へ反映し、各事業への満足率や市政への関心度の向上に取り組みます。
- 市政懇談会の開催などにより市民の意見を直接聴き、まちづくりへの参加を促進します。
- 市民が市政に関心をもち、理解を深められるよう、市政情報を積極的に発信し、それに対する意見を広く聴取できるよう努めます。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 市政情報に興味・関心を持ち、まちづくりに参加します。

5-3-3: 健全な財政運営の確立

<関係課>◎財政課、税務課、収納対策課、会計課

■目指す姿

市民ニーズに応え、高い透明性を保ちながら、持続可能で健全な財政運営が行われているまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
受益者負担比率	通常行っている行政活動に係る費用(経常行政コスト)に対する使用料、手数料などの収益(経常収益)の割合で、特定の行政サービスを利用した人の負担が適正な水準であるかを測る指標	2.2% (R2)	3.7%
積立基金現在高比率	標準財政規模に対する基金残高の割合で、一定額の基金が確保されているかを測る指標	68.8% (R3)	60.0%以上を確保
経常収支比率	市税や普通交付税などの経常的に収入される一般財源総額のうち、人件費や扶助費、公債費などの経常的経費に充当された一般財源額の割合で、市の財政構造の弾力性を測る指標	91.2% (R3)	93.2%以下
市税収納率	市税の現年度分と過年度分を合わせた年度末の収納率で、自主財源の根幹である市税の収納状況を測る指標	97.3% (R3)	97.8%

■現状

- 今後予想されるさらなる人口減少や少子高齢化によって、市税などの減収と社会保障費の増加が懸念されます。将来を見据えた財政計画に基づく収支見通しを策定した中で、各基金の保有額に配慮しつつ、重点的に取組が必要な事業については積極的な予算配分を行ってきました。
- 財政状況について市民の理解を得るために、広報紙やホームページを活用して、財政計画や運営状況を公開しています。また、統一的な基準による地方公会計制度に基づく財務書類を作成し、より詳細なコストや将来負担の分析に努めています。
- 納税の公平性の観点から適正で効果的な滞納整理を行ってきました。また、地方税回収機構への滞納案件の移管も含めて、積極的に滞納処分を行うとともに、納付環境の拡充に取り組むことで、市税収納率が向上し、収入未済額は年々減少しています。
- 市の債権全般の適正管理に関し、必要な事項や全庁統一した管理ルールを定め、財政の健全性と市民負担の公平性の確保を図るため、2021(令和3)年4月1日に「債権管理条例」を施行しました。
- 公金の運用・管理については、安全・確実を第一として、流動性と収益性を考慮し、金融機関への預金のほか、債券による運用を組み合わせ、リスクの分散を図り運用しています。

■これまでの主な取組

- 「決算主要施策の成果」の記載内容の拡充 [2018(平成30)年度決算～]
- 債券運用の開始 [2018(平成30)年度～]
- WEB口座振替受付サービスの導入 [2022(令和4)年度～]
- 合併以来、市税収納率の過去最高値を更新中

■課題

- 基金の取崩しに依存しない、収支が均衡した財政運営が必要です。
- 市民への的確で分かりやすい財政状況の公表に取り組む必要があります。
- 市税をはじめとした自主財源の確保に向け積極的に取り組む必要があります。
- 使用料・手数料などの受益者負担の適正化を図る必要があります。

■主な取組方針

方針①: 財政計画に基づいた計画的な財政運営

- 毎年度の決算や長期総合計画の進捗状況を踏まえた財政収支の推計をもって、中長期を見通した財政計画に基づく堅実な財政運営を行います。
- 地方公会計制度による財務書類の分析結果など、財政状況の情報公開についても積極的に行うことで、市の財政運営に対して、市民の理解を得られるようにします。

方針②: 歳入確保のための取組の推進

- 市民からの信頼を得られるように、公正で適正な課税を推進します。
- 市税の納付しやすい環境を充実し、納税者の利便性の向上を図るとともに、適正で効果的な滞納整理に取り組むことで、税収確保の強化を図ります。
- 市税以外の各種債権(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料・使用料・返還金など)に関し、適正で効果的な債権管理・回収に取り組みます。
- 施設使用料の運用(減免)基準の見直しによる受益者負担の適正化に取り組みます。

方針③: 公金の適正な管理の推進

- 引き続き公金の確実で効率的な管理・運用を行います。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 市税や財政状況に興味・関心を持ちます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
財政計画	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
行財政改革大綱	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度

5-3-4: 将来を見据えた行政経営の推進

<関係課> ◎企画経営課、公共施設マネジメント課、契約管財課、市民課、総務課

■ 目指す姿

将来を見据えた行政経営を行うことで、成果とコストを意識した効率的で質の高い行政サービスが行われているまちを目指します。

■ 成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
成果指標達成率	第2次長期総合計画の後期基本計画で成果指標として掲げた指標数のうち、目標を達成した指標の割合で、効率的、効果的な行政運営が行われているかを測る指標	25.0% (R3)	100.0%
公共建築物の延床面積(m ²)	公共施設の削減状況の進捗を測る指標	258,694 m ² (R3)	現状値以下
住民票の写しなどのコンビニ交付割合	証明書の交付方法の充実度を測る指標	7.0% (R3)	20.0%
窓口サービスの満足度	市民意識調査で市役所(本庁・支所)を利用した際の全体的な感想として「満足」「やや満足」と回答した市民の割合で、窓口サービスの充実度を測る指標	59.8%	100.0%

■ 現状

- 全国的に人口減少や少子高齢化が進行している中、本市においても生産年齢人口の減少や老年人口の増加が予想されており、人口構造の変化に対応した行政経営と地域活力を維持するための人口増加対策が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新たな生活様式の浸透、原油価格・物価高騰などの社会情勢の変化により、市民ニーズの複雑化・多様化が進んでいます。
- 市民意識調査結果や、行政評価の推進、各種統計データの利活用により、重点的に取り組む必要があるものについては、「選択と集中」により、経営資源の積極的な配分を行っています。
- 公共施設全体の状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化などの対策内容と実施時期、対策費用を整理した「個別施設計画」を策定し、2021(令和3)年度より計画に基づいた公共施設の総合的適正管理の取組を推進しています。
- 公共建築物保有量の縮減目標は2016(平成28)年度から2055(令和37)年度までの40年間で35%縮減を目指しており、計画策定後の取組により、2022(令和4)年3月現在で約16,900m²(6.1%)の削減となっています。
- 各地方公共団体がそれぞれの条例に基づいて運用していた個人情報保護制度が、個人情報保護法の改正により、2023(令和5)年4月から全国的な共通ルールでの制度になっています。

■ これまでの主な取組

- 住民票の写しなどのコンビニ交付開始 [2018(平成30)年度～]
- 押印見直しによる行政手続きの簡素化 [2020(令和2)年度～]
- 指定管理者選定委員会の運営開始 [2020(令和2)年度～]
- 一般競争入札による市有財産売却の定型化 [2021(令和3)年度～]

■ 課題

- 社会情勢の変化に伴う市民ニーズの複雑化・多様化に対応した、質の高い行政サービスを継続的に提供する必要があります。
- 公共施設について、長期的な視点をもって、集約化、複合化、廃止などにより総量の縮減を図るとともに、民間活力の導入による効率的・効果的な維持管理・運営を推進することが必要です。

- 市保有の財産を調査し、未利用・低利用財産の処分をはじめ有効活用を検討することが必要です。
- 多様化する市民のライフスタイルに対応した窓口サービスや証明書交付体制の構築が必要です。
- 情報公開制度と個人情報保護制度について適切に対応することが必要です。

■主な取組方針

方針①: 効率的・効果的な行政サービスの提供

- PDCA サイクルによる行政評価に基づき、限りある経営資源を有効に活用し、事業の選択と重点化による持続可能な行政経営を推進します。特に、重点プロジェクトに設定した取組に対しては、積極的な経営資源の配分のもと、人口増加を目指します。
- RESASなどを活用した、証拠に基づく政策立案(EBPM)を推進します。
- 市民意識調査により、長期総合計画の進捗状況を測るとともに、市民ニーズを把握し市政に市民の声を反映させることで市民満足度の向上を図ります。
- 行政と民間の役割分担を見極めながら、PPP/PFIなどの手法を研究し、民間活力の活用による効率的・効果的な事業構築の方向性を検討します。
- 広域的で効果的な行政サービスを提供するため、近隣市町との連携事業を引続き検討します。

方針②: 行財政改革の推進

- 「行財政改革大綱」「行財政改革推進計画」に基づき、社会情勢の変化や複雑化・多様化する市民ニーズに対応した、従来手法にとられない柔軟な考えのもと持続可能な行政経営を目指します。

方針③: 市有財産の効率的・効果的な管理運営

- 市民に提供する施設サービスの水準を適切に維持するため、施設保有量の見直しや計画的な保全による長寿命化など、保有する公共施設を適切に維持管理し、有効活用を図ります。
- 未利用・低利用な市有財産の処分をはじめ有効活用を図ります。
- 指定管理者制度や包括管理委託などの民間活力の導入による公共施設の効率的・効果的な維持管理・運営を推進します。
- 公共施設の維持管理や改修・更新に際しては、温室効果ガス排出量の削減につながる再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化を推進します。

方針④: 市民窓口サービスの充実

- 窓口での証明書発行に加え、コンビニ交付やオンライン申請などを推進して、市民の証明書交付にかかる利便性の向上を図ります。
- 市民の暮らしに関する悩みやトラブルに関する相談体制を維持します。

方針⑤: 情報公開・個人情報保護制度の適正な運用

- 情報公開・個人情報保護制度の適正な運用を図るため、職員の制度理解を深めます。
- 適正な文書管理を行い、情報公開請求や個人情報開示請求に対応します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 行政活動や地域でのまちづくりに関心を持ちます。
- 社会状況に応じた市民と行政との役割について理解を深めます。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
那賀5町新市建設計画	2004(平成16)年度～2025(令和7)年度
行財政改革大綱	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
公共施設マネジメント計画	2016(平成28)年度～2055(令和37)年度
公共施設個別施設計画	2021(令和3)年度～2030(令和12)年度

5-3-5: 職員の育成と職場環境の充実

<関係課>◎人材マネジメント課、企画経営課

■目指す姿

人材の確保といきいきと働くことができる環境づくりを進めるとともに、市民から信頼される職員を育成することで、充実した市民サービスが行われているまちを目指します。

■成果指標

指標名	指標の説明	現状値 (2022年)	目標値 (2026年)
仕事にやりがいを感じている職員の割合	自己申告書で、仕事のやりがいが「十分ある」「少しある」と回答した職員の割合で、職員能力の向上及び意識改革の度合いを測る指標	59.4%	100.0%
職場環境が良好と感じている職員の割合	自己申告書で、職場環境が「非常に良好」「良好」と回答した職員の割合で、職場環境の充実度を測る指標	61.9%	100.0%
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	女性管理職員の割合で、女性が活躍する職場環境づくりの進捗状況を測る指標	29.4%	30.0%
男性職員の育児休業の取得率	職員のワーク・ライフ・バランスの推進の度合いを測る指標	28.6% (R3)	30.0%

■現状

- 多様な市民ニーズへの対応や厳しい財政状況に対応できる人材の育成と活用を効果的に推進するため、2017(平成 29)年度に「人材育成基本方針」を策定し、目指すべき職員像を「自ら考え行動し、チャレンジ精神を持って取り組む、市民から信頼される職員」と決めました。また、中長期的な人材育成の指針として 2018(平成 30)年度に「人材育成体系基本計画」を策定し、人材育成に努めています。
- 人事評価制度の導入により、職員の育成や適切な処遇、管理監督者の指導力向上につなげることで、組織の活性化に取り組んでいます。
- 行政経営の考えに基づいた成果とコストを意識した効率的で質の高い行政運営が求められる中、職員個人の能力を最大限、効率的、効果的に発揮する必要があります。

■これまでの主な取組

- 階層別研修の実施 [2017(平成 29)年度～]
- 会計年度任用職員の機動的配置を実施 [2018(平成 30)年度～]
- テレワークによる在宅勤務を制度化 [2021(令和 3)年度～]

■課題

- 公務員としての資質を備えた人材の継続的な確保が必要です。
- 業務内容の複雑化・多様化に対応することができる職員の採用・育成と適正配置が必要です。
- 職員がいきいきと働くことができるよう、職場環境を充実させる必要があります。

■主な取組方針

方針①: 人材の確保と適正な人員配置による組織力の向上

- SNS での情報発信を含めた広報活動を充実させ、職員採用試験の受験者数の増加を図るとともに、中長期的な視点による採用を行います。
- 時間外勤務の要因の把握、分析により、適正な人員配置による業務量の平準化を図ります。
- 業務改善や会計年度任用職員の機動的な配置、業務の外部委託を推進し、業務の効率化を進めます。
- 長期総合計画の目標実現に向けて、効率的・効果的かつ機動的な組織を編成します。

方針②: 人材育成の推進

- 階層ごとの役割に応じた研修、女性職員を対象としたキャリアアップ研修、メンター制度による新規採用職員への個別支援によって、職員一人ひとりの能力を向上させ、組織全体のレベルアップを図ります。
- 専門研修への積極的な参加を促すことで、業務における職員の専門的な知識の向上を図ります。
- 他機関へ職員を派遣し、外部の知見やノウハウを獲得することで、職員の能力向上を図ります。
- 人事評価を通じた評価者と被評価者のコミュニケーションを推進し、業務改善に対する意識と職務へのモチベーションの向上を図ります。

方針③: 良好な職場環境の整備・充実

- 妊娠、出産、育児、介護と仕事の両立支援制度の活用によって、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
- 業務効率の向上を目指した自宅におけるテレワークなど、多様な勤務形態を引き続き構築します。

■協働(市民に取り組んで欲しいこと)

- 職員の成長・活躍をサポートします。

■関連する個別計画

計画名	計画期間
人材育成基本方針	2017(平成 29)年度～
人材育成体系基本計画	2018(平成 30)年度～
女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	2021(令和 3)年度～2025(令和 7)年度
次世代育成支援特定事業主行動計画	2015(平成 27)年度～2024(令和 6)年度
職員適正化計画	2022(令和 4)年度～2026(令和 8)年度

4. その他

(1) 今後の日程について

日程 (案)	内容等
令和5年2月2日	資料に対する意見の締切
令和5年2月8日～	パブリックコメントの実施 (27日まで)
令和5年3月3日	第10回審議会 ・パブリックコメントの対応による基本計画 (案) の審議 (最終化) ・答申 (案)
令和5年3月6日	市長に答申